

第3次白鷹町障がい者プラン

- 地域とつながり かがやきつづける -



令和6年3月
白鷹町

目 次

第1章 計画の総論	1
第1節 計画策定の趣旨と背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置付けと目標年次	3
第3節 福祉に関するアンケートの実施	4
第2章 障がい者の状況	5
第3章 計画の基本理念と基本方針	7
第1節 計画の基本理念	7
第2節 計画の体系	9
第4章 計画の基本的取組の方針と主な取組	10
基本的取組の方針1 地域で安心して、自分らしく暮らし続ける	10
第1項 ノーマライゼーションの推進、障がい者差別解消	10
第2項 ユニバーサルデザインの推進	11
第3項 生活安定のための施策	11
(1) 安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備	11
(2) 地域生活支援拠点等の整備	12
(3) 移動支援の検討	13
(4) 地域との連携強化	13
(5) 交流・ふれあいの促進	13
第4項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
第5項 障がい者虐待の防止	16
第6項 成年後見制度の周知・活用	17
第7項 防災体制の充実・災害発生時の配慮	19
基本的取組の方針2 福祉サービス等の充実	20
第1項 町の相談窓口の充実・情報発信及び情報取得利用	20
第2項 サービス提供基盤の充実	20
第3項 障がい児支援体制整備	22

第4項 精神保健福祉対策の充実及び医療機関等との連携強化	23
第5項 難病患者等への支援	23
第6項 自立支援協議会の活用	23
第7項 障がい福祉を支える人材の確保	24
 基本的取組の方針3 切れ目なくライフステージに寄り添う	25
第1項 乳幼児期	26
(1) 障がいの適切な時期での発見・適切な対応	26
(2) 就学前療育と教育	26
(3) 障がい福祉サービスの活用	27
第2項 児童・生徒期	27
(1) 福祉教育等の充実、ボランティア活動の普及・促進	28
(2) 学校教育の充実	28
(3) 特別支援学校への通学の支援	29
(4) 障がい福祉サービスの活用	29
第3項 成人期	29
(1) 障がい福祉サービスの活用	29
(2) 職業能力の開発と雇用の促進	30
(3) 福祉的就労対策の充実及び農福連携の推進	30
(4) スポーツ・芸能文化活動の充実	31
第4項 高齢期 高齢による生活課題への対応	31
 基本的取組の方針に関する成果目標	33
 第5章 計画の推進体制	34
第1節 計画の推進体制	34
第2節 障がい福祉施策の総合的な推進について	35
第3節 計画の達成状況の点検及び評価（P D C A）	36
 【資料編】 1.計画策定の経過（37）、2.障がい福祉サービスの種類と内容（39） 3.地域生活支援事業の種類と内容（42）、4.「福祉に関するアンケート調査」 について（44）、5. 第3次白鷹町障がい者プラン策定委員名簿（94）	

※「障がい」の表記について：本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。但し、法令名、告示の名称、法令からの抜粋、既に存する計画名についてはそのままの表記とします。

第1章 計画の総論

第1節 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

障がい者を取り巻く環境は、少子高齢化、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化、価値観の多様化等の諸要因により大きく変化しており、こうした環境変化に対応しながら、町では、よりよい障がい福祉サービスにつなげていくために「障害者プラン（平成15年～平成24年度）」及び「第2次障がい者プラン（平成26年～令和5年度）」を策定し、障がい者施策を展開してきました。

これまでの取組を振り返り、また新たな社会情勢などを考慮し、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指すノーマライゼーションの理念のもと、障がい者を取り巻く現状、課題、まちづくりの方向性を探り、すべての人たちが暮らしやすく、障がい者が安心して、生き生きと生活できる社会の実現に向けた障がい者のための施策の指針とするために、第3次白鷹町障がい者プランを策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 國際的な動向

障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進すること等を目的とする障害者権利条約は平成18年12月、第61回国連総会本会議においてコンセンサス採択され、平成20年5月に発効しました。

日本では平成19年9月に条約に署名し、その後行われた法制度整備等も踏まえて、平成26年1月に同条約を批准し、同条約は同年2月に発効しました。

アジア太平洋地域において障がいのある人への認識を高め、域内障がい者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、平成4年に日本と中国が「アジア太平洋障害者の十年」を主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)総会において決議されました。

その最終年となる平成14年にESCAP総会において、日本の主唱により「ESCAPアジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されるとともに、同年10月に滋賀県大津市で開催された「ESCAPアジア太平洋障害者の十年最終年ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年（2003年-2012年）」の行動計画であるアジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ

権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワークが採択されました。

また、「ESCAP 第 2 次アジア太平洋障害者の十年」の中間年に当たる平成 19 年 9 月にタイのバンコクで開催された「アジア太平洋障害者の十年の中間評価に関するハイレベル政府間会合」では、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、平成 20 年から 5 年間の実施を促進するための行動指針となる「びわこプラスファイブ」が採択されました。

平成 24 年 5 月に ESCAP 総会において、日本の共同提案により「ESCAP 第 3 次アジア太平洋障害者の十年（2013 年-2022 年）」決議が採択され、同年 11 月には「第 2 次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP 第 3 次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川（インチョン）戦略」が採択されました。

（2）国の動向

国では、障がい者施策に関する基本的な法律として、昭和 45 年に心身障害者対策基本法（平成 5 年に障害者基本法に改正）を制定しました。昭和 62 年には、身体障害者雇用促進法（昭和 35 年制定）を障害者の雇用の促進等に関する法律に改称しました。

平成 17 年には、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための障害者自立支援法が制定され、平成 24 年に改正して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）とされ、障がい者に対する支援の見直しが図られました。

平成 23 年には障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成 25 年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律など、様々な国内法の整備を進めてきました。これらの法律に基づき、全ての国民が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた障がい者施策が展開されています。

障害者権利条約に関しては、令和 4 年に国連の権利委員会による初めての日本に対する審査が行われ、総括所見・改善勧告が公表されました。勧告では、障がいのある人の強制入院や分離された特別な教育の中止などが求められました。

(3) 県の動向

県は、平成 26 年 3 月に平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 4 次山形県障がい者計画」を策定し、「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが活き活きと、自ら望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現」を目指して、障がい者施策を推進してきました。

平成 28 年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別解消に取り組み、障がいの有無にかかわらず誰もが共存できる社会の実現を目指しています。また、障がい者の自立及び社会参加を支援する施策を総合的に進めるため、新たに令和元年 8 月に「第 5 次山形県障がい者計画」を策定しました。

(4) 白鷹町の取組

町では、国・県の動向を踏まえ、「障害者プラン」及び「第 2 次障がい者プラン」に基づき、障がい者施策に取組んできました。

また、令和 2 年度に、国の障害福祉計画の基本指針を踏まえ、数値目標や障がい福祉サービス等の見込み量を定めた「第 6 期白鷹町障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定しています。令和 2 年 3 月には「白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別の解消に向けた基本的事項を定めました。

これらに基づき、障がい者の自立と社会参加を基本として、障がいのある人が共に暮らせる社会・やさしい町づくりを推進し、障がい者の福祉サービスの充実に努めてきました。

第 2 節 計画の位置付けと目標年次

この計画は、「第 6 次白鷹町総合計画」を上位計画として、国の「障害者基本計画（第 5 次）」、山形県の「第 5 次山形県障がい者計画」などとの整合性を図りながら、総合的な福祉施策を推進していくための基本計画であり、地域づくりの共通の指針とするものです。また、具体的な計画の実施にあたっては、「白鷹町振興実施計画」の策定と連動した対応を行います。

計画期間は令和 6 年度を初年度として令和 10 年度までの 5 年間とします。

第3節 福祉に関するアンケートの実施

この計画を策定するにあたり、障がいのある人やその家族、障がいのあるお子さんの保護者等、福祉サービス事業所に対しアンケートを実施しました。（資料編参照）

※本文中におけるアンケートに関する記述は、下記のとおりとします。

- ・「アンケート」：障害者手帳をお持ちの方への「福祉に関するアンケート」です。
- ・「お子さんのアンケート」：福祉サービスを利用しているお子さんの保護者への「福祉に関するアンケート（お子さん）」です。
- ・「事業所アンケート」：町内の福祉サービス事業所と、相談支援事業を委託している事業所へのアンケートです。



第2章 障がい者の状況

本町の人口は、令和5年3月末現在で12,655人（住民基本台帳）です。

そのうち、障害者手帳をお持ちの方は、身体障がい者598人、知的障がい者133人、精神障がい者73人となっています。

身体障がい者の状況：手帳保持者数（各年度末（3月31日）現在） 単位：人

障がい種別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚	26	31	27	27	28
聴覚・平衡機能	53	46	43	41	42
音声言語そしゃく	10	8	8	8	9
肢体不自由	365	365	340	312	291
内部	220	231	225	227	228
計	674	681	643	615	598

（福祉行政報告例調べ）

知的障がい者の状況：手帳保持者数（各年度末（3月31日）現在） 単位：人

種別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
療育手帳A	36	41	42	45	45
療育手帳B	87	88	89	85	88
計	123	129	131	130	133

（白鷹町交付台帳調べ）

精神障がい者の状況：手帳保持者数（各年度末（3月31日）現在） 単位：人

等級	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	23	19	20	18	20
2級	24	25	28	34	34
3級	19	23	23	20	19
計	66	67	71	72	73

（「精神保健福祉センター所報（山形県）」等）

(参考)

自立支援医療受給者、補装具費受給者（年度別）単位：人

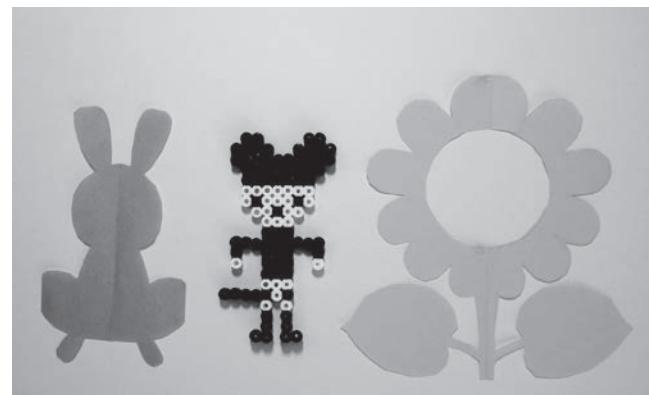
種類	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
更生医療	42	52	43	43	45
育成医療	4	5	4	2	4
補装具費	22	22	18	19	22
精神通院	190	193	161	160	187

(福祉行政報告例調べ等)

特別児童扶養手当受給者数（年度別）単位：人

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
	23	23	25	24	26

(白鷹町交付台帳調べ)



第3章 計画の基本理念と基本方針

第1節 計画の基本理念

1. 基本理念

「地域とつながり かがやきつづける」

～一人ひとりの個性をいかし、地域で支えあいながら、
暮らしていくことができるまち～

2. 基本方針

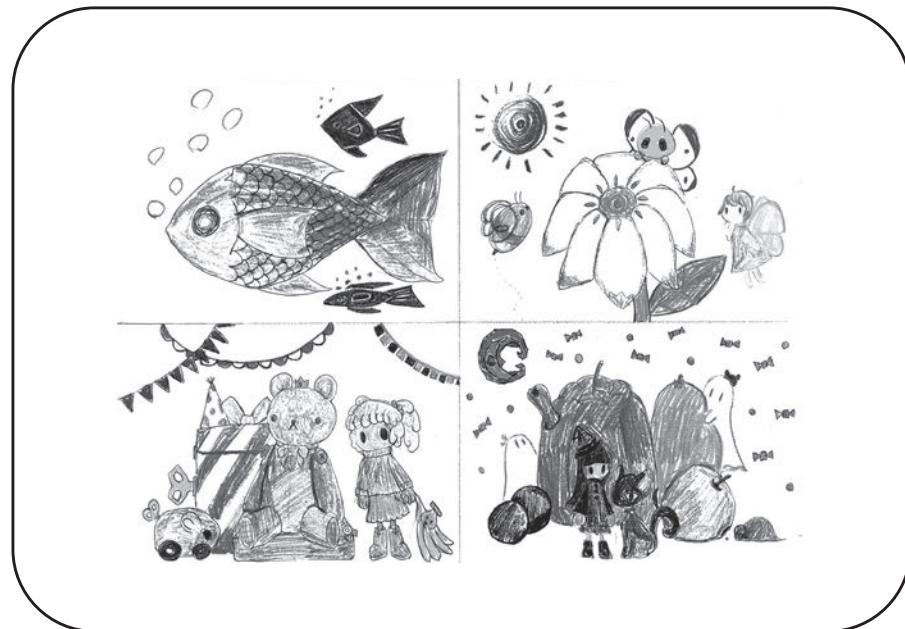
本町の高齢化率は 40% を超え、既に超高齢社会に突入しています。誰しもが加齢とともに身体的機能が低下することが予想され、高齢者も障がいがある人も社会の一員として自立し安心して生活できるよう、共に暮らせる社会（ノーマライゼーション）の確立に向けて努力していくこと、そして、地域生活の中で無理なく自然に障がい等と向き合えること、それを支えていく方々の理解と協力を得ていくことがとても大切です。

障がいのある人もない人も共に支えあいながら、誰もが地域とつながり自分らしくかがやき続けられるよう、また、障がい者自らがまちづくりに参加し主体的に行動できる環境づくりを進めるため、ライフステージに沿った様々な施策を切れ目なく展開していきます。

特に、ライフステージでの節目（進学や就職など）の際に、関係する機関等が変わっても必要な支援内容等の情報が関係機関等で共有され、切れ目のない支援や福祉サービスが提供されるよう取組を進めています。また、近年、医療技術の進歩等を背景に増加している医療的ケア児への支援も強化していきます。それらを支えていくために自立支援協議会を活用することで、関係機関での情報共有を行い、抱えている課題の解決に向けた支援体制を整えていきます。

3. SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年に、国連の加盟国が合意して掲げた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。本計画を推進することにより、このSDGsの達成に貢献することを目指します。



第2節 計画の体系

基本理念及び基本的取組の方針のもと、主な取組や事業を体系化し、障がい者施策を開します。

主な取組

基本的取組の方針

1. 地域で安心して、 自分らしく暮らし 続ける

- 第1項 ノーマライゼーションの推進、障がい者差別解消
- 第2項 ユニバーサルデザインの推進
- 第3項 生活安定のための施策
 - ①安心・安全に暮らすことのできる生活環境の整備
 - ②地域生活支援拠点等の整備
 - ③移動支援の検討
 - ④地域との連携強化
 - ⑤交流・ふれあいの促進
- 第4項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 第5項 障がい者虐待の防止
- 第6項 成年後見制度の周知・活用
- 第7項 防災体制の充実・災害発生時の配慮

2. 福祉サービス等 の充実

- 第1項 町の相談窓口の充実・情報発信及び情報取得利用
- 第2項 サービス提供基盤の充実
- 第3項 障がい児支援体制整備
- 第4項 精神保健福祉対策の充実及び医療機関等との連携強化
- 第5項 難病患者等への支援
- 第6項 自立支援協議会の活用
- 第7項 障がい福祉を支える人材の確保

3. 切れ目なく ライフステージに 寄り添う

- 第1項 乳幼児期
 - (1) 障がいの適切な時期での発見・適切な対応
 - (2) 就学前療育と教育
 - (3) 障がい福祉サービスの活用
- 第2項 児童・生徒期
 - (1) 福祉教育等の充実
 - (2) 学校教育の充実
 - (3) 特別支援学校への通学の支援
 - (4) 障がい福祉サービス等の活用
- 第3項 成人期
 - (1) 障がい福祉サービスの活用
 - (2) 職業能力の開発と雇用の促進
 - (3) 福祉的就労対策の充実及び農福連携の推進
 - (4) スポーツ・芸術文化活動の充実
- 第4項 高齢期 高齢による生活課題への対応

第4章 計画の基本的取組の方針と主な取組

基本的取組の方針1 地域で安心して、自分らしく暮らし続ける

主な取組

- 第1項 ノーマライゼーションの推進、障がい者差別解消
 - 第2項 ユニバーサルデザインの推進
 - 第3項 生活安定のための施策
 - 第4項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 第5項 障がい者虐待の防止
 - 第6項 成年後見制度の周知・活用
 - 第7項 防災体制の充実・災害発生時の配慮
-

障がいのある人が、地域で安心して、自分らしく暮らし続けるために、障がいに対する理解を深めるための基盤づくりや、地域の体制づくりをすすめます。

第1項 ノーマライゼーションの推進、障がい者差別解消

障がいのある人もない人も、年齢を重ねても、だれもが同じように安心して生活できるようノーマライゼーション推進のための知識と理解の普及を推進することが重要です。

また、町では令和2年4月に「白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して、町の責務、町民と事業所の役割を明らかにして、全ての町民が分け隔てられることなく、共に支え合いながら生き生きと安心して暮らすことが出来る共生社会の実現を目指しています。共生社会の実現に向けた取組の一つとして、職場や地域において、心のバリアフリー推進員による研修を実施し、障がい及び障がい者に対する正しい理解と障がい特性や場面に応じた必要な配慮等について理解の促進を図ります。

山形県では、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助や配慮を得やすくすることを目的とした「ヘルプマーク」を導入しています。町でもヘルプマークの普及に向けてポスターを掲示し、広報等で周知に努めています。

主な取組

- ・「広報しらたか」やホームページに障がいや、障がいのある人への理解の啓発、障がい福祉制度の周知、情報提供を継続していきます。

- ・県の心のバリアフリー推進員による研修を実施し、障がい及び障がい者に対する正しい理解と障がい特性や場面に応じた必要な配慮等について理解の促進を図ります。
- ・ヘルプマークの普及に向けて制度周知を継続していきます。

第2項 ユニバーサルデザインの推進

今回のアンケートによると、道路や通路に段差が多い、外出先の建物の設備（通路、トイレ、エレベーターなど）が不便、困るといった環境の不備を感じている回答がありました（資料編アンケート参照）。

高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を目的として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行（平成18年12月）されています。また、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」（平成11年10月）に基づき、ユニバーサルデザイン（※）の考え方に基づく「みんなにやさしいまちづくり」を推進するとともに、高齢者、障がい者等及び要配慮者を含むすべての人が個人として尊重され、あらゆる分野における活動への参加がひとしく与えられる社会の実現を目指します。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

主な取組

- ・障がい者だけでなく、高齢者や子ども等すべての人が利用しやすい仕様や構造の整備にむけて、県や関係機関と連携を強化し、情報を発信します。

第3項 生活安定のための施策

（1）安心・安全に暮らすことができる生活環境の整備

今回のアンケート調査の中で、今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思うかの間に、グループホームなどの利用希望がありました。単身での在宅生活が困難な障がい者の家族の高齢化等を理由として、グループホームのニーズが高まっています。町内には2か所のグループホームがあるほか、近隣市町のグループホームを利用している方もいます。相談支援事業所等関係機関とも連携し、希望する方がグループホームに入居し、見守りのある環境で安心して生活出来るように支援していきます。

また、障がいの程度により、施設入所を希望される方には、障がい者本人の意向を

踏まえて、施設や関係機関等と連携し、その方にあった生活環境で暮らすことが出来るように支援していきます。

一方、高齢や障がい等により持ち家の管理が困難となり、賃貸住宅への入居を希望する方の相談が増えることが予想されます。県では住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援協議会を設置し、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する方や民間賃貸住宅の賃貸人の方に対し、情報の提供等の支援や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議をし、福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを進めています。町も県や関係機関と連携を強化し、住宅の確保に特に配慮を要する方に対する賃貸住宅の供給の促進に関して検討を進めています。

そのほか、福祉サービス以外での地域での支えあいについて、住民主体の有償ボランティアや通いの場等の利用について情報提供を行い、住み慣れた地域でより良い暮らしが出来るように取組を進めています。

（2）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図る機能を持つ場所や体制のことであり、その整備が望まれます。

地域生活支援拠点等を整備する1つ目の目的は、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用であり、地域における生活の安心感を担保するものです。

2つ目の目的は、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援の提供体制を整備し、障がい者等の地域での生活を支援するものです。

基本的には、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つの機能を備えることを目指します。

整備の形式としては、地域生活支援拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約しグループホームや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」が例としてあげられています。

町では、自立支援協議会で協議を行い、近隣市町と連携を図りながら、地域の実情に合った地域生活支援拠点の設置を、令和8年度を目標とし進めています。

（3）移動支援の検討

障がい者・障がい児が、地域で安心して暮らすために、移動手段の確保が大変重要となります。町では、手帳所持者で一定の条件を満たした方にタクシー券の交付を行っています。また、じん臓機能障害で透析のために通院している方に関しては、交通費の助成等を行っています。福祉有償運送については、白鷹町を運送区域としている団体は町内ではなく、運送の実施団体が運営する施設や医療機関の利用者の登録が大部分を占め、車両数、運転者数が限られている中で、新規利用希望者への対応は調整が必要となっています。加えて、福祉タクシーの台数も限られており、障がい者・障がい児の移動には課題があります。

このように、町単独では出来ることが限られているため、今後は近隣市町と連携を図り移動支援について検討を進めていきます。

（4）地域との連携強化

町では、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定に基づき、身体障害者相談員3名及び知的障害者相談員1名を設置しています。障がい者又はその保護者等の相談に応じ、必要な指導及び助言、障がい者の地域活動の推進、関係機関との連携等を図っています。実際の相談内容では、福祉サービス等に関すること、経済的な問題に関することが多くなっています。

また、町には民生委員・児童委員、主任児童委員が54名おり、地域住民に一番身近な地域で、相談や関係機関へのつなぎ役として活動していただいている。

町では、相談員や民生委員の方々と連携し、情報共有等を図りながら、必要なサービスや情報、支援等が行き届くように、地域との連携を強化していきます。

（5）交流・ふれあいの促進

障がいの有無にかかわらず地域で当たり前に暮らしていく中で、交流活動や文化芸術活動等の日中活動の支援が必要です。平成30年には、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。就労継続支援事業や生活介護等において作業を行ったり、事業所内の行事に参加するなど、町内の事業所でも様々な交流活動が行われています。個人や各事業所での活動を推進するため、情報提供を行い、参加しやすい環境を整備します。

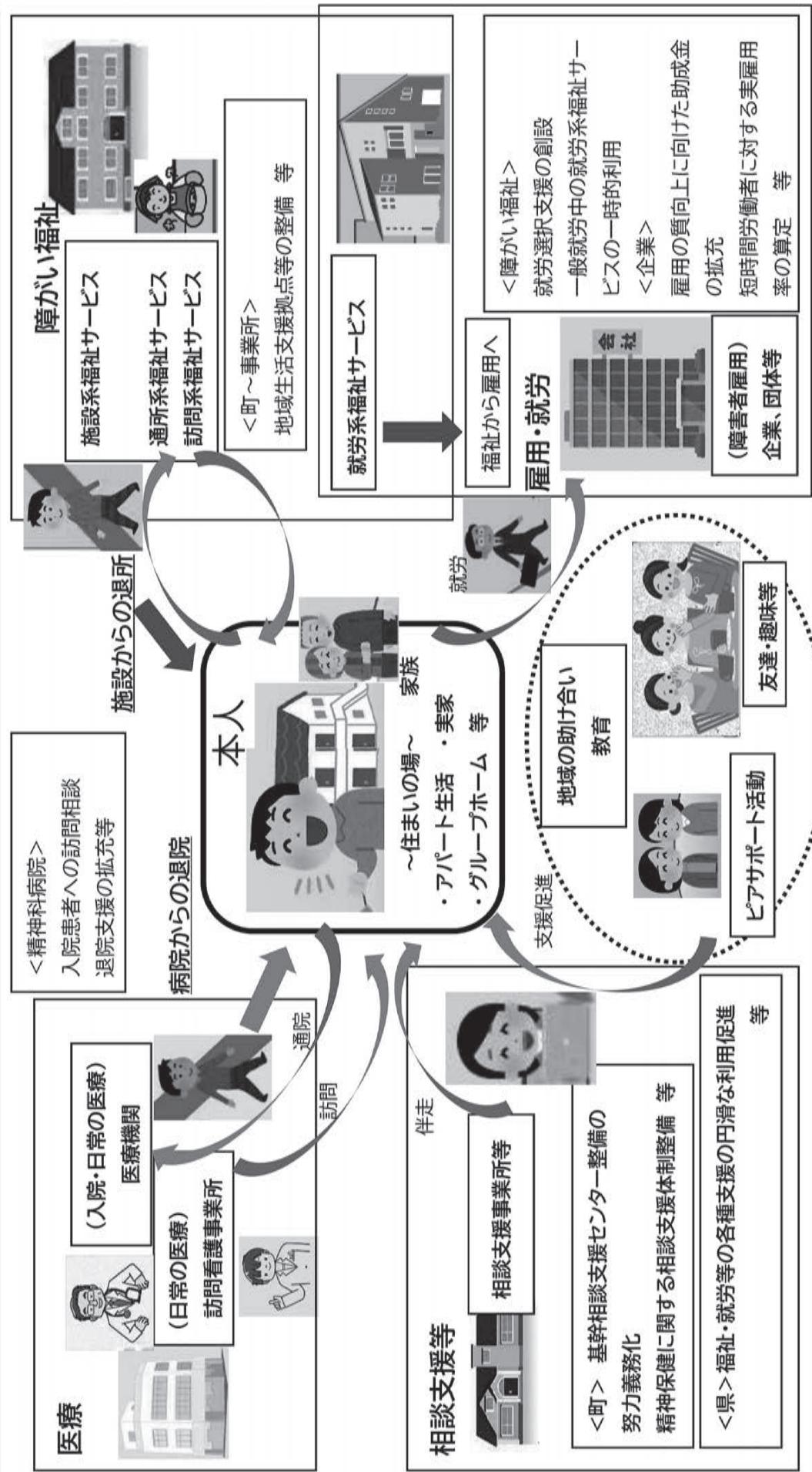
主な取組

- ・障がいの種類に関わらず、安心、安全な生活環境が地域で確保されるよう、情報発信をするとともに、関係機関等と連携し支援します。
- ・移動支援については、タクシー券等の支援やその他の制度の周知を行います。



障がい者や難病患者等が安心して暮らしができる地域共生社会(イメージ図)

障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指します。体制の構築にあたっては、本人の希望に応じた、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障がい者雇用の質の向上等を推進します。関係法令)障害者総合支援法、精神保健福祉法、児童福祉法、難病法、障害者雇用促進法、その他



第4項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の地域精神保健医療福祉については、平成16年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念が明確にされました。

平成29年2月には「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として明示されました。

このような「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築にあたっては、地域のサービス提供基盤整備とともに、町や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、自立支援協議会を活用して、精神科医療機関、その他の医療機関、福祉サービス事業所、ピアソーター（※）、家族、居住支援関係者等を含めて重層的な連携による支援体制を構築していきます。

障がいを持ちながらも生き生きと地域で活動しているピアソーターの姿は、長期入院されている方の退院への不安を軽減することや、支援機関においては、当事者の目線に立った支援が行われる等の効果が期待されます。

※ピアソーター

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのこと。

主な取組

- 精神科医療機関や地域の関係機関等と重層的な連携による支援体制を構築します。

第5項 障がい者虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、町においては、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対して適切な支援を行います。虐待の早期発見・早期対応として保健福祉医療の関係機関と連携を図り、相談を受理した場合は速やかに会議を開催し、緊急性の判断、虐待の有無、支援方針を決定するなどの対応を行います。

また、白鷹町高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会とともに虐待の防止の

取組を推進し、障がい者の権利を擁護します。

主な取組

- ・「広報しらたか」やホームページにより、障がい者虐待防止に関する理解の啓発、情報提供を継続していきます。
- ・白鷹町高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会とともに虐待防止に取組みます。

第6項 成年後見制度の周知・活用

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約等を行うときに、判断が難しく不利益をこうむつたり、悪徳商法の被害者となることを防ぐ等、本人の権利と財産を守り、援助する制度です。認知症等によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者がつくことにより尊厳ある生活を送れるよう、成年後見制度利用支援等の権利擁護を推進します。必要とする方誰もが制度を利用できるように、審判請求費用並びに成年後見人等への報酬に対し助成を行います。

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがある方にとって、財産の管理や日常生活等に支障がある場合の権利擁護支援のニーズは高まっています。親亡き後を見据えての制度の活用も求められています。

国は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）、第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）を策定しました。

本計画においては、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めることを目標にしています。

町においても、町民生活に密接する重要な成年後見制度について利用促進を図るため、普及啓発や情報提供に積極的に取り組んでいきます。

① 置賜成年後見センターの役割と運営

成年後見制度を活用し、認知症高齢者や障がい者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えることが求められています。そのため、地域における相談窓口として、また、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みの中核的な役割を担う機関として、置賜地域の3市5町で置賜成年後見センターを設置しています（運営を米沢市社会福祉協議会に委託）。

白鷹町においても、関係機関とともに権利擁護や成年後見制度への取組を進めています。

② 意思決定支援

「意思決定支援」とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援をするものです。

支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組をいいます。

成年後見制度を活用するにあたり、意思決定支援を理解し、本人中心の支援が出来るように置賜成年後見センターと連携を強化し取り組みます。

主な取組

町は、「広報しらたか」やホームページ等で成年後見制度について周知を行い置賜成年後見センターは下記の取組を行います。

(a) 周知・啓発

制度への理解を深めるためのパンフレットの作成、研修会の企画

(b) 相談

二次相談窓口として、一次相談窓口（地域包括支援センター）からの相談対応

(c) 法人後見の受任

受任調整会議により必要と認められた事案を事業受託者の米沢社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任

(d) 制度の利用促進

一次相談窓口（地域包括支援センター）への情報提供と市民後見人養成に向けた事業を実施

(e) 後見人等への支援

親族の後見人を引き受けている方や後見人を初めて受ける方などからの相談への対応と支援

(f) 地域ネットワーク構築

- ・専門職団体と地域の関係機関との連携
- ・地域での権利擁護支援

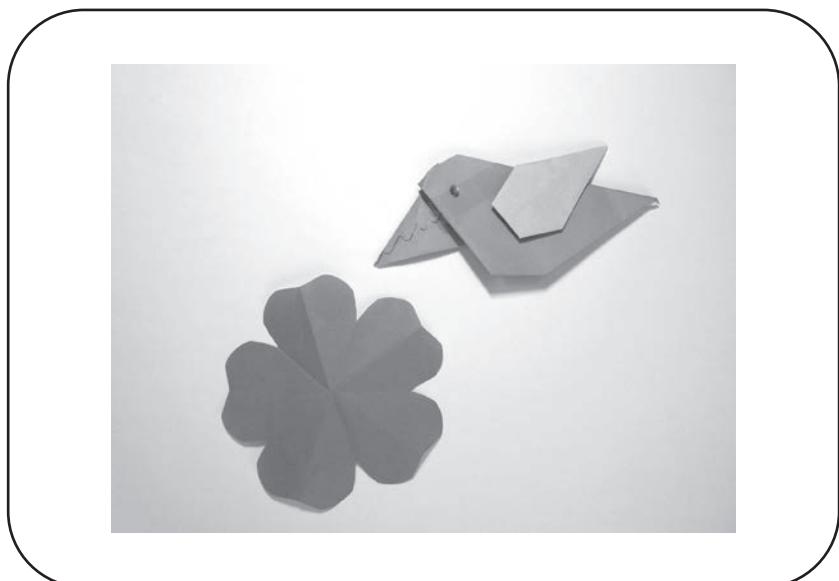
第7項 防災体制の充実・災害発生時の配慮

近年、全国各地で地震や豪雨等による大規模災害が頻発しています。当町でも幾度かの豪雨災害を経験し、災害はいつでもどこでも発生しうるものとして、普段からの備えや見守りの必要性が再認識されています。

特に、災害時に支援を必要とする世帯（障がい者の世帯や高齢者のみ世帯など）の状況を、町は事前に把握し避難行動要支援者名簿に登録の上、個別避難計画を整備しています。避難場所としては、通常の避難所の他に、町内5ヶ所の福祉施設を福祉避難所として必要に応じて開設を依頼します。

主な取組

- ・地区の自主防災組織、民生委員児童委員等、各関係機関と連携を図り、災害時に支援が必要な要配慮者である障がい者の避難支援及び安否確認が出来るよう、避難行動要支援者名簿の登録や個別避難計画作成をすすめ、支援体制を強化します。
- ・災害時に安全な配慮ができるよう、在宅酸素療法者や人工透析患者の台帳を整備します。
- ・障がい者のみ世帯、高齢者のみ世帯等を対象とした雪はき支援、屋根の雪下ろし費用の助成を継続します。



基本的取組の方針2 福祉サービス等の充実

主な取組

- 第1項 町の相談窓口の充実・情報発信及び情報取得利用
 - 第2項 サービス提供基盤の充実
 - 第3項 障がい児支援体制整備
 - 第4項 精神保健福祉対策の充実及び医療機関等との連携強化
 - 第5項 難病患者等への支援
 - 第6項 自立支援協議会の活用
 - 第7項 障がい福祉を支える人材の確保
-

障がいのある人が、地域で支えあいながら暮らしていくためには、身近なところで相談できる体制を整備することが大切です。また、福祉サービスの提供基盤の充実や障がい児の支援体制整備を図り、障がい者や障がい児の毎日が充実し、心身が満たされた生活を送ることができることを目指します。

第1項 町の相談窓口の充実・情報発信及び情報取得利用

障がい者や障がい児、発達が気になるお子さんの相談窓口は健康福祉課や町が委託した相談支援事業所が担当しています。一人ひとりの相談に適切に対応できるように、専門職による相談など、窓口対応の充実を図り、相談支援事業所、関係機関等と連携調整をしていきます。

また、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加できるよう、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通ができるような施策を推進します。

主な取組

- ・広報やホームページだけでなく、新しい情報ツールの活用も検討し、相談窓口の情報を提供し、相談しやすい環境をつくります。
- ・障がい者となったときに受けられる福祉サービスや支援、医療費公費負担制度など、本人や家族が必要とする情報を提供します。
- ・情報提供にあたっては、障がいの種類・程度に応じた配慮をし(手話通訳者派遣事業、電話リレーサービスなどの意思疎通支援)、わかりやすい・手に入れやすい情報を提供します。

第2項 サービス提供基盤の充実

どのような障がいがあっても、地域で安心して暮らせるように、一人ひとりにあった

サービス提供を行うため、本人や家族の希望・意見を聴きながら、相談支援事業所、障がい者・障がい児支援事業所等と連携し、適切なアセスメントによる障がい福祉サービスの活用をしていきます。

町内の既存の事業所（日中活動事業所、グループホーム、児童発達支援センター、相談支援事業所）が充実してきましたが、本人や家族がより安心して生活できるサービスの提供ができるよう、ニーズを捉えながらサービス提供基盤の確保に努めます。

また、相談支援事業所は、継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たつて関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。相談支援事業所の役割強化のため、基幹相談支援センター（※）の設置を目指します。

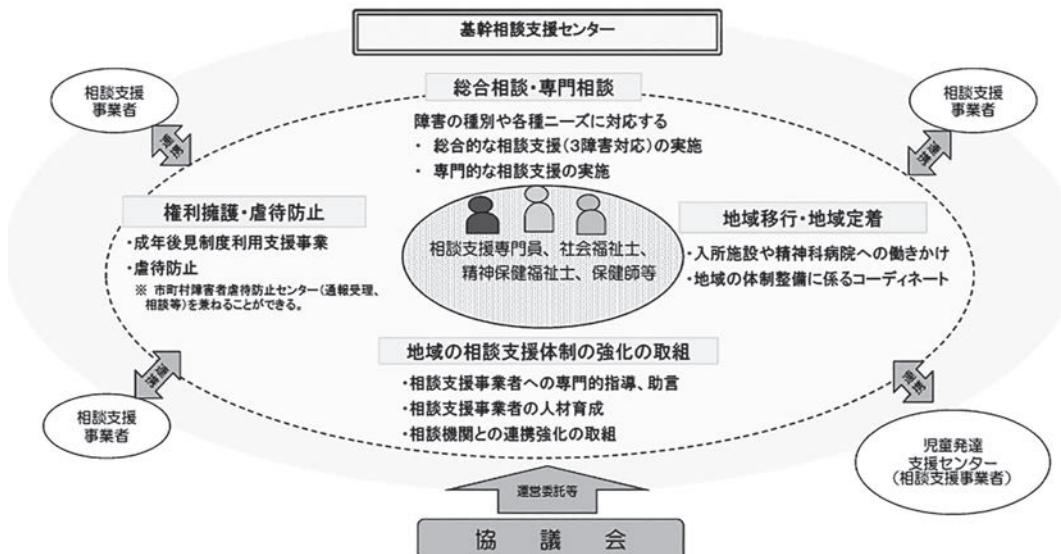
※基幹相談支援センター

障がい者やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用支援、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な支援、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援する総合的な相談機関。障がい者虐待防止や障がい者差別解消に関する相談の受理、また、相談支援事業者への専門的指導・助言等も行う。（次ページの図参照）

主な取組

- ・本人の希望にあったサービス提供のため、関係機関が連携して、家族への支援も含めて、障がい者・障がい児の生活全体の支援を強化していきます。
- ・強度行動障害を有する障がい者に対し、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握し、地域における課題を整理し、支援体制の整備を図ります。
- ・新たなサービス事業計画などがあれば、ニーズや状況を踏まえ、情報共有を図る等の対応をしていきます。
- ・基幹相談支援センターの設置に向け、相談支援事業所や近隣市町との協議をします。

【基幹相談支援センター】



出典：厚生労働省

第3項 障がい児支援体制整備

白鷹町社会福祉協議会が、令和5年4月に児童発達支援センター「にこっと」を開所し、放課後等デイサービス事業の他に、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、障がい児相談支援事業所として、未就学児から18歳までの発達が気になるお子さんや障がい児の支援を開始しました。また、町内には特定非営利活動法人ひびきが運営する「P O C C O しらたか」が放課後等デイサービスのサービスを提供しており、相談支援事業所こぶしも障がい児の相談支援事業を行っています。

町は関係事業所と連携し、障がいのある人もない人も、生き生きと自分らしく生活していくためのライフステージに沿った支援を提供していきます。

また、障がいのあるお子さんや、発達が気になるお子さんとそのご家族の生活を支えるため、地域の身近な場所で、保護者同士で交流できる場の提供や勉強会の開催を関係機関と連携して実施し、子育て支援の充実を図っていきます。

主な取組

- ・ 障がい児の発達に必要なサービスについて、相談支援事業所やサービス提供事業所等と連携して提供していきます。
- ・ 障がいのあるお子さんまたは育児に悩む保護者が気軽に集える場所を継続的に提供できるよう、関係機関と連携していきます。

第4項 精神保健福祉対策の充実及び医療機関等との連携強化

保健師を中心に、こころの健康を保持増進する活動に取り組みながら、医療機関やその他関係機関と連携して、病気や障がいの早期発見・早期療育、各種健康診査受診のPRなど、障がい者の生活全体の支援を強化していきます。

精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費（精神通院医療）の給付など諸制度の周知をはじめ、地域の中で社会生活ができるよう住まいの場の確保と支援サービス体制の確立を中心とした福祉施策を推進していきます。また、精神障がいについての理解を広げることが、本人の安心した生活につながります。

主な取組

- ・ こころの健康づくり講座、こころのサポーター養成講座、児童生徒へのこころの教育等に取り組みます。

第5項 難病患者等への支援

利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア、盲導犬を連れた方が飲食店で入店を断られるといった社会のルール、制度によるバリアなど、これまで障がいのない人に合わせた社会がつくられています。身体障がい、知的障がい、精神障がいだけでなく、難病患者、医療的ケア児、小児慢性特定疾病児童、若くして障がい者となつた方など、障がいの態様や状況はさまざまであり、障がいのある本人にとっては生活しづらい環境すなわち、困りごとを生むバリアとなることがあります。

さまざまな障がいがあることをお互いに理解し、生活上の障壁を少しでも取り除き、生活の質の向上に努めます。

主な取組

- ・ 保健所、医療機関等の関係機関と連携し、障がい福祉サービスの周知を図ります。
- ・ 「広報しらたか」やホームページ等で、難病患者等の支援制度について周知しています。

第6項 自立支援協議会の活用

白鷹町自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づき、障がい者等への支援体制の整備について、中核的役割を果たす協議の場として、平成24年に設置しました。

この協議会では、地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関すること、個別事例への支援のあり方に関する協議・調整に関すること、障がい者を支える体制に係る課題整理と社会資源の開発・改善に向けた協議に関する

こと、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（運営評価）に関すること、その他障がい者の支援に関するなどを協議して、障がい者が地域で生活することを支援することを目的としています。町の障がい福祉のあり方全般について協議する代表者会議と、実務者で個別のケース検討をする専門部会（療育支援部会・サービス支援部会・地域移行支援部会・権利擁護部会・医療的ケア児等支援部会）で構成されています。

主な取組

- ・協議会を継続して開催することにより、個別のケース検討を積み重ねながら、町の障がい福祉の充実を図ります。

第7項 障がい福祉を支える人材の確保

人口減少、特に生産年齢人口の減少等で障がい福祉を支える人材の確保が難しい一方で、障がい児支援に関わる人材（保育園、学校、事業所等）や、専門的な職員の配置が特に望まれています。

ボランティア活動を通じた福祉の仕事を理解する機会や、障がいを持つことが自分ごとになりうると考える機会を設ける等、現に働いている方々の意見も聞きながら、障がい福祉分野で働くことを選択してもらえるような仕組みづくりに取り組みます。

また、障がい福祉サービスを安定的に提供するためには、支援者がその力を最大限発揮できる環境や効果的・効率的に働く職場環境の整備が必要です。業務効率化の実現や情報の連携、データ活用による質の向上など、支援面でのデジタル化を推進していきます。

主な取組

- ・福祉に関する仕事を理解する機会の提供をします（パネル展示などによる、やりがいや魅力の発信と理解促進）。
- ・障がい福祉事業所等におけるボランティア活動への参加促進を図ります。
- ・支援面でのデジタル化のための情報収集や事業所への情報提供をしていきます。

基本的取組の方針3 切れ目なくライフステージに寄り添う

主な取組

第1項 乳幼児期

- (1) 障がいの適切な時期での発見・適切な対応
- (2) 就学前療育と教育
- (3) 障がい福祉サービスの活用

第2項 児童・生徒期

- (1) 福祉教育等の充実、ボランティア活動の普及・促進
- (2) 学校教育の充実
- (3) 特別支援学校への通学の支援
- (4) 障がい福祉サービスの活用

第3項 成人期

- (1) 障がい福祉サービスの活用
- (2) 職業能力の開発と雇用の促進
- (3) 福祉的就労対策の充実及び農福連携の推進
- (4) スポーツ・芸術文化活動の充実

第4項 高齢期 高齢による生活課題への対応

障がい福祉サービスを利用している保護者の方へアンケートを実施したところ、ライフステージごとの個別の不安のほかに、将来の生活設計に対する不安の声が聞かれました。就学はどうなるのか、卒業後はどのような生活をするのかなど、長期的視点に立つ継続した支援ができるよう関係機関が切れ目なく連携とともに、実際に町内で暮らしている方にロールモデルとして話を聞く機会を設けるなど、本人や保護者へ寄り添った支援をしていきます。

令和5年4月に、こども家庭庁が設置され、町でも令和6年度に「こども家庭センター」を設置します。障がいがあってもなくても、こどもたちのために最もよいことは何かを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会の実現を目指します。

また、障がいのある人が、気兼ねなく様々なサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、障がいのある人を応援するといった社会全体の意識改革を進め、一人ひとりの個性をいかし、地域で支えあいながら暮らしていくことができるまちを目指します。

第1項 乳幼児期

乳幼児特有の疾患や視覚・聴覚などを含めた身体的な疾患や障がい、また発達障がいや知的障がいなど精神的な疾患や障がいは、適切な時期にきちんと発見し、適切な医療や療育につなげることがその後の発育発達にとても重要です。また、医療の進展にともない全国的に医療的なケアが必要な子（医療的ケア児）が増加傾向にあります。

家庭と、教育・保育施設、医療機関、児童発達支援センターや相談支援事業所等の専門機関と連携しながら、一人ひとりの成長発達や特性に応じた適切な養育を受け、地域の中で伸び伸びと成長し生活できる体制や環境を作ります。また乳幼児期から就学へと次のステージにスムーズに繋がるよう切れ目ない支援に取組んでいきます。

（1）障がいの適切な時期での発見・適切な対応

引き続き、検査費用助成や乳幼児健診、各種相談事業等を通して、障がいや発達の気になる子の適切な時期での発見、適切な対応を行います。

主な取組

- ・新生児聴覚検査費用を全額助成します。
- ・乳幼児健診を実施（公認心理師、言語聴覚士を配置）します。
- ・3歳児眼科健診を実施します。
- ・すくすく発達相談会を実施（公認心理師を配置）します。
- ・にこにこ相談を活用（県教育委員会事業）します。
- ・教育・保育施設への巡回相談を実施（公認心理師を配置、教育委員会との連携）します。
- ・県の児童発達早期コンサルティング事業を活用します。
- ・山形県立こども医療療育センターへの受診申込や受診同行の支援をします。
- ・医療的なケアが必要な子どもの把握、地域生活支援、関係機関との連携をします。

（2）就学前療育と教育

教育・保育施設での対応、子育て支援センター等での対応を行います。

主な取組

- ・教育・保育施設への巡回相談を実施（就学前、教育委員会との連携）します。
- ・すくすく就学相談（教育委員会との連携）を実施します。
- ・ペアレント・トレーニングを実施（公認心理師を配置）します。
- ・県の地域教育相談窓口（幼児ことばの教室）を活用します。

- ・子育て支援センターでの相談対応（保育士等）を実施します。
- ・教育・保育施設での集団行動の観察と保育、障がい児への個別支援を実施します。

（3）障がい福祉サービス等の活用

本人の発達を支援し、保護者の育児負担を軽減するため、適切な障がい福祉サービスの利用等を促進します。また、地域の身近な場所で療育相談等が受けられる相談窓口の設置、保護者同士で交流できる場を提供し、子育て支援の充実を図ります。

主な取組

- ・適切な障がい福祉サービス利用のため、保健師による面談を実施し、相談支援事業所との連携を強化します。
- ・保護者交流の場の支援、研修等の機会の確保を図ります。
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、育成医療等の制度の周知を図ります。

第2項 児童・生徒期

アンケート結果において、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか、の問に対し、インターネットが 20%と最も多く、次に保育園・学校が 17.8%という結果となりました。保護者が適切な情報を得て、必要な福祉サービスを受けることができるよう保育園・学校・福祉分野での連携を強化していきます。

また、アンケート結果にはお子さんの将来の生活設計について悩んでいる、心配に思う、との意見が多くありました。今後もハローワーク、山形県障害者職業センター及び置賜障害者就業・生活支援センター、各企業や福祉事業所等関係機関との連携を強化し、進路の拡大及び進路指導の充実を図る必要があります。

小学校 5 年生からは、総合的な学習の時間で福祉教育を学習することもあり、6 年生の社会科では、ノーマライゼーションの意味を学びます。思いやりの心は、道徳の時間を通して教育活動全体で学んでいます。

今後も障がい児を含む児童・生徒が個人の能力を最大限に發揮できるように、学校の環境整備も含めて、保護者・関係機関と連携を密にして対応を図っていきます。

さらにインクルーシブ教育（※）を推進し、児童・生徒がお互いの個性を尊重し、思いやりながら学べる環境づくりに努めます。

※インクルーシブ教育

様々な違いをもった子どもたちが、同じ空間で学ぶ教育のこと。

(1) 福祉教育等の充実、ボランティア活動の普及・促進

障がい福祉サービス事業所等での体験学習を通じ、自分の体験から障がい者に対する理解を深め、共に生きる社会の大切さを学ぶことについて、今後も支援を継続していきます。

また、教育関係者等と連携してボランティア活動の支援を行い、福祉教育の機会を増やしていく取り組んでいきます。

主な取組

- ・町内障がい福祉サービス事業所等での体験学習を積極的に実施します。
- ・社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。

(2) 学校教育の充実

学級の実態、教科の特性、指導場面等に合わせて工夫した授業づくりを行い、誰もが学びやすい環境の整備に努めます。

また、通常学級、特別支援学級の交流を図り、お互いを思いやる気持ちを育む教育を行い、インクルーシブ教育を推進していきます。

卒業後を見据えて、進学や就労への不安を解消するため、進路の拡大及び進路指導の充実を図り、切れ目ない支援に取組みます。

主な取組

- ・教室環境、学習や生活のきまり、関係づくり、授業の構成、教師の話し方・発問や指示、板書・ノートやファイル、教材教具にユニバーサルデザインの視点を取り入れます。
- ・学校生活支援員を配置します。
- ・スクリーニング（学校教育研究所主催）を実施します。
- 学校での臨床心理士による集団行動の観察（年2～3回、気になる児童生徒の学習や生活の様子についてみてもらうもの。必要な場合、医療機関に繋げる指導を行う。スクリーニング後は、コンサルテーションとして特性をもった児童生徒への対応の仕方について指導する。）
- ・卒業後を見据え、長期的見地に立った、一人一人に合った教育の場（通常学級、特別支援学級、不登校児童・生徒への対応等の教育環境の整備）を提供します。
- ・米沢養護学校（西置賜校、長井校）、山形県障害者職業センター、ハローワーク、置賜障害者就業・生活支援センター等と連携し、適切な進路指導を行っていきます。
- ・児童生徒のこころの教育を実施します（SOS出し方教育、SOS受け止め方教育等）。

(3) 特別支援学校への通学の支援

家族の送迎の負担を軽減し、本人が安全・安心に通学できるよう、タクシー等で特別支援学校まで送迎を行っています。必要に応じてヘルパー等の同行を行っています。

主な取組

- ・車両運行業務や添乗業務の委託先を確保し、安定した通学支援の実施を継続します。

(4) 障がい福祉サービスの活用

本人の発達を支援し、保護者の育児負担を軽減するため、適切な障がい福祉サービスの利用を促進します。

また、地域の身近な場所で療育相談等が受けられる相談窓口の設置、保護者同士で交流できる場を提供し、子育て支援の充実を図ります。

主な取組

- ・適切な障がい福祉サービス利用のため、保健師による面談を実施し、相談支援事業所との連携を強化します。
- ・障がい児ネットワーク事業（保護者交流の場の支援、研修等）を実施します。

第3項 成人期

アンケートの暮らしに関する回答では、適切な医療や福祉サービスを利用して、在宅で暮らし続けたいと考えている方は 85.9% でした。

障がいがあっても、本人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援の充実を図るとともに、「働きたい」、「働き続けたい」という思いに寄り添った支援をしていきます。SDGsの中にも、全ての人の「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられています。障がいがあってもなくても、社会で「働くこと」は、自立した生活や自分らしく生きることの実現につながる大事な要素です。多様な働き方を広く紹介し、障がい者就労についての理解がすすむよう周知啓発をしていきます。

(1) 障がい福祉サービスの活用

町内には、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所、共同生活援助、施設入所支援の事業所があり（こぶしの家、しらたかFACTORY、白鷹陽光学園）、また、町外の事業所を利用されている方もいます。

地域で安心して暮らせるように、一人ひとりにあったサービス提供を行うため、適

切なアセスメントによる障がい福祉サービスの活用と、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等と連携をとり対応していきます。

必要な場合には、医療機関とも連携し、適切なサービスを活用して安心な生活ができるよう支援します。

主な取組

- ・相談支援事業所によるアセスメントにおいて、本人を中心とした聞き取りを行い、適切な障がい福祉サービスの利用を支援します。

(2) 職業能力の開発と雇用の促進

就労を希望する障がい者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障がい者が働きやすい町を実現するため、一人ひとりの希望やできる力に沿った、よりきめ細かい支援をしていきます。

主な取組

- ・山形労働局や山形障害者職業センター、置賜障害者就業・生活支援センター等と連携し、町内企業への情報提供や障がい者雇用の促進を図ります。
- ・学校や関係機関と連携し、在学中の就労体験等により、適切な就労に向けた支援を行います。
- ・卒業後も、山形県障害者職業センター、ハローワーク、置賜障害者就業・生活支援センター等との連携を図りながら、就労支援を継続します。
- ・「広報しらたか」やホームページ等を活用し、障がい者の雇用促進に向けた取組などの情報提供を行います。

(3) 福祉的就労対策の充実及び農福連携の推進

アンケートにおいて比較的利用者の多かった就労継続支援B事業所では、生産活動の売上増加や本人に支払われる工賃向上が課題となっています。事業所アンケートにおいて、売上増加が課題であるとの回答がありました。

県は令和4年11月に「山形県共同受注センター」を開所しました。就労継続支援B型事業所に対し、企業との取引の斡旋・紹介を行うことで、障がい者の工賃の向上を図り、企業の社会貢献の輪が広がることを目指しています。

また、農福連携は、障がい者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持つ社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野にお

ける新たな働き手として、先進事例を参考にしながら活躍の機会を増やしていくことが必要です。

主な取組

- ・福祉サービス事業所の製品受注、手作り作品の開発、販路の確保などを目指します。
- ・町は「障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を定め、福祉サービス事業所からの物品購入や清掃業務委託などによる支援を継続・拡大します。
- ・企業等への「山形県共同受注センター」の周知を図ります。
- ・農福連携のニーズを把握し、マッチングや送迎の課題に対応できるよう体制整備を図ります。

(4) スポーツ・芸術文化活動の充実

障がいがあってもなくても、スポーツ・芸術文化活動に取り組むことは、自己実現や生活の質の向上につながります。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組むことができ、それが余暇活動になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の情報提供等を行います。

主な取組

- ・イベントに幅広く参加ができるよう関係機関との連携・調整を図り、情報を発信します。

第4項 高齢期 高齢による生活課題への対応

高齢になっても住み慣れた地域で、社会参加しながら、いつまでも活き活きと毎日を過ごすことは、誰でも望むことです。一方で、本人や保護者の高齢化による、複合化、複雑化した生活課題への対応事例が増えています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を言います。

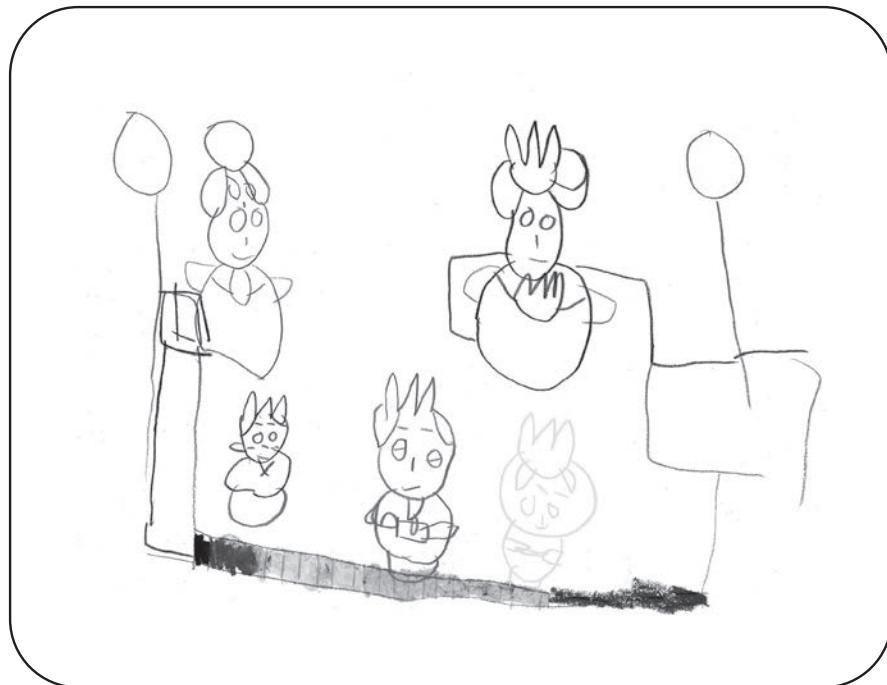
従来の縦割りの制度では複合化、複雑化した生活課題への対応が困難であることから、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができる体制づくりを更に進めています。

主な取組

- ・心身の状況による適切なサービスが受けられるように、相談支援専門員やケアマ

ネジャーが中心となり、関係機関と連携し、スムーズな介護保険への移行ができるように支援を行います。

- ・共生型サービス（福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で一体的に提供するための制度）の提供基盤の確保に努めます。
- ・「白鷹町地域共生社会推進のための庁内連携会議」を設置し、福祉担当部局だけではなく、庁内各課の「他分野連携」による総合的な相談体制の整備を図ります。



基本的取組の方針に関する成果目標

第4章における主な取組につき、進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定します。

	目標	目標値
1. 地域で安心して、 自分らしく暮らし 続ける	心のバリアフリー推進員養成研修開催	受講者累計 100人
	地域生活支援拠点等の整備	近隣に1か所整備
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	年1回以上の開催
	成年後見制度に関する研修の開催	受講者累計 100人
	個別避難計画の作成率	在宅単身障がい者につき 100%
2. 福祉サービス等 の充実	基幹相談支援センターの設置	近隣に1か所整備
	こころのサポーター養成講座開催	受講者累計 50人
	保護者同士のネットワークづくり	支援する事業所1か所以上
	自立支援協議会5部会の定期開催	各部会年1回以上開催
	障がい福祉を支える人材の確保のための啓発活動	参加者累計 100人
3. 切れ目なく ライフステージに 寄り添う	ロールモデルとなる障がい者との交流会の開催	参加者累計 50人
	ペアレント・トレーニングの受講者数	受講者累計 40人
	福祉的なボランティア活動の実施	町内各学校において年1回以上実施
	障がい者の法定雇用率達成事業所	対象事業所のすべて

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画が確実に推進されるよう、関係行政機関、各障がい者団体、社会福祉法人及び事業所等が相互に協力しあえるネットワークを構築します。各関係機関が情報交換等を行い、一人ひとりに合ったサービスが適切に提供できるよう、また、障がい者の権利が護られ安定した生活が送れるよう支援していきます。

第1項 白鷹町自立支援協議会

（1）協議会の位置づけ

自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす場として位置づけられています。

（2）協議会の役割

地域の中で把握された課題やニーズについては、町や相談支援事業所だけでは、解決が難しいことがあります。自立支援協議会は、そのような課題を地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。

- ・相談支援事業者の運営評価等
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善

（3）協議会の活動

協議会は、代表者会議（年1回～数回）と部会で構成されています。部会では、就労支援、生活全般、障がい者福祉制度の活用など、様々なテーマが取り上げられ、関係機関の担当者その他、必要に応じて、本人や家族等が出席して行われます。

第2項 白鷹町障がい者差別解消支援地域協議会

（1）協議会の位置づけ

障がい者差別解消支援地域協議会は、白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第10条の規定に基づき設置しています。

(2) 協議会の役割

障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報の交換や取組を推進するため、下記の事項について協議を行います。

- ・障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること。
- ・障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。

(3) 協議会の活動

協議会は、自立支援協議会代表者会議委員をもって組織し、代表者会議（年1回～数回）において協議を行います。

第2節 障がい福祉施策の総合的な推進について

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や町民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び府内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

(2) 国、山形県、近隣自治体との連携

本計画の目標達成にあたり、町単独の対応だけでは難しい取組もあります。近隣自治体との連携をはじめとして、国、県の事業や制度の充実や支援が必要なことなど、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図ります。

(3) 専門的人材の育成・確保

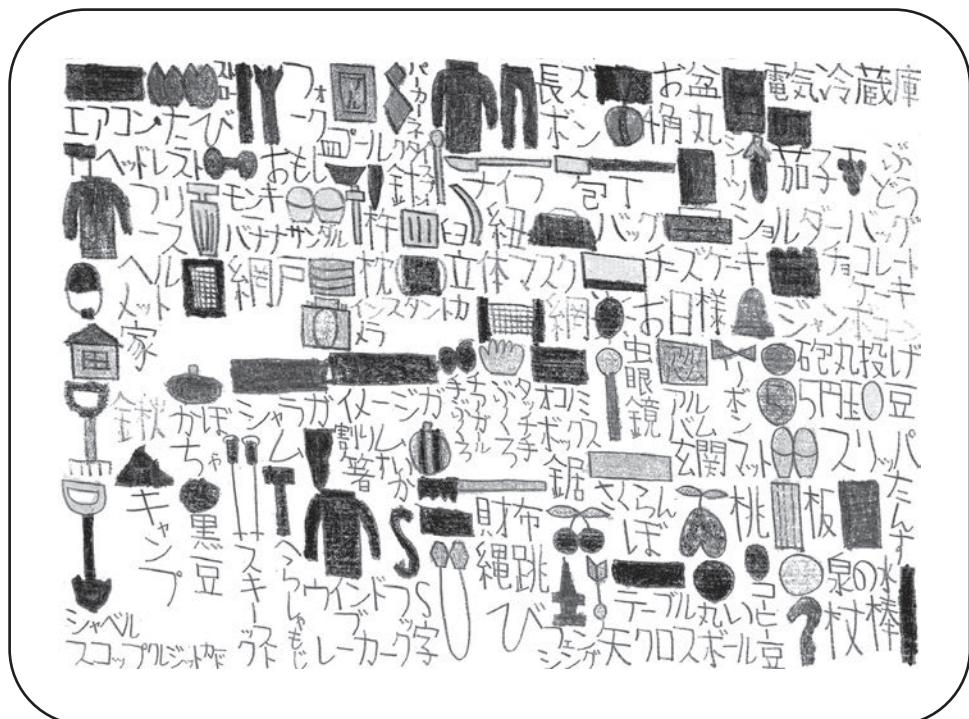
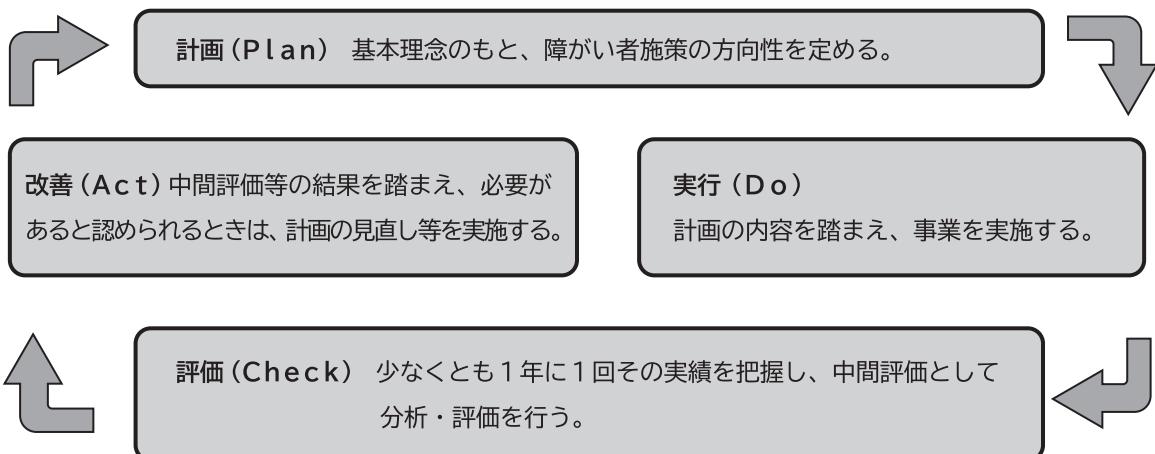
本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員（行政及び事業所）の確保、資質の向上が図られるよう情報提供等を行います。

(4) 財源の確保

本計画を推進するため、国や県に対し各種の補助制度の拡充を求める等、財源の確保に努めます。

第3節 計画の達成状況の点検及び評価（P D C A）

計画の達成状況等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、「白鷹町明るい健康都市づくり推進会議」の審議を経て、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認められるときは、計画の見直し等を実施し、広報等で状況を公表します。



資料編

1. 計画策定の経過

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 5月22日～ 6月9日	アンケート実施	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方・障がい福祉サービスを利用するお子さんの保護者
6月16日	白鷹町明るい健康都市づくり推進会議	<ul style="list-style-type: none">・策定の主旨、主な内容、現行計画の評価から見える課題等について・今後のスケジュールについて
6月19日	第1回ワーキング委員会	<ul style="list-style-type: none">・「第2次白鷹町障がい者プラン」主要施策の取り組み状況について・福祉に関するアンケート調査について・実績、アンケート結果に基づく評価、課題について
6月28日	第1回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・「第2次白鷹町障がい者プラン」主要施策の取り組み状況について・福祉に関するアンケート調査について・実績、アンケート結果に基づく評価、課題について
7月21日	第2回ワーキング委員会	<ul style="list-style-type: none">・基本理念、具体的施策の展開について・地域生活支援拠点等について・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
7月21日～ 8月1日	アンケート実施	障がい福祉サービス事業所に依頼
8月8日	第2回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・第3次白鷹町障がい者プランの基本的取組（骨子案）について

年 月 日	内 容	備 考
8月 25日	白鷹町明るい健康都市づくり推進会議	・第3次白鷹町障がい者プラン（素案）の概要について
9月 7日	白鷹町議会 総務厚生常任委員会	・第3次白鷹町障がい者プラン（素案）の概要について
10月 12日	第3回ワーキング委員会	・第3次白鷹町障がい者プラン（素案）について
10月 25日	第3回策定検討委員会	・第3次白鷹町障がい者プラン（素案）について
11月 21日	白鷹町明るい健康都市づくり推進会議	・第3次白鷹町障がい者プラン（素案）について
12月 13日	白鷹町議会 総務厚生常任委員会	・第3次白鷹町障がい者プランの策定について
12月 19日～ 1月 19日	パブリックコメントの募集	・白鷹町総務課、健康福祉課、中央公民館、各地区コミュニティーセンター、ホームページで募集 ※意見はなし
2月 26日	白鷹町明るい健康都市づくり推進会議	・第3次白鷹町障がい者プラン（案）について
3月 7日	白鷹町議会 総務厚生常任委員会	・第3次白鷹町障がい者プラン（案）について



2. 障がい福祉サービスの種類と内容

訪問系サービス

事業名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

日中活動系サービス

事業名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創意的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のための理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援(新)	就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関（ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等）との意見交換等を行うことにより、障がい者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力

	や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができるなどを目指して、必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービス

事業名	サービス内容
自立生活援助	共同生活援助または施設入所支援を受けていた方が、自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や相談に応じる等の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

相談支援

事業名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人等の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等について、住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を提供します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している障がい者について、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障がい児支援

事業名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある未就学児に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	障がいのある就学児に対し、授業の終了後または休業日に、通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活するために必要な援助及び治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、「支援利用計画」を作成するとともに、通所支援事業者等との連絡調整等を行います。

その他

事業名	サービス内容
自立支援医療	精神通院医療や更生医療、育成医療の給付を行います。
補装具費	補装具の購入や修理に要した費用の給付を行います。

3. 地域生活支援事業の種類と内容

事業の種類	事業の内容
相談支援事業	福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたっての必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。また、実施にあたっては、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化などを推進します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者が、成年後見制度を利用するときに必要な手続き等の支援を行い、障がい者の権利擁護に努めます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなどの意思疎通を円滑にするための支援を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、障がい者の日常生活を支援します。
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がい者などに対する外出のための支援及び特別支援学校への通学に対する支援を行います。
地域活動支援センター事業	基礎的事業として、利用者に創意的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。また、機能強化事業により地域活動支援センターの機能の充実を図ります。

事業の種類	事業の内容
日中一時支援事業	一時的な見守り等の支援が必要な障がい者等に対し、日中の見守りや日常的な訓練等を行う活動の場を提供し、家族の就労支援、介護者の一時的な休息が得られるよう支援を行います。
訪問入浴事業	家庭において入浴することが困難な障がい者等に対し、訪問入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得助成事業) (自動車改造助成事業)	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業により、障がい者の社会参加の促進を図ります。



4. 「福祉に関するアンケート調査」について

本プランの策定にあたり、障害のある方やご家族の方に対して、福祉サービスの利用状況や福祉に関する意向等を調査しました。

調査対象者

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 障がい福祉サービスを利用するお子さんの保護者

調査期間

①② 令和5年5月25日～6月9日

調査方法

調査対象者に対して、アンケート用紙を送付

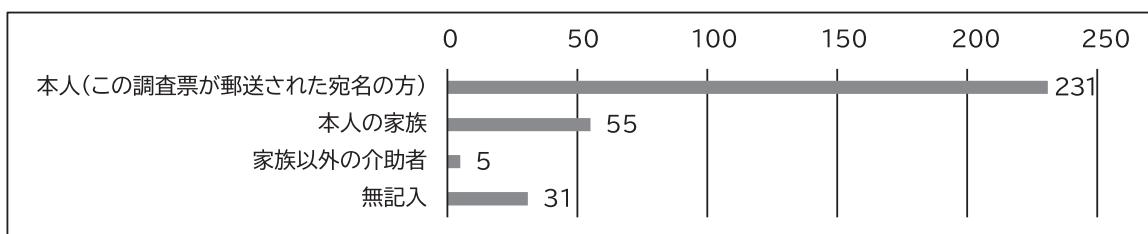
アンケート配布数・回収数・回収率

	調査対象①	調査対象②
配布数	500人	47人
回収数	322人	20人
回収率	64.4%	42.5%

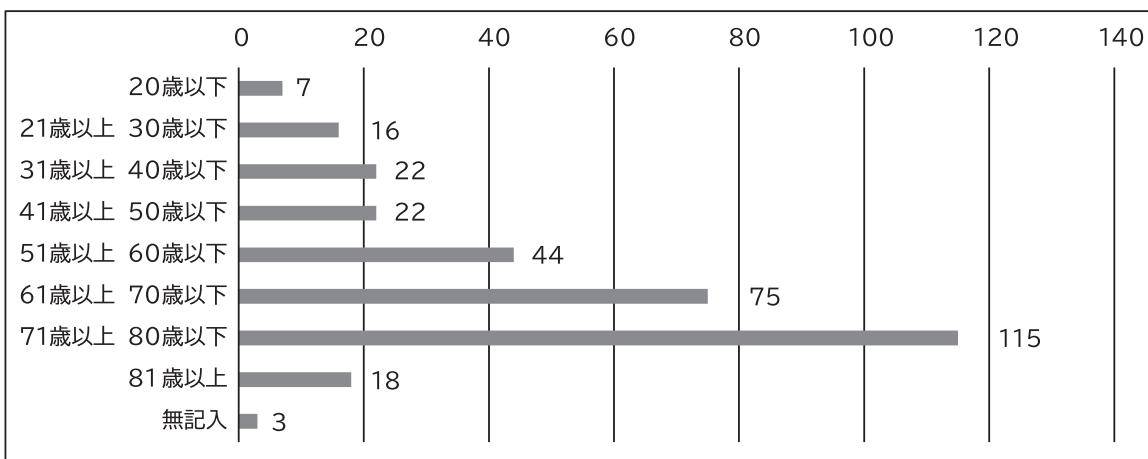


福祉に関するアンケート調査票

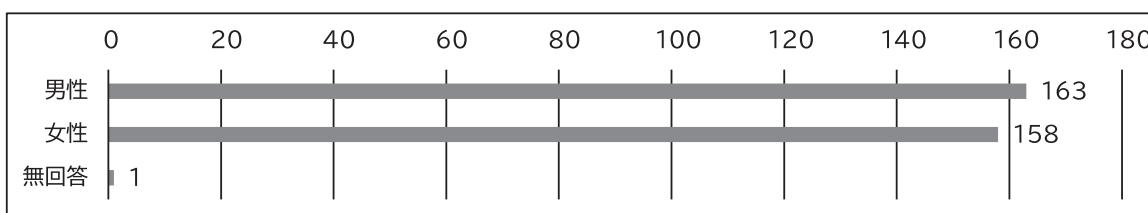
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ) (人)



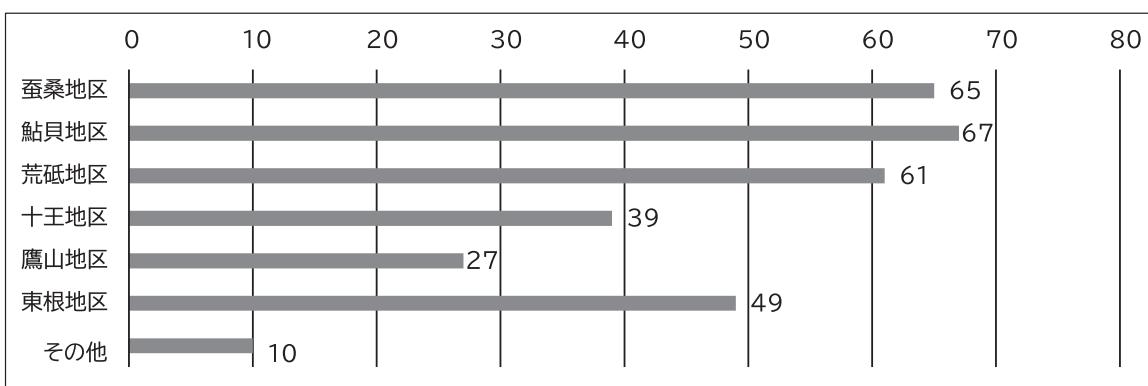
問2 あなたの年齢をお答えください。(令和5年5月1日現在) (人)



問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ) (人)



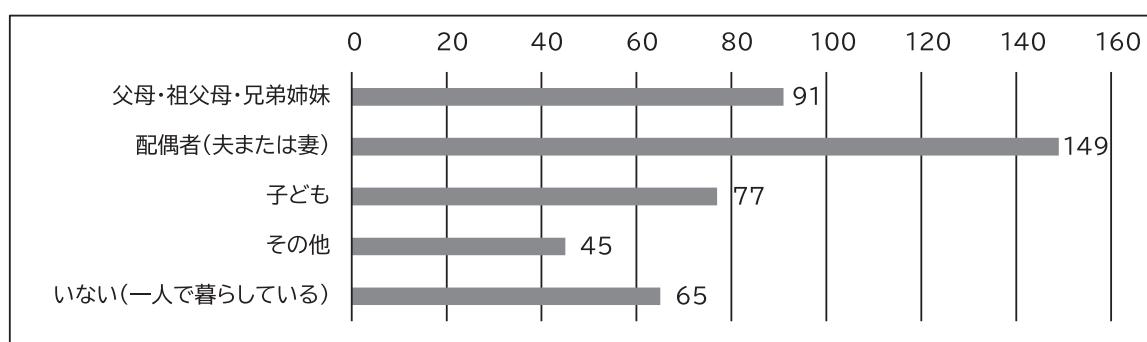
問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(○は1つだけ) (人)



問5 いま、あなたが一緒に暮らしている人は、誰ですか。

(あてはまるものすべてに○)

(人)



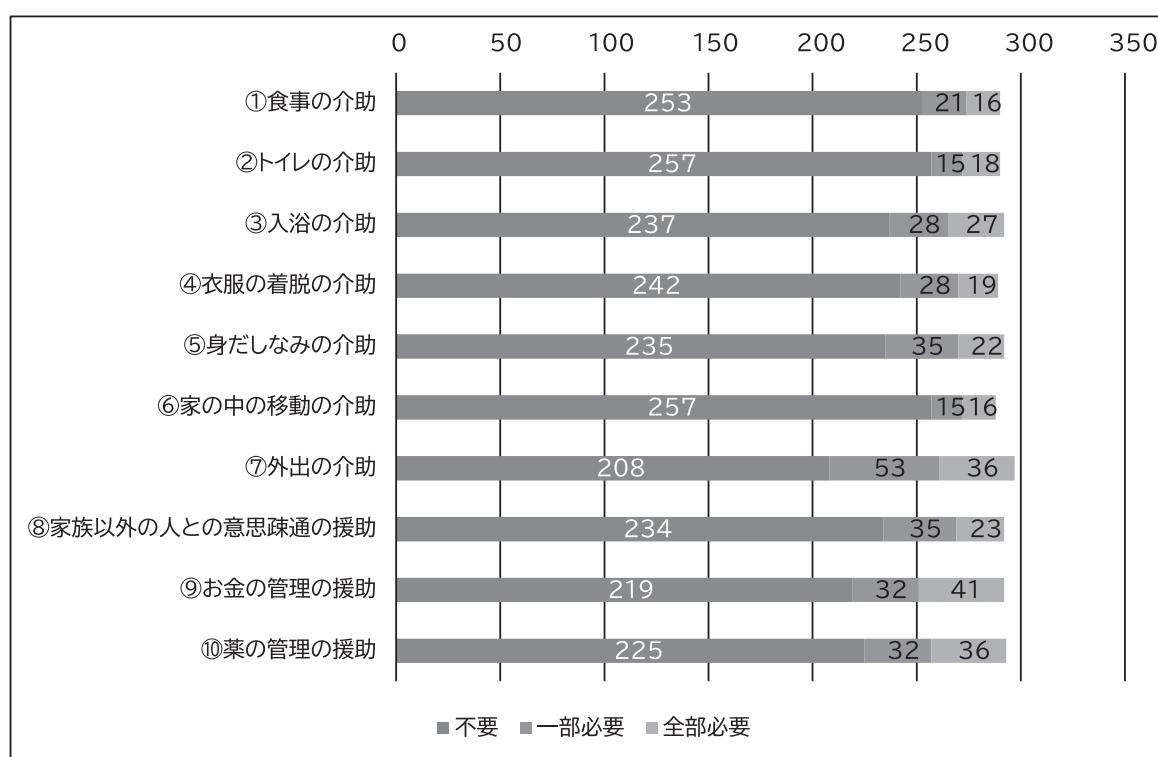
その他の回答

- 孫、友人、おじ、長男の嫁、子ども、子の家族、甥、姪
義母、義兄、同居者、施設で暮らしている等。

問6 日常の生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑩のそれぞれに

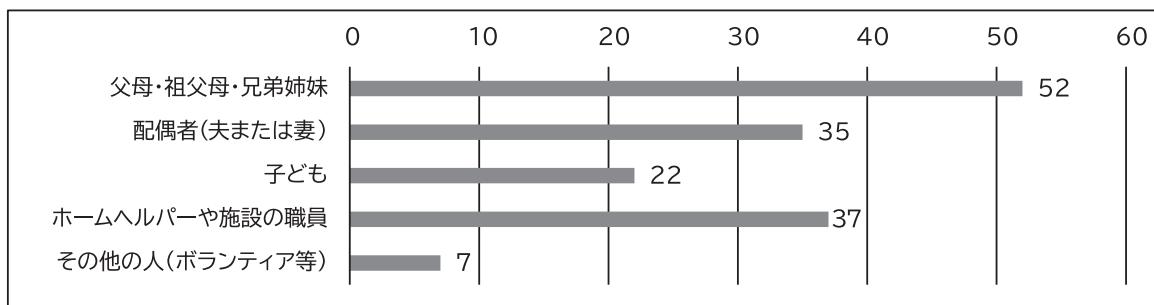
お答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

(人)



【問6で「一部(時々)必要」又は「全部必要」と答えた方がお答えください】

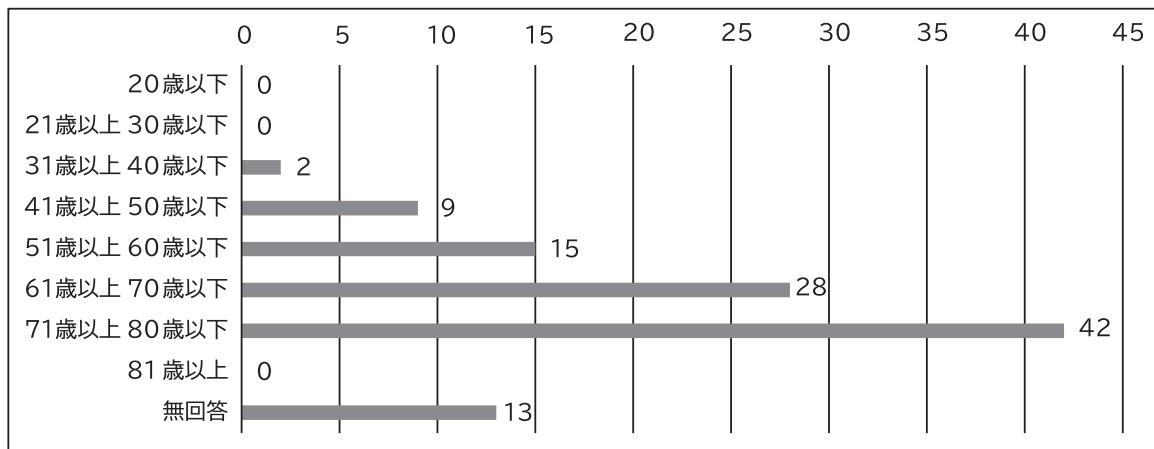
問7 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○) (人)



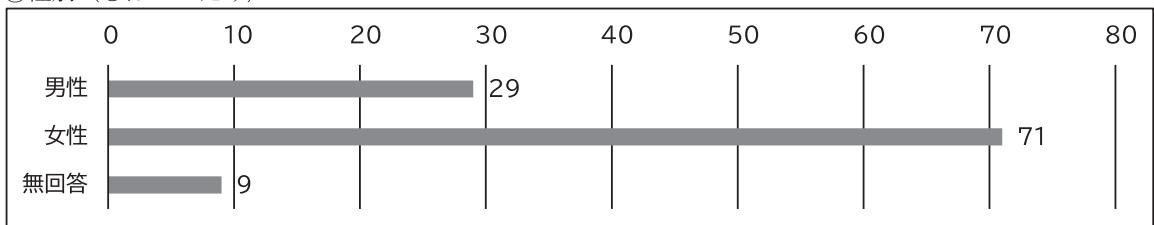
【問7で1. 2. 3. と答えた方がお答えください】

問8 あなたを支援してくれる主な家族の年齢、性別、健康状態をお答えください。

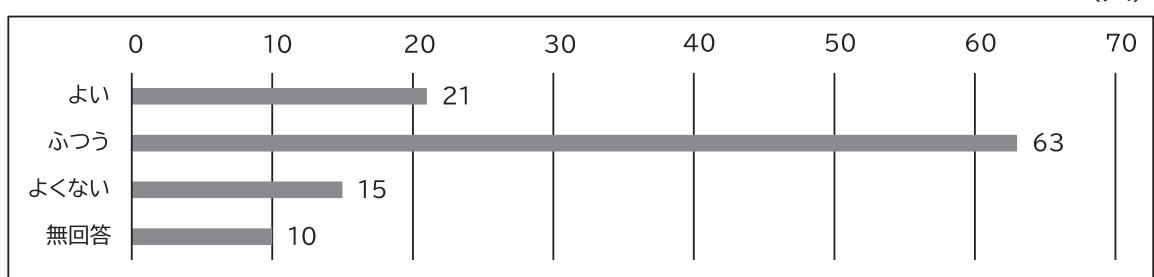
①年齢 (令和5年5月1日現在) (人)



②性別 (○は1つだけ) (人)



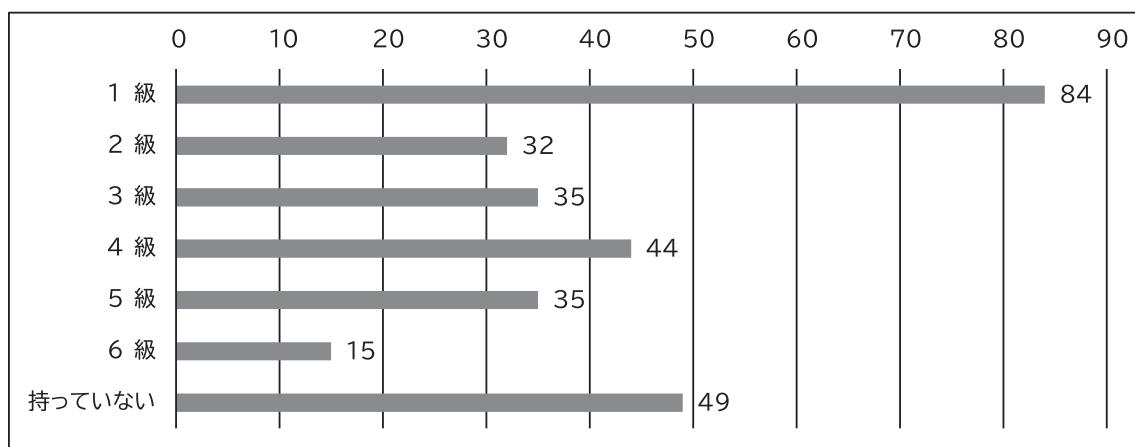
③健康状態 (○は1つだけ) (人)



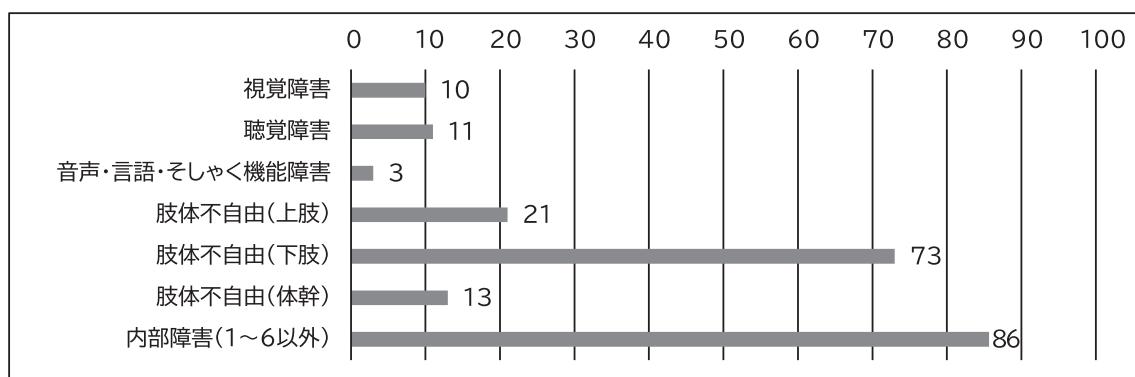
あなたの障害の状況について

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

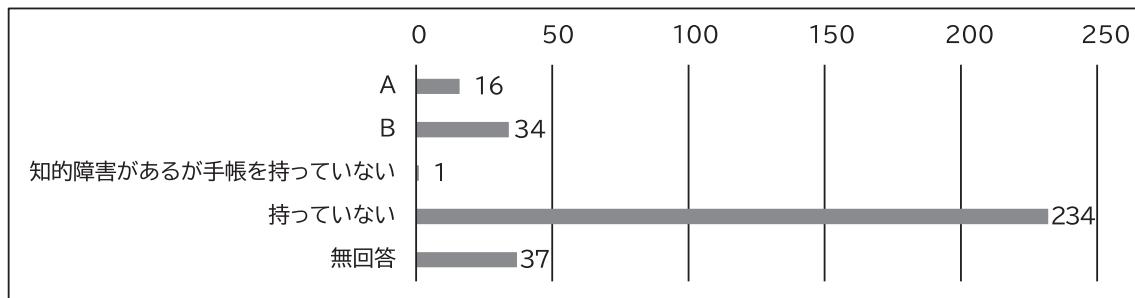
(人)



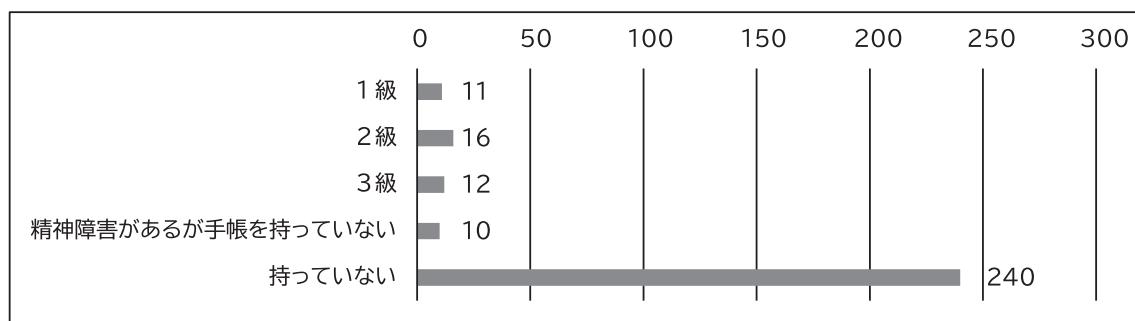
問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。(○は1つ) (人)



問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ) (人)



問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ) (人)

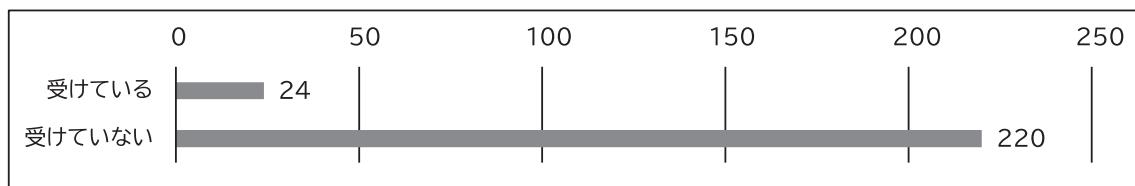


問13【18歳未満の方のみお答えください】

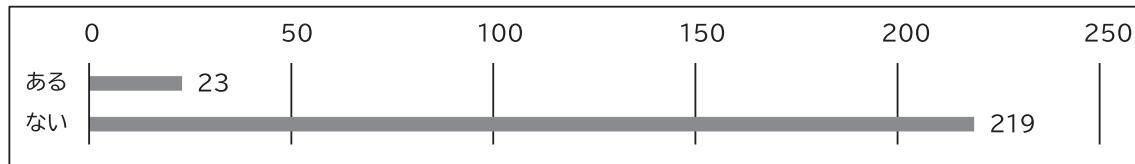
あなたは重症心身障害の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

該当なし (18歳未満記入者0人)

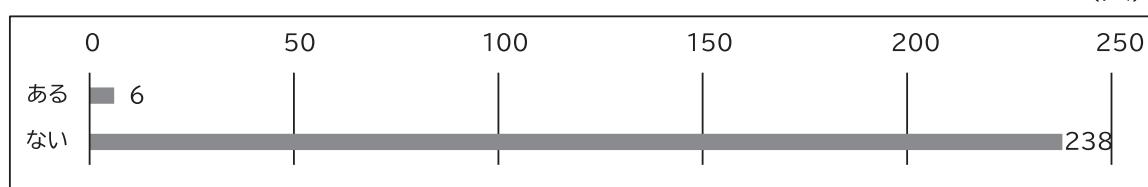
問14 あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。(○は1つだけ) (人)



問15 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ) (人)

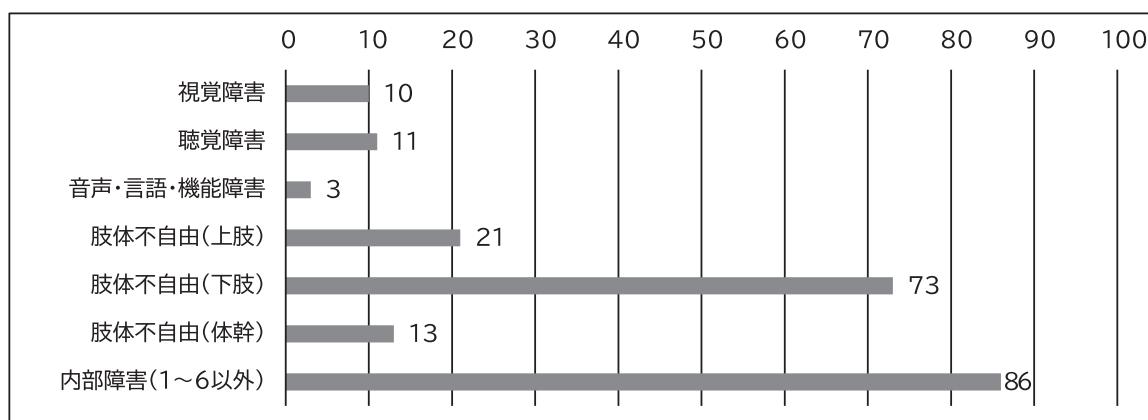


問16 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。
(○は1つだけ)

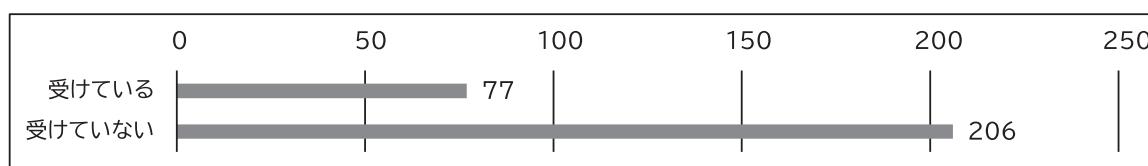


【問16で「ある」を選択された方がお答えください】

問17 その関連障害をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

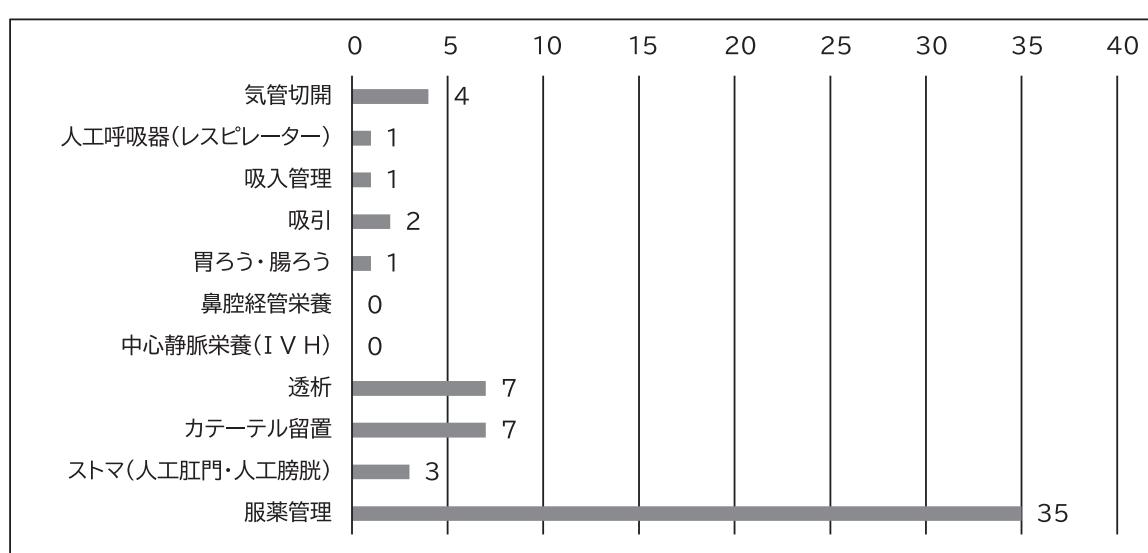


問18 あなたは現在、医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)



【問18で「受けている」を選択された方がお答えください】

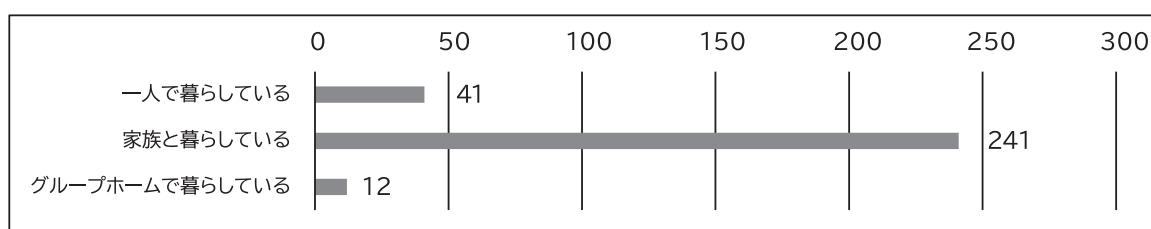
問19 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。
(あてはまるものすべてに○)



住まいや暮らしについて

問20 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

(人)



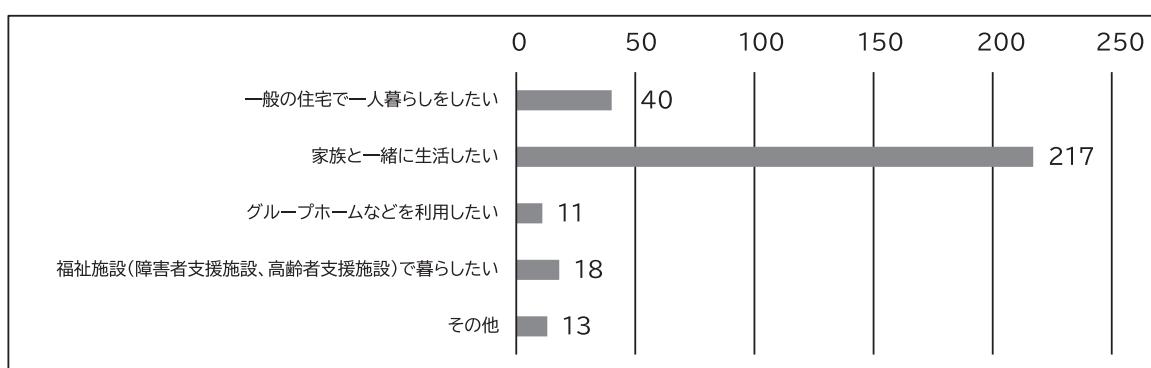
その他記載

- ・友人と暮らしている。

問21 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

(○はいくつでも)

(人)



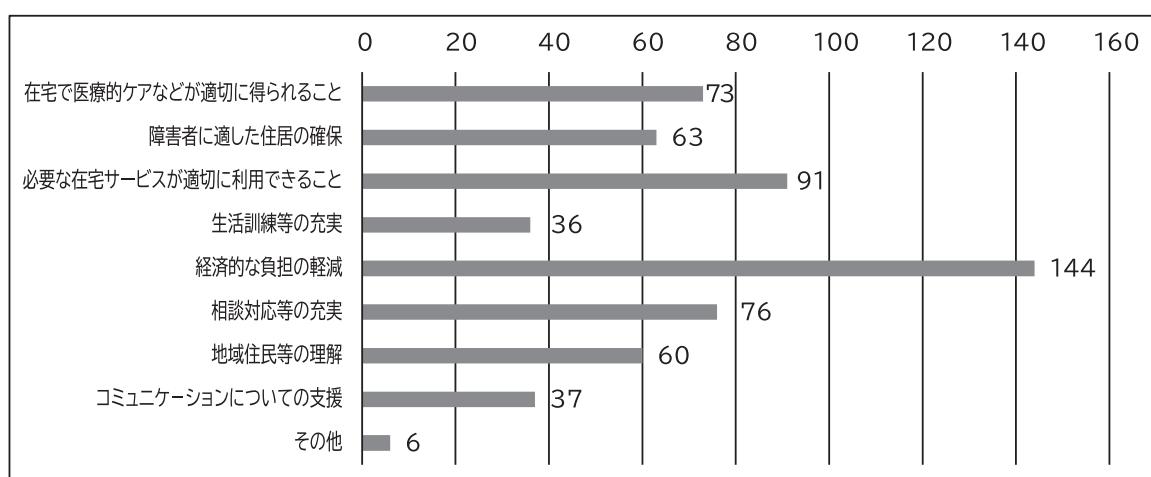
その他記載

- ・3年以内ではないが将来的に家族かグループホームでくらしたい。
- ・わからない・今のままがよい・友人と暮らしたい。

問22 希望する暮らしを送るために、どのような支援があれば

よいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

(人)



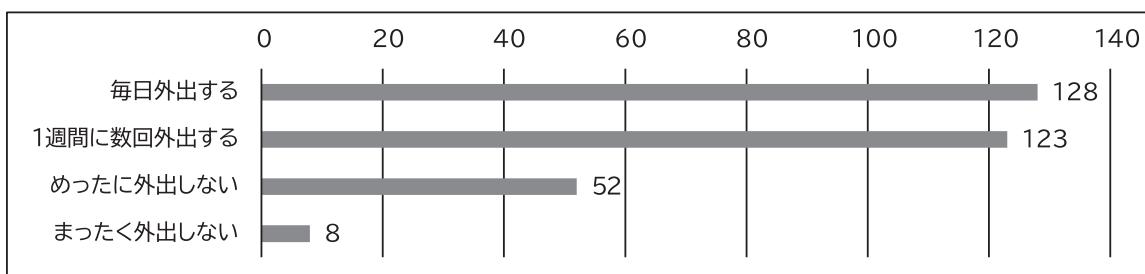
その他記載

- ・勤務始業時間に合わせたデマンドタクシー利用ができる。
- ・夫婦の対応策・風呂・訪問診察。

日中活動や就労についてお聞きします。

問23 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

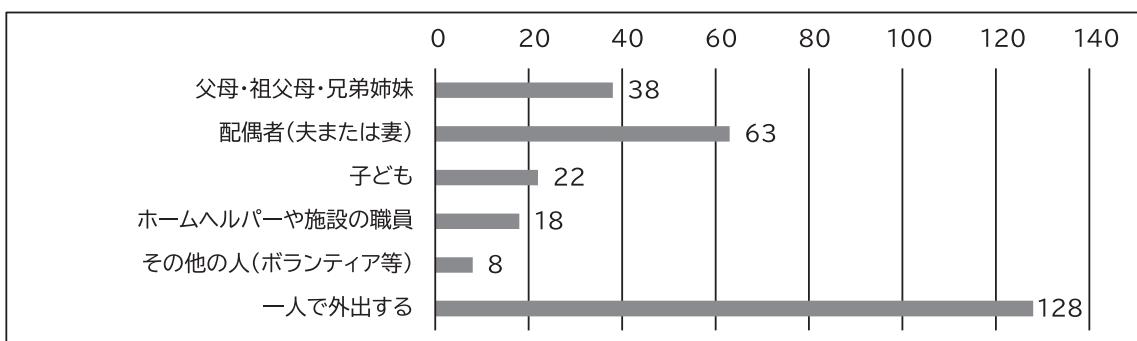
(人)



【問24から問26は、問23で、4. 以外を選択した方がお答えください。】

問24 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

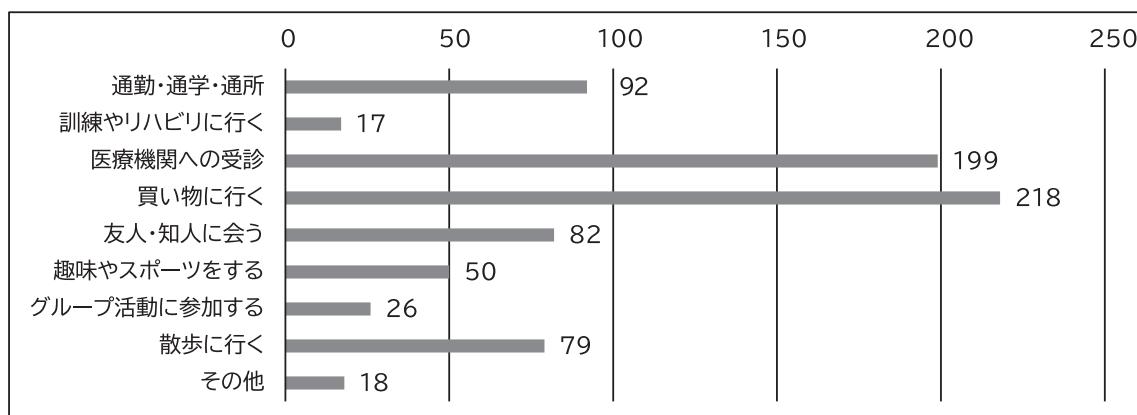
(人)



問25 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

(あてはまるものすべてに○)

(人)

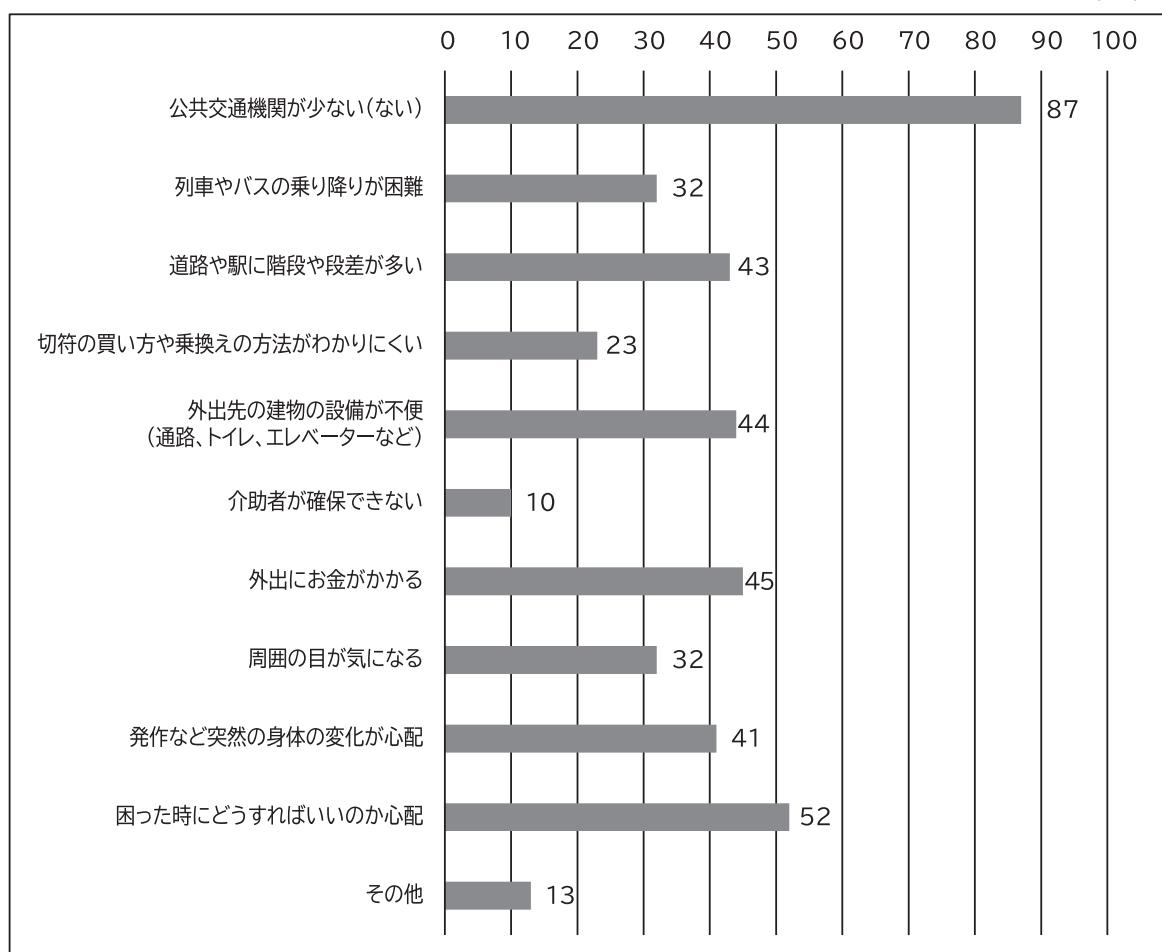


その他記載

- 家族からの依頼・金融機関等・ドライブ・畠仕事・農作業・デイサービス。
- 外食・納品・温泉。

問26 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(人)

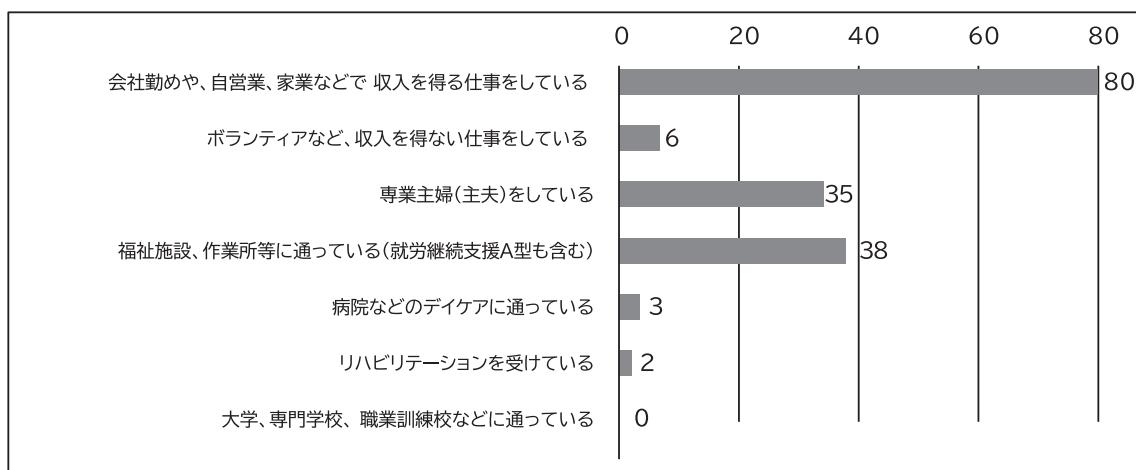


その他記載

- ・酸素ボンベを持っていくのが大変。

問27 あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

(人)



その他記載

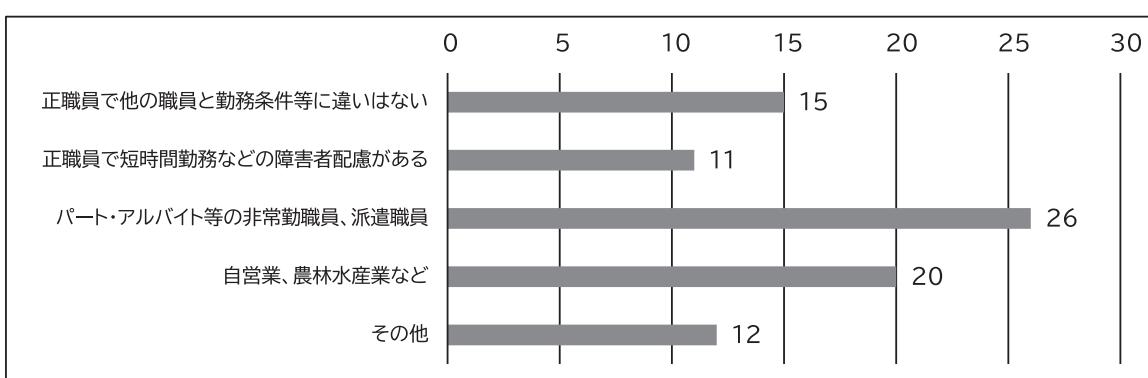
テレビ、農業手伝い、内職、畑仕事、家庭菜園。

家庭菜園、野菜作り、ゲートボール、グランドゴルフ、パークゴルフ。

【問28は、問27で1.を選択した場合にお答えください。】

問28 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

(人)



その他記載

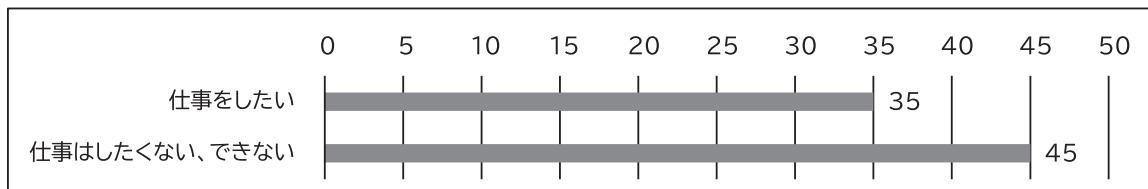
作業所、経営者、会計年度任用職員、シルバー、就労継続支援B型事業所、

障害者雇用の事務補助、有償ボランティア、契約社員。

【問29は、問27で1.以外を選択した18～64歳の方がお答えください。】

問29 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

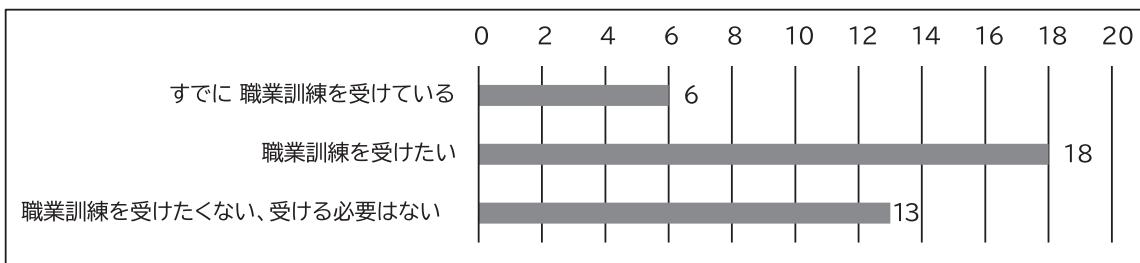
(人)



【問30は、問29で1.を選択した方がお答えください。】

問30 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)

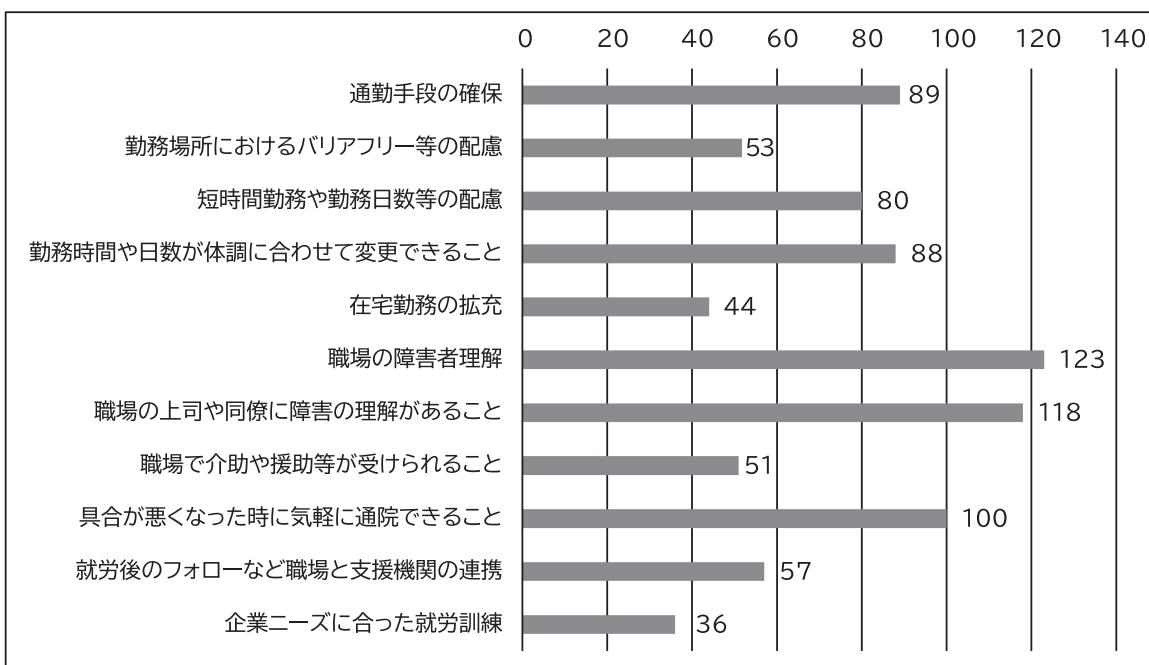
(人)



問31 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

(人)



その他記載

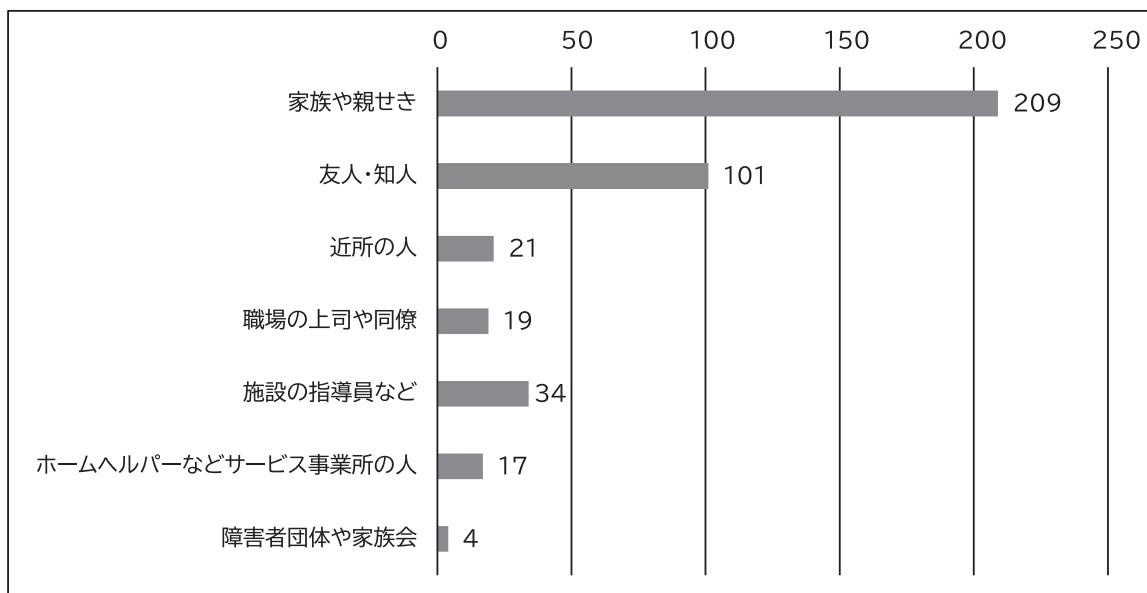
- ・今の就Bがよい。・特になし。・働けない部分の生活支援。・工房で自営。
- ・仕事はできない。・全て必要なことだと思います。・就労不能だと考えている。
- ・本人はわからない。母としては全て必要だと思う。

相談相手についてお聞きします。

問32 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

(人)

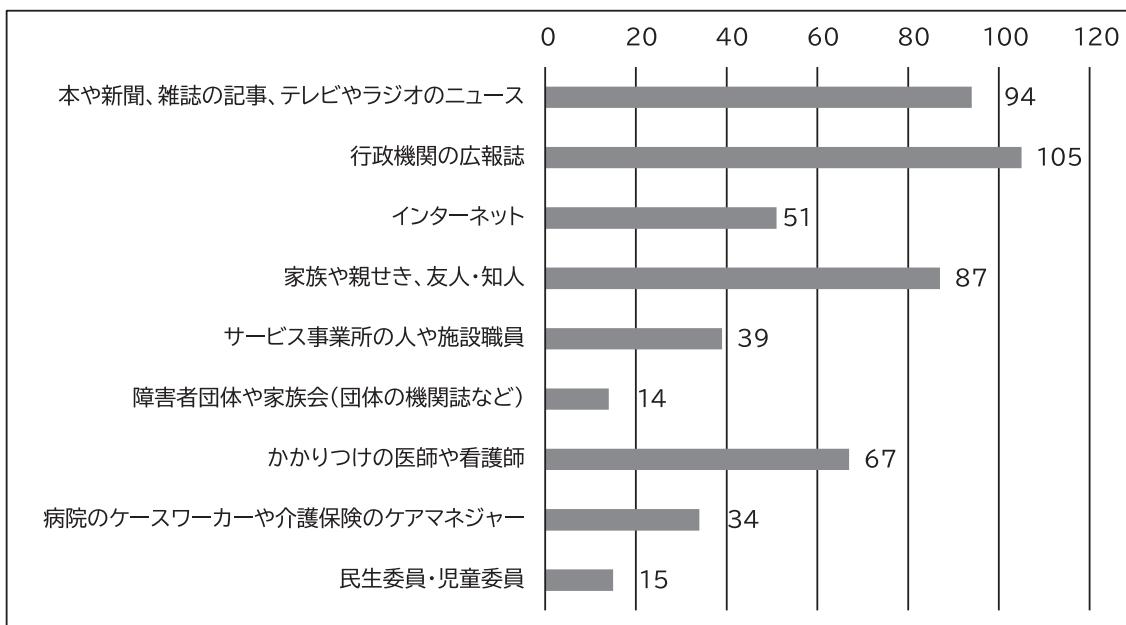


その他記載

- ・一人悩み。

問33 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、
どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

(人)



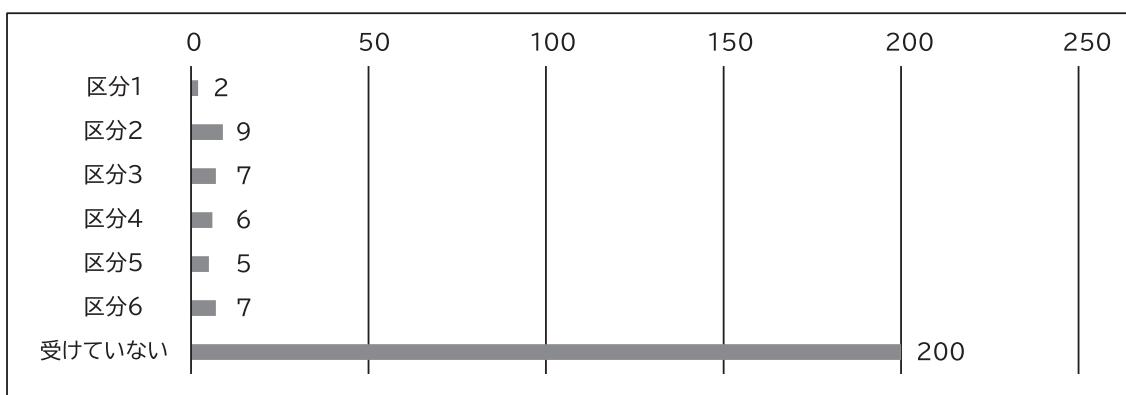
その他の回答

- ・担当支援員。
- ・情報を得られません。
- ・自分で調べたりしない、ニュース見ない。
- ・教えてくれる人はいない。
- ・役場、福祉センター等。
- ・話をしても理解しているかわからない。
- ・労働基準監督署。

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問34 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

(人)

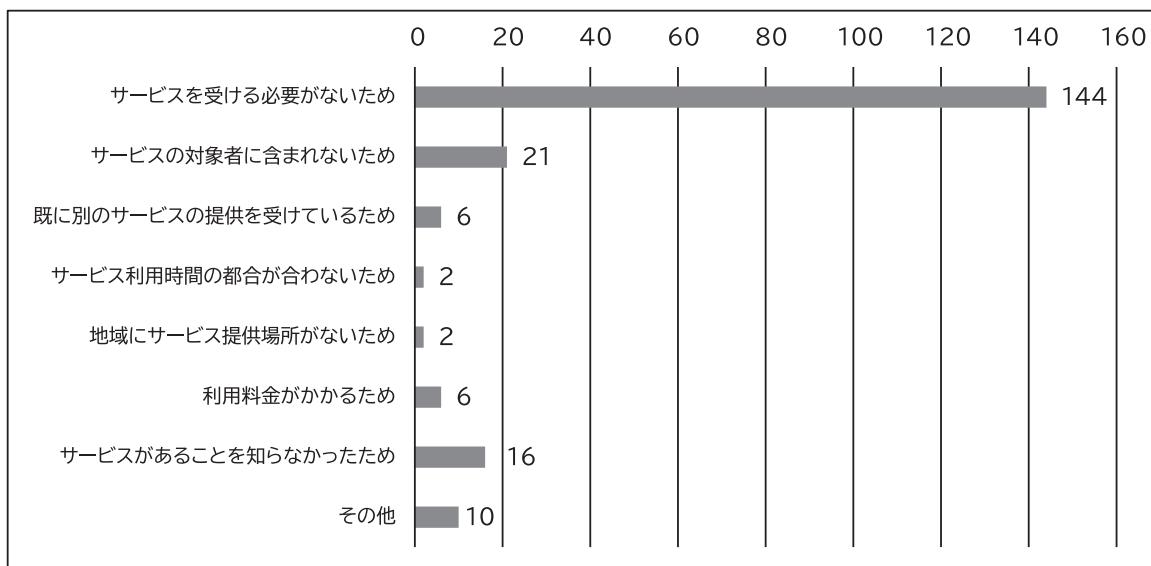


問35 あなたは別紙の①～⑯のサービスを利用していますか。また、これから利用する希望はありますか。

1. 利用していない → Aへおすすめください。

2. 利用している → Bへおすすめください。

A 「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」は何ですか。 (人)



その他の回答

- ・時間要しますが教えると物事によってはどうにか？です。人に会うのが怖いため。
- ・人とかかわる事が困難なため、申込をしたことはありますが、利用したことはありません。
- ・介護者(親)の都合病気等で困った時は利用をお願いしたいと考えています。(母の意見)
- ・医師との診察でまだ話が出ていない、入院中のため。
- ・家で仕事が出来るいいですが仕事をしないと生活がたいへんで少しでも収入あると助かるのですが。
- ・サービスを受けられるか聞いていない。

B 下記の障害福祉サービスを利用していますか。

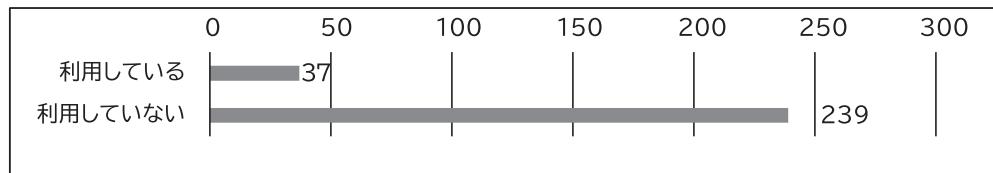
現在利用中のサービスについて①～㉓の番号を記入し、今後3年以内の利用予定についてあてはまるものに○をつけてください。

<現在利用中のサービス> <今後3年以内の利用予定について>

() ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定

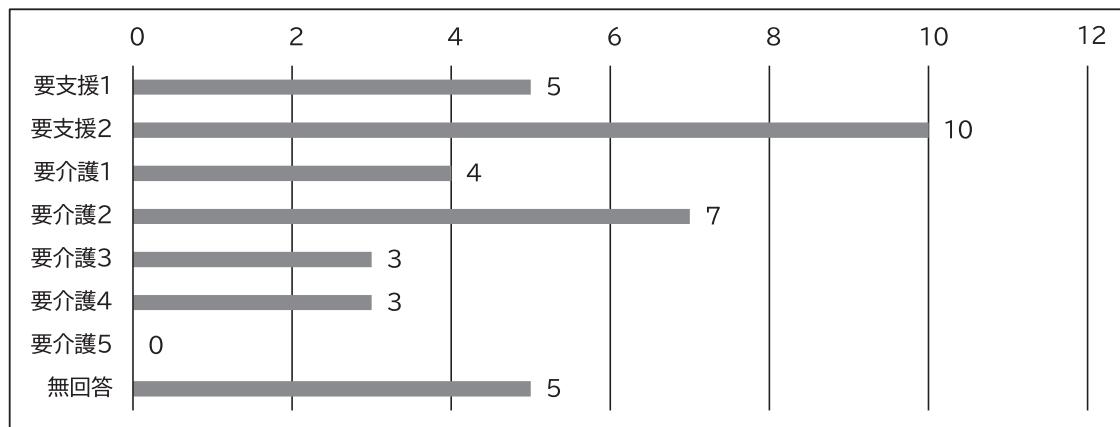
No	項目	同じくらい利用予定	増やす予定	減らす予定
①	居宅介護(ホームヘルプ)	4	0	0
②	重度訪問介護	1	1	0
③	同行援護	1	0	0
④	行動援護	0	0	0
⑤	重度障害者等包括支援	1	0	0
⑥	施設入所支援	5	0	0
⑦	短期入所(ショートステイ)	2	2	0
⑧	療養介護	0	0	0
⑨	生活介護	7	0	0
⑩	自立生活援助	2	1	0
⑪	共同生活援助(グループホーム)	3	2	0
⑫	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	0	1	0
⑬	就労移行支援	0	1	0
⑭	就労継続支援(A型、B型)	20	2	0
⑮	就労定着支援	0	0	0
⑯	計画相談支援	8	0	0
⑰	地域移行支援	1	0	0
⑱	地域定着支援	1	0	0
⑲	移動支援	1	0	0
⑳	地域活動支援センター	1	0	0
㉑	日中一時支援	3	0	0
㉒	補装具・日常生活用具の給付	9	1	0
㉓	意思疎通支援	0	0	0

問36 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ) (人)

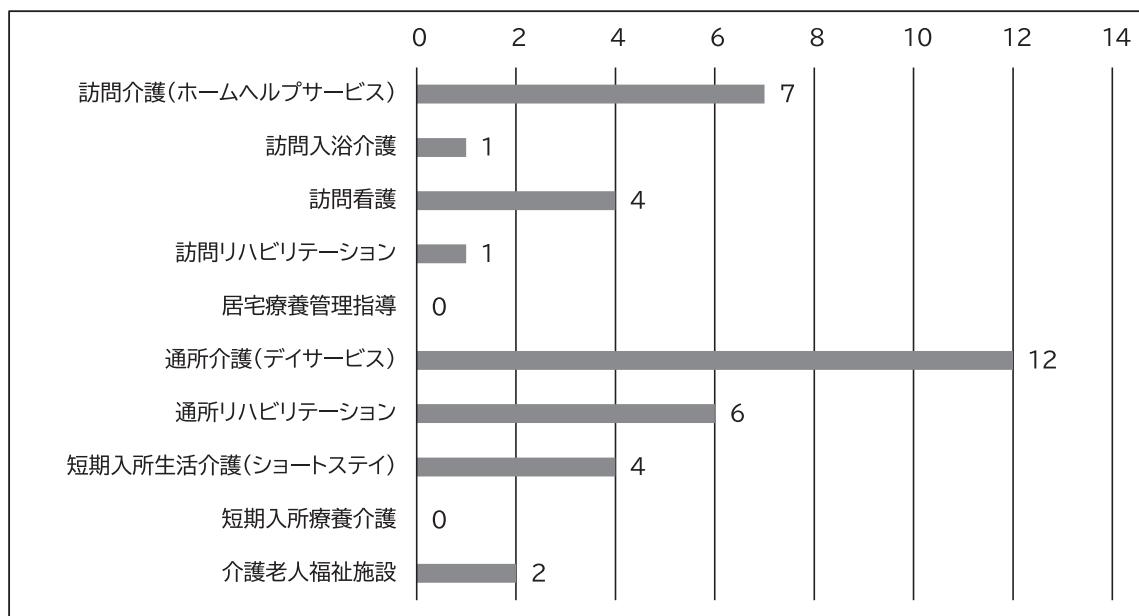


【問37、38は、問36で、「1. 利用している」を選択した方お聞きします。】

問37 該当する要介護度はどれですか。(○は1つだけ) (人)

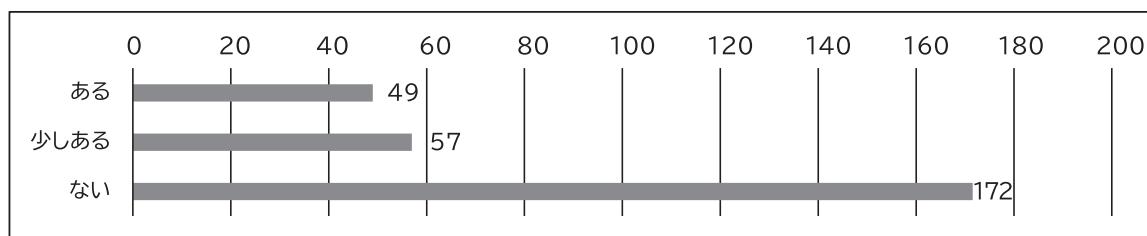


問38 利用している介護保険サービスはどれですか。(あてはまるものすべてに○) (人)



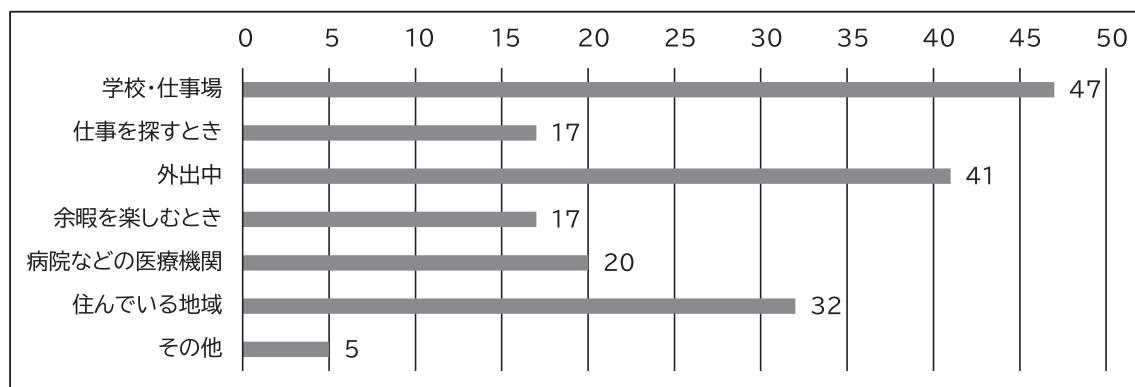
権利擁護についてお聞きします。

問39 あなたは障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
(○は1つだけ) (人)



【問39で、1. 又は2. と回答された方にお聞きします。】

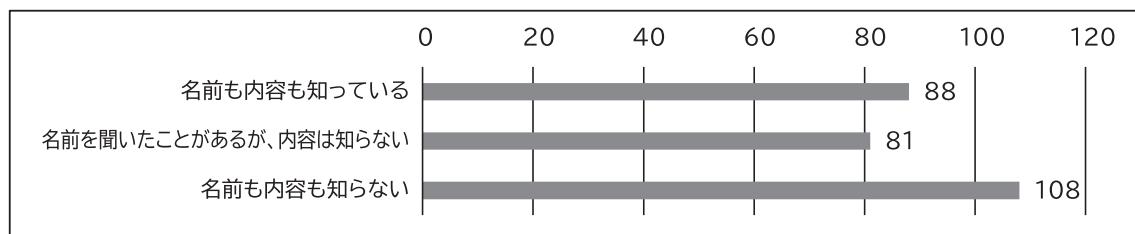
問40 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。
(あてはまるものすべてに○) (人)



その他の回答

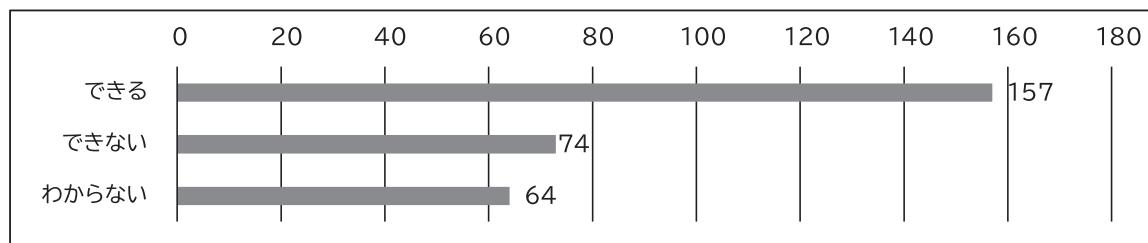
- ・今は歳もとったのであまり気にならないけど若い時に障害者って言われた事が忘れられないです。
- ・実の親、実家。
- ・人足での強要。
- ・結婚が破談になった。

問41 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ) (人)

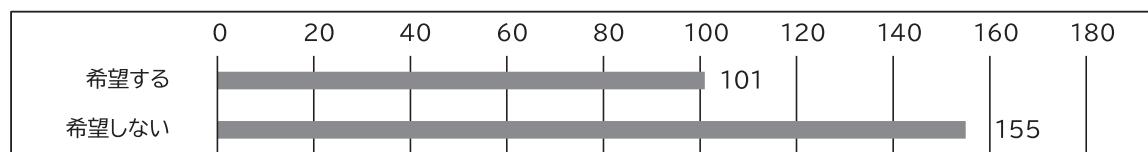


災害時の避難等についてお聞きします。

問42 あなたは火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ) (人)



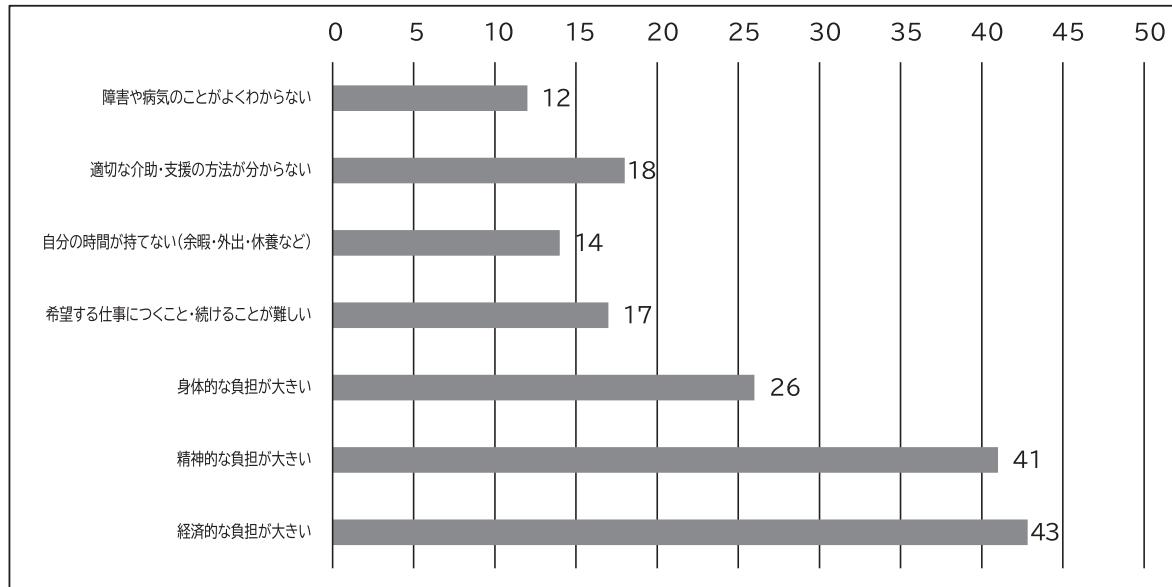
問43 避難に支援を必要とする場合、町へ事前の登録を希望しますか。 (人)



※次の問44～45は、主に介助や支援をしているご家族におたずねします。

問44 ご本人の介助・支援にあたって、どのような不安や困りごとがありますか。

(○はいくつでも) (人)

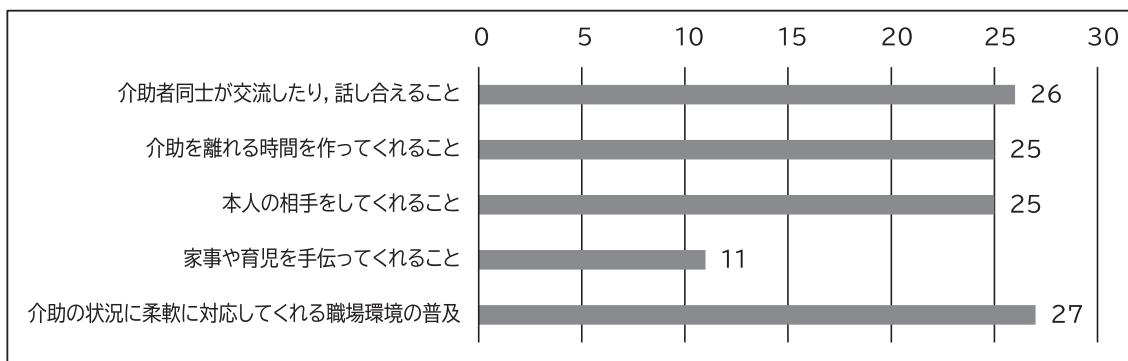


※次の問も、主に介助や支援をしているご家族におたずねします。

問45 介助する人への支援として力を入れてほしいことは何ですか。

(いくつでも○)

(人)



その他記載

- ・今のところない。・土日夜に診てもらえる訪問看護がない。
- ・障がいある当事者、交流の機会があるのに家から出たがらないし他の人と会うのを嫌がる。
- ・仕事が1年契約なのでずっと継続できればと思います。
- ・親が亡くなりひとりになった時の事が心配です。
- ・受けられるサービス、申請できるもので何が該当するのか。
- ・どの様な手順で手続きすればよいのか知りたいとは思うが、何かのきっかけや情報がなければ、その時の適切な時期を知らずに申請が遅れてしまったり、もしくは知らないまま生活してしまう。この様な事がないよう、お知らせや情報提供を希望します。
- ・私も80歳で体調不良のため、本人に合った支援がなかなかやってもらえない。

障害福祉サービス等について、ご意見・ご感想がありましたらご自由にご記入ください。（困っていること、助かっていることなど、何でもお聞かせください。）※個人情報が記載されている文章や、誤字、脱字と思われる文章につきましては、健康福祉課福祉係にて、訂正しております。ご了承ください。

1	災害に限らず、停電になると酸素濃縮器が止まるので不安になります。携帯酸素ボンベはありますが、使用できる時間が短い（長期利用できない）ので見通しが立たない状態だと移動も難しいので、なにか良い方法がないか考えているところです。小国町で停電が起こった際は、病院に避難したと酸素ボンベの配達の方に聞きましたが、白鷹町ではどうなるのか。かかりつけは置賜総合病院なので遠く、携帯酸素ボンベで行けば良いのですが、タイミングが悪いと難しく…。避難の方法を知りたいです。災害があった時に、主に停電がおこると困ります。その時のとるべき行動を知りたいです。電話も停電がおこると不通になる。携帯もいつまで充電があるかわからない。
2	困っていることは、毎日のようにあちこち電話してしまう。助かったことは、私の悩みを健康福祉課職員がお聞きくださいましたこと。
3	この度歩行器を買いに行ってたら、ハンドルの高さが高く、購入できるものがなかったため、10割で借りました。介護認定を受けて借りたいと思います。問31は答えられませんでした。
4	職をさがす時に、1人前と見てもらえず給与がさがる。生活がきびしい。障害をうらむ毎日。生きていくことが難しい。動かなくなつた足を、もっとリハビリしたい。膝や腰に負担が少ないプールを作つてほしい。高齢化社会…これからもっと必要になるはず。プールがあれば、筋力保持、増進、体型にかかわらず、自分のペースでやれる。今後は水の浮力を重視してほしいと強く望みます。
5	現在の生活、孫に囲まれ既往症があるも、元気で在しています。行政への要望ありません。
6	休日など外出支援が出来る様にしてほしい。
7	1.バイパス草むしり作業 2.神社役員 3.町内、組の役員
8	祖母と2人暮らしですが2人とも障がい者で、将来とても不安です。働けなくなつたらと思うとお金の不安等不安だらけです。
9	現在は通院できますが、今後自宅療養したいと思います。インターネットで情報交換できる、医療、看護の施設ほしい。現在スマホ使用しているその範囲内でできるとうれしい。往診してくれる医師？ホームDr.いるが高齢である。
10	未来への不安がある。長く仕事できるか不安。お金の管理ができないので不安。
11	今は介護出来ますが、老々介護の為、介護者の体調不良や病気で出来なくなった時の食事の事や、入浴、そうじ等は心配。
12	長男は町外に居ますので私は1人で暮らします。土日にはデンワしなくとも来てくれます。今のところ困ったことはありません。げんき塾に行ってますのでとても楽しいです。げんき塾も6月より毎週になったので、とても嬉しいです。ほんとに嬉しいです。
13	手帳等の更新申請系の書類を更新日の3ヶ月前くらいから届けてほしい。1ヶ月とか更新月頭だと診断書の作成が間に合わないとか、体調不良で手続きに行けないとかあった時に余裕が無い。これだけはなんとかなりませんでしょうか？普段よりお世話になっており、助けられています。いつもありがとうございます。福祉課の窓口でいつも優しい対応をして頂いているおかげで、公共の場での対人恐怖がずいぶんとやわらぎました。これからもよろしくお願いします。
14	見た目ではわからないので手つだってもらえない。冬の除雪はとくに感じます。
15	白鷹町発行の重度心身障害者医療証を出してもらってる為医療費が無料（自己負担）で大変たすかってます。
16	生活費が足りない。 働けない。 年金のみ。 歩けない。 右半分しづれきつい24時。
17	自閉症という障害の為、見た目では分からない障害です。でも行動は他人と合わせる事は苦手、その他様々な場面で目立ちます。以前と比べれば相談する場所等多くなり、良くなっていますが、まだまだ理解してもらえない。研修の場を多く持って頂いたり、それぞれの障害の特性等、行政の方から広報詩等を通じて広めてもらいたい。親は年々老いていき、自分の事だけで精一杯になりつつあります。障害を持っていても、安心・健康で有意義な人生が送れる支援をお願いします。親亡き後も本人が充実した生活が送れる事を願っています。

18	これ以上悪くなるのが心配。寝たきりになるのが心配。
19	70以上、仕事をはなれ福祉に手厚くお金を使うより、今働いている人これから町を動かしていく人に、よりお金を使ってほしい。
20	聞き取りに来てください。
21	むずかしくてわからない キキにキテ下さい。
22	山形市等の話を聞くと灯油代とかゴミ袋等の援助があると聞いております。支援活動として検討してほしい。
23	障害者ができる仕事をふやしてほしい。給料をもう少し多くしてほしい。
24	係のみなさまごくろうさまです。アンケートもよろしいですが時には自宅での本人の生活ぶりを見てもいかがでしょうか。
25	タクシー券をふやしてほしい。(12枚を20枚に)
26	障害福祉サービスに感謝しております。いつもありがとうございます。
27	配偶者の理解が少ない。身体悪いなら、するな、やすめだけでは意味がない。収入の為、どうしても仕事中心になる(仕方ない)。病院からの器具を買うので、援助金保証金をお願いしたい。
28	更新書類がとどくのが遅い. . .
29	福祉タクシー券利用できてありがとうございます。
30	障害の内容は多様だと思いますのであくまでも、ひとつの意見として申し上げます。ふりがなをふり読みやすい様にしている工夫などしているのはうかがえますが、視覚障害者にとって、このアンケートの量、読むこと自体が少し苦痛でした。名簿等で管理されているのであれば、認識されているはずです。(もちろん家族等の方が記入も可能になっていますが) どうかデータを有効に利用し町政に活かしてください。
31	長い間お世話になっております。ありがとうございます。
32	私の知らない所で困っている人がいます。ケア願います
33	利用させていただいている陽光学園さん、向陽園さん社協のヘルパーさんには、いつも気持ちよく利用させていただいています。本人も楽しそうに利用しています。ショートステイが利用できない状態が3年以上続いている、介護者としては残念です。たまにはゆっくり眠りたいし、自分自身も、楽しみある生活を送りたいです。
34	40代で障害者になり働けなくなりました。国民年金の料金で入所できる福祉施設が無くとても不安を感じている。
35	お世話になっております。いつも親切に対応していただき感謝します。
36	実際にあった事なのに、誰も信じてくれない事。
37	家族がいなくなった(死亡等)時の本人への支援介護。
38	人工透析患者交通費の助成はいくらでも足しになるので助かっています。
39	行政(福祉)職員、施設職員、相談支援職員、職員の数が少ない。もう少し余裕を持った福祉をしてもらいたい。後見人制度については必要だと思います。・今の制度改革が必要・司法書士、等など手数料は国の制度だから無料にすれば後見人の必要な方は沢山いる。年金暮らしで手数料を支払いするのは大変です。金持ちはいいけど、貧乏人は大変。
40	身体に不自由な所もありますが家族、皆様に支えられて本当にありがたく思っております。100才のおじいちゃんもおりますが少しでも長生きできて、私も今の状態を維持できます様に頑っています。おたがいに思いやりを持って生きてゆけます様に心にゆとりを持って、何かありましたらサポートよろしくお願い致します。
41	思いがけず障がい者になってしましましたが好きな事を続けることで体力、体調が徐々に回復してきました。又現在は同居家族が積極的に協力してくれることで自立してますが、将来1人になった時など不安です。周りには発達障害の子供さんを育てているお母さん、身体の不自由な方、しんどい思いをされている方がいます。このアンケートを頂いたことで周りの方、ご近所の方、又自分自身もどんなサービスが必要になるのか少しづつ話し合ってみたいですね。
42	ケアマネジャーさんには、いつも親切にしていただき又心配をしていただき本当に感謝しています。又白鷹福祉課の皆様方には本当に感謝でいっぱいです。これからもよろしくお願い致します。
43	利用している人から聞いた事ですができる限り寄り添ってもらえていてありがたい事が多いとのことです。
44	冬期間の雪片付けと食事支度できないので困っています。食事はコンビニエンスストアの弁当があり助かっています。

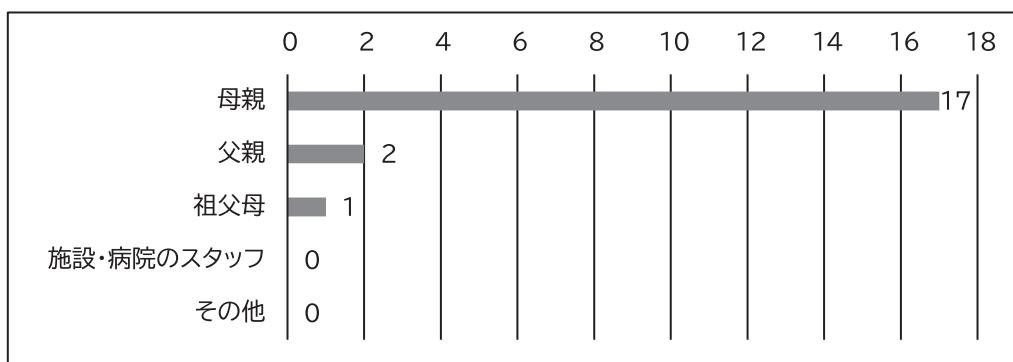
45	・白鷹町で訪問介護を頼める所がない。・家にお風呂の設備がないためシャワーのみになる。お風呂に入ることが出来る様に施設や訪問入浴が使えるようになるといい。・歯医者などバリアフリーが出来ていないので通うのに毎日大変である。・介護タクシーが少ない。・本人が直接行けないため役場の人や福祉課の人が家に訪問して相談してくれる人アドバイスしてもらえる人がほしい。
46	福祉の皆様いつも大変ご苦労様です。今の時点ですが自分自身のことは何とか一人で出来ているようですが年々体力が衰えてきている状態です。いずれかは福祉の皆様にご面倒にならなければならなくなると考えていますが、私も体の方が色々持病があり今は何とか寄り添っていますが不安もあります。何かありましたらどのような流れで進めていけたら良いのか。町報ででも知れたら幸いです。（乱筆ですみません）
47	人足の免除
48	現在子供と孫3人と生活していますが先々どうなるかなど誰もわからないはず。万が一、一人暮らしになった時福祉課さんにお世話になり曜日で買い物（食事分）お掃除（掃除機かけ位）訪問看護（血圧程度）入浴風呂に入る施設（週2回位）など手助けをお願いすることを考えています。
49	私は障がい者といっても軽い方ですので自分の体の欠点を公にし世間の皆さんのご理解の上生活をしております。耳の障害ですので皆さんとの会話は少ないと思っております。一面、自分自由な生活をしておりますのでストレスなくこの年になって何の薬も要らず健康な体が自慢です。したがってアンケートも参考にならないと思いますのでよろしくお願ひします。
50	このアンケートは障がい者自身書くことは難しいし家族でも難しいと思う。あまりにも細かすぎます。
51	自分は関節リウマチです。両肩、両肘、両手、両膝、両足関節、平成17年6月に整形外科医師お世話になりました。自分の人生どうなるのかと思うと毎日が地獄の毎日でした。でも、りんご、サクランボ、の仕事で毎日頑張り、花や野菜など作り頑張って行きたいと思っています。
52	町からのタクシー券いただき大変たすかっています。医者代も無料ですので大変たすかっています。国民年金の生活ですのでありがとうございます。
53	重度障がい者も住み慣れた白鷹町で安心して暮らしていくような町になってもらいたいと願っています。
54	10年前より介護保険によりサービス利用の方に移行しましたので設問にあてはまらず難しい箇所もありました。災害時の避難に関して指定避難所はかなり狭くバリアフリーではないためサポートをしてもらったとしても避難所に行くのは難しいと考えています。
55	心臓疾患に係る経過観察を地元の白鷹病院で受診できるのはとてもありがたいことです。山大からの専門医の出張体制を今後も継続してくださるようお願いします。
56	日常生活用具等の負担額の見直しをお願いします。
57	二年前に車いすで免許証の高齢者講習に鮎貝の白鷹自動車教習所に行った時に、教習所の職員の方々にとてもやさしく色々お手伝いをして頂き、嫌な思いもせず講習を受ける事ができました。本当に感謝しています。ありがとうございました。
58	日頃より大変お世話になります。また、この度はお忙しいところ私達の意識意向を聞いてもらえる機会を頂き感謝申し上げます。介護にあたり沢山相談させてもらい助言、手続き等のおかげで最初は手探りで右も左もわからなかつた私達ですが、現在はあわただしい毎日ですが大分落ち着いた生活を送れるようになりました。今困っていること、不安、心配等ですが1番は介助している私達の健康面や何かあって家を留守になる時の事です。息子の体調管理（血圧変動、排泄、フォーレ、褥瘡予防、体交等）や身の回り、食事の世話、その他、仕事をしながら対応していますが私達も家を空ける事があったり病院通いもあります。何かあった時の事を考えるとすごく心配になります。色々なサービスがあるのでどうしても都合が悪い時はお願いしたいと思いますが、自分の余暇や休業を理由で息子に願うのは中々難しくかわいそうで、やっと家に帰って來たので何とか自宅におきたいというのが今の私の考えです。私が歳をとり介助がきびしくなる時がくれば、また考えなければなりませんが（現在は訪問リハビリ看護入浴をお願いしています）主人の意見としては一時休養のため短期入所できる施設があれば助かるとの事です。それから、経済的負担になる事ですが全介助のため衛生用品（おむつ等、色々）の消耗品が多く、老人介護には支援がありますが障がい者の方にも支援があると助かります。乱筆書きで申し訳ございません。よろしくお願ひします。
59	デマンドタクシー利用しています。助かっています。
60	今後どう様態が変化するのかわからないので専門員の周期的な訪問があればいいのではないかと思う。（こちらから連絡しなくとも障がい者手帳持参の方へ）

61	紙おむつを支給して頂きとても助かっています。就労継続支援を利用して頂いたことがあったのですがなじめず に鬱になってしまいました。親も歳をとるので将来の事を考えれば通える場所があつた方が良いとは思うのですが 小、中学校の時は不登校だったこともあります、とても難しいと思っています。
62	歩けるようになればうれしい
63	何かあつた時、駆けつけるまで30~40分位かかるので、その間どうしようかと思っている。
64	補装具の支援をいただいておりますが高価なものなので有難く思っております。高齢なので老化が一番心配です。 近くに90才位の方が何人か一人暮らしを健康に過ごされています。心身を細やかに管理されておられるようにお見 受けします。目指したいと思います。
65	自立支援があり、助かっている。通院するのにあたり、運転ができないとバスの本数も少なく、交通手段がなく不便で困っている。また、福祉サービスがあつても運賃が高い。
66	働けないが出費がたいへんです。地区の公民館にでも出渡して行こうとするとあんた出なくていいとか言われへこんでしまう。地区の人達と会うことが嫌です
67	福祉課の窓口にいったら、背の高い男性に何しにきたんですか?名前を言ってください。と言われて威圧的でとても怖かった。障害者手帳の更新で同じ書類を3回窓口に持っていた。1回できなかつたのか。
68	アンケート記入大変でした。もっとわかりやすく簡単にしてほしい。フリガナもすべてに必要としない。
69	去年、障害者年金の申請をしました。私は産まれつき股関節が悪く、小さい頃から大変な思いをしてきました。誰より大変で辛い思いをしてきたのですが、産まれつきだと年金の対象にならないと言われ、すっごくショックでした。人工関節の人達は対象になるのに、人工関節を入れていない私は対象にならないのがすごく腑に落ちません。障害者に対してもう少し補助金やサービスなど増やしてほしいです。障害者にとってもっと住みやすい地域になつてくれるとうれしいです。
70	福祉サービスなどに相談すると、くわしく教えてくれる。
71	現在4級の障害者ですが、悪くならないように自助努力はしています。日常の食事、運動も自分なりに気をつけています。できるだけ現在の生活を続けられるように努力したいです。わからない時はすぐ聞くことにします。
72	公共交通機関（バス）の便数を増やしてほしい。
73	白鷹が行っている障害者に向けたサービスで、自分が享受できるものは何があるのか案内があると助かります。 ホームページにPDFのデータがあり、それを読めば把握は可能であるが障害の種類や程度によって、内容が広範に亘り自分が該当する項目を自分で検索する必要があります。障害の種類、等級などを入力したら当てはまるサービスのみ抜き出して表示がされるような設計のページを作成できれば、提供しているサービスと利用者を結びつける仕組みができるのではないでしょうか。未筆になりますが、町役場へ手続きなどで訪問すると職員の方が障害に配慮した対応をくださっているので感謝しております。これからも宜しくお願ひ致します。
74	難聴のため補聴器を装着していますが、補聴器も高額なため、取り替えるに補助金を交付して頂いていますが、両方の耳に装着した方が良いと言われますが、両耳となると60万円位になる。そうした事で補助金の申請は5年間（1回申請につき）ではなく期間を短期にして頂くか、補助金を増額して頂くと購入するにも楽になり、コミュニケーションも取られる。聴こえが悪いと人の対話、他人もめんどうくさいので、どうしても孤立してしまうと思います。
75	山大、置賜病院への通院の際の交通手段 デマンドタクシーを低額で利用できる。外出機会が多くなる。

福祉に関するアンケート調査票(お子さん)

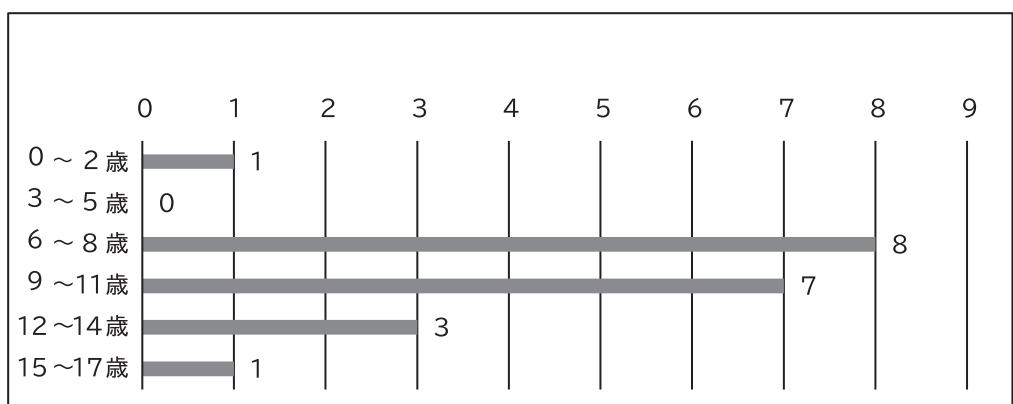
1 調査の回答者について

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ) (人)



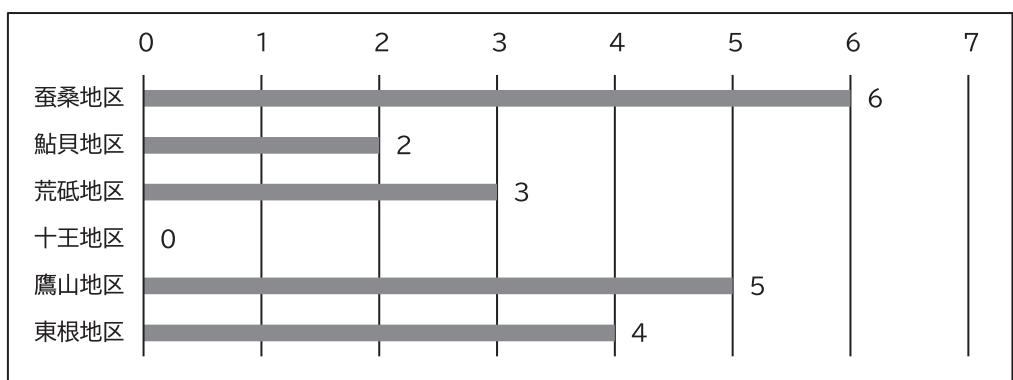
2 お子さんの状況について

問2 今年の4月1日現在、お子さんは何歳でしたか。(○は1つ) (人)

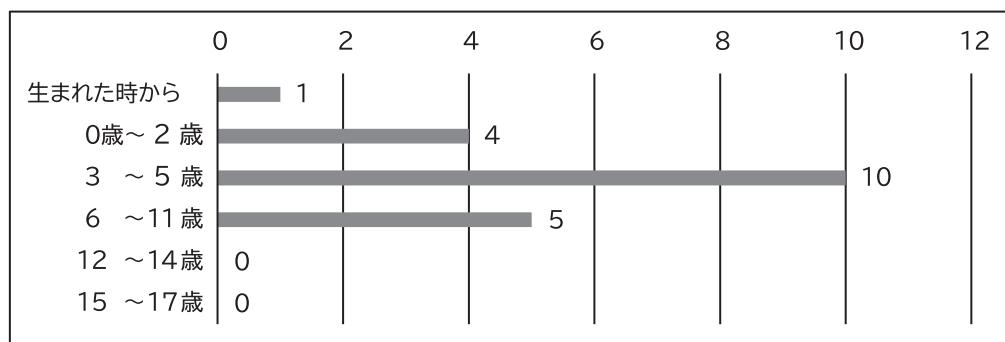


問3 現在、お子さんがお住まいの地域はどちらですか。入所・入院中の

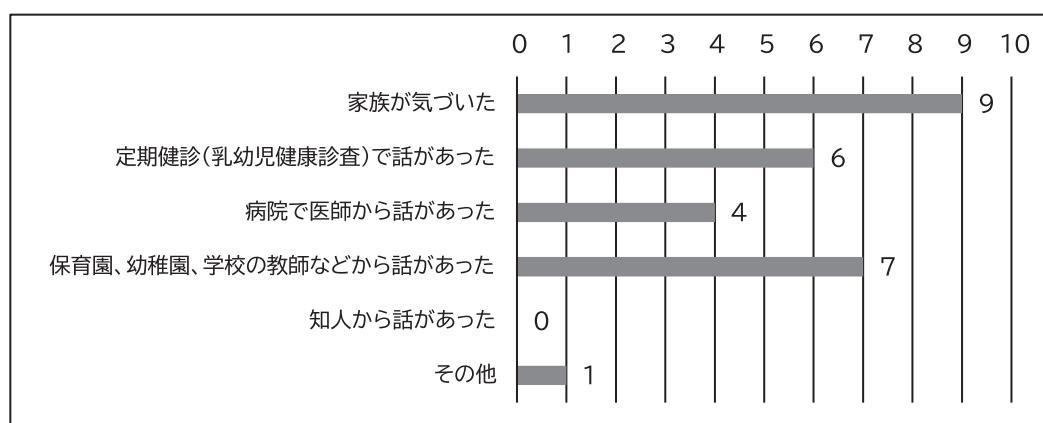
場合は、ご自宅のある地域をお答えください。(○は1つ) (人)



問4 お子さんの障がいがわかった(診断を受けた)時期はいつですか。
(○は1つ)



問5 お子さんの障がいがわかった(診断を受けた)きっかけは何ですか。
(○はいくつでも)

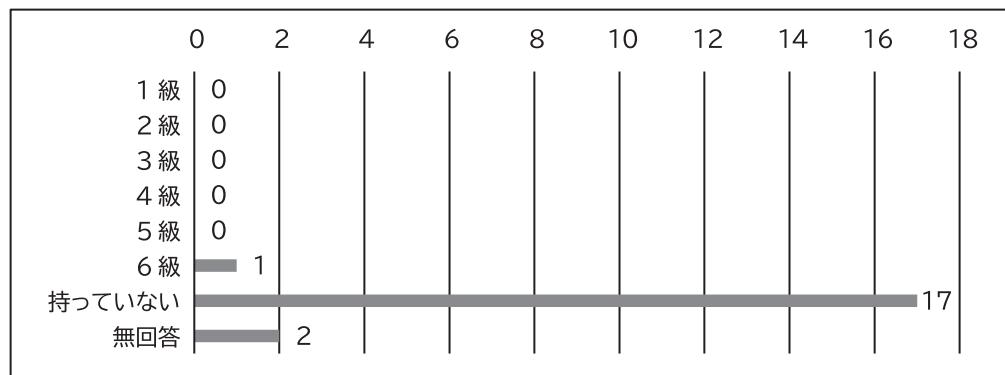


その他の回答

- ・兄も障害がある。2歳から療育を受けており3歳で診断すると言われた。
(町のすくすく発達相談を受けていた)

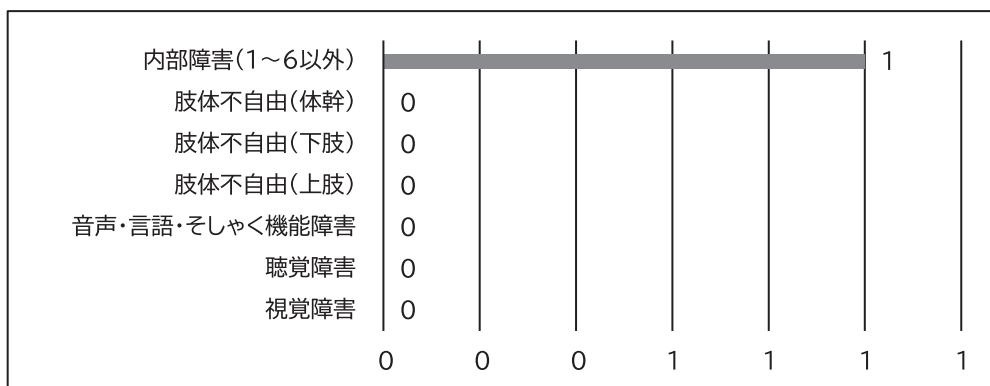
3 お子さんの障がいの状況について

問6 お子さんは身体障害者手帳をお持ちですか。
お持ちの場合、等級をお答えください。(○は1つ)

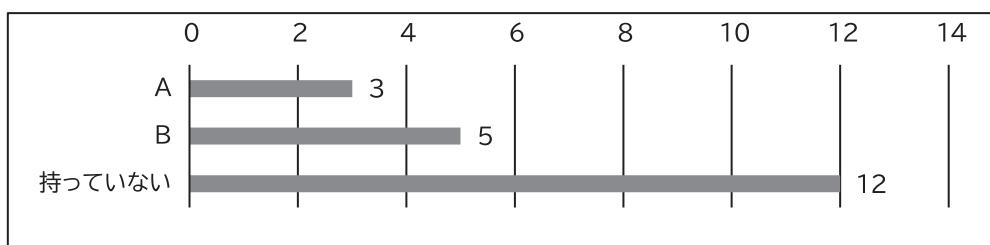


問6で「1」～「6」に○をつけた方にお伺いします。
問6-1 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。

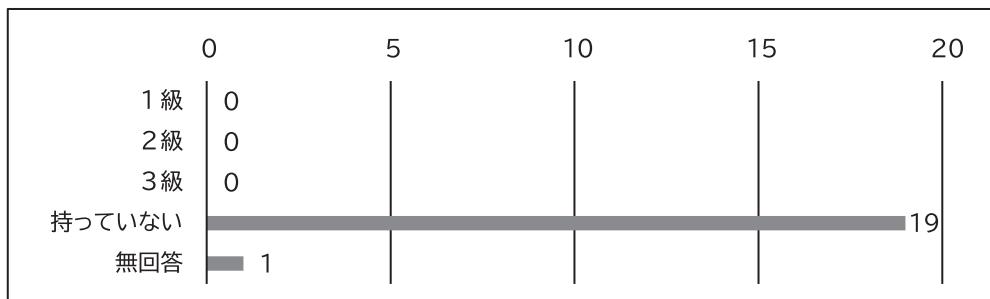
(人)



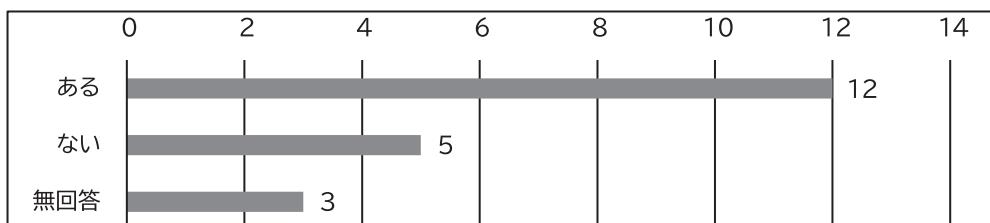
問7 お子さんは療育手帳をお持ちですか。お持ちの場合、等級をお答えください。(○は1つ) (人)



問8 お子さんは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。
お持ちの場合、等級をお答えください。(○は1つ) (人)

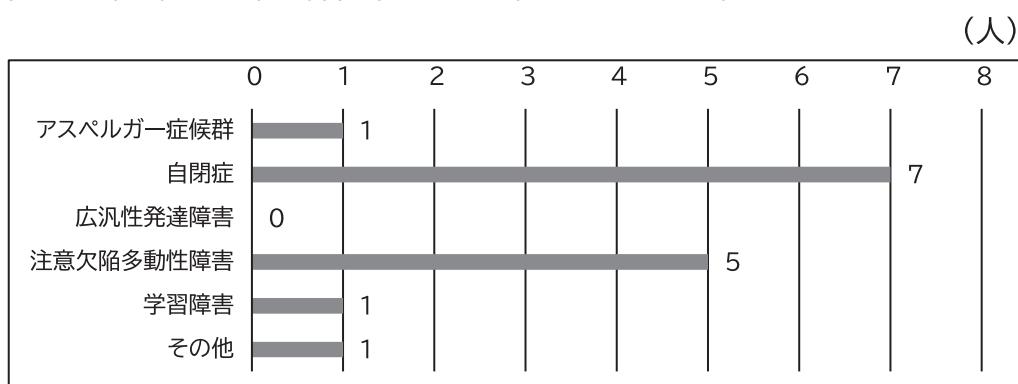


問9 お子さんは発達障がいとして診断されたことがありますか。
(○は1つ) (人)



問9で「1」に○をつけた方にお伺いします。

問9-1 医師による診断名は何ですか。(○はいくつでも)

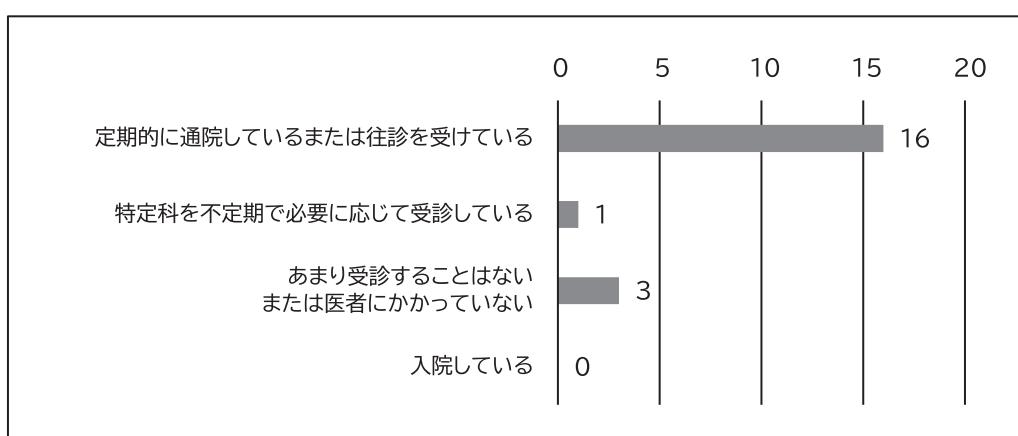


その他の回答

- ・発達性協調運動症

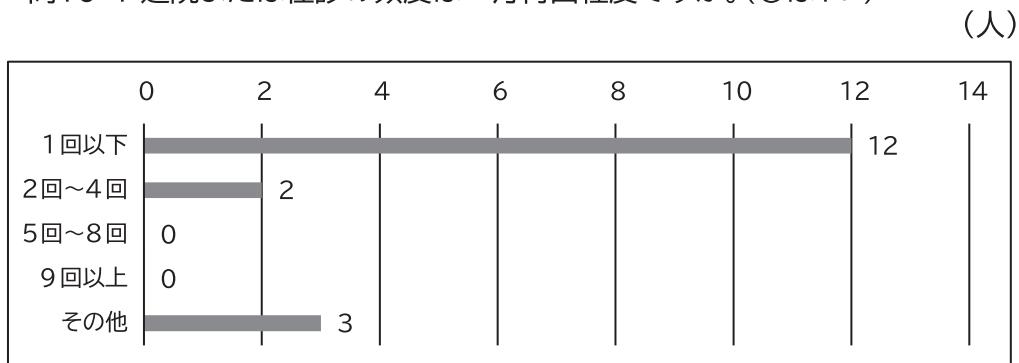
問10 お子さんは定期的に医療機関に通院または往診を受けていますか。

(○は1つ)



問10で「1」または「2」に○をつけた方にお伺いします。

問10-1 通院または往診の頻度は一月何回程度ですか。(○は1つ)



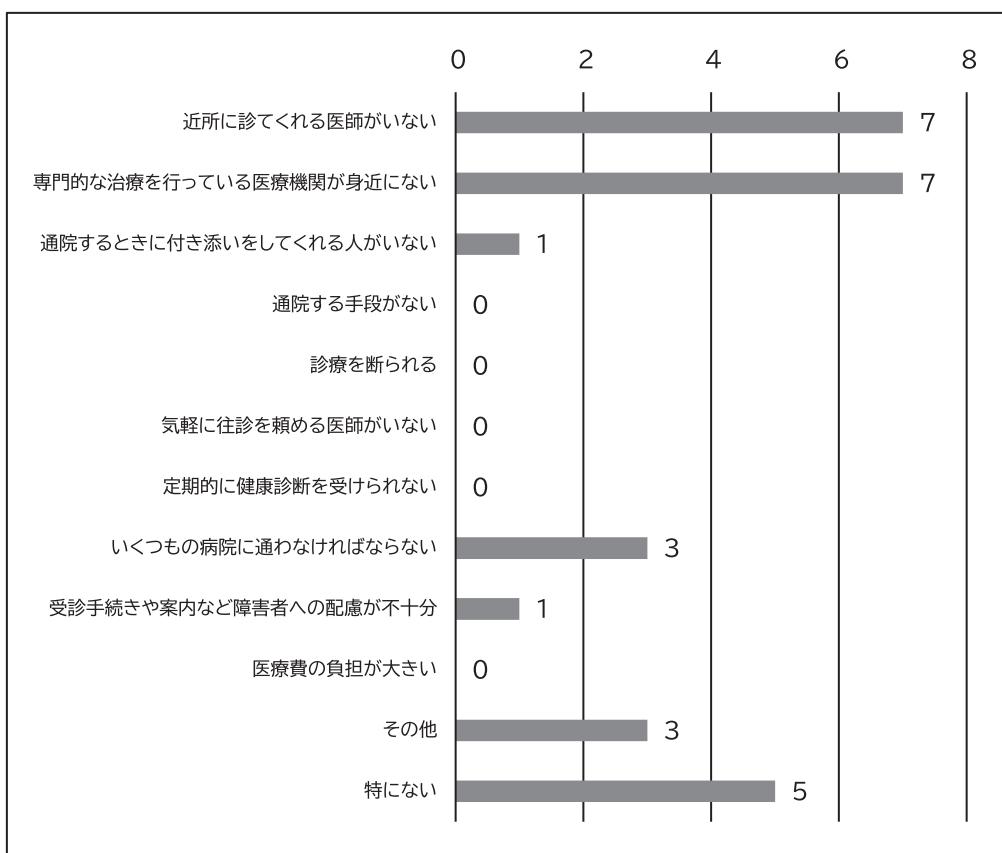
その他の回答

- ・6ヶ月に1回、2ヶ月に1回、半年に1回。

問11 お子さんの医療について困っていることは何ですか。

(○はいくつでも)

(人)



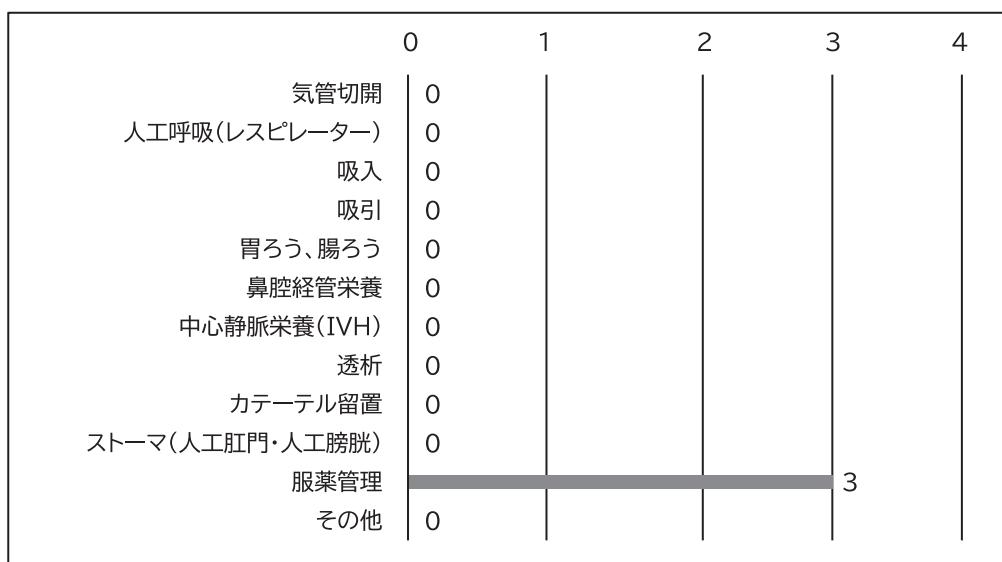
その他の回答

- ・通院時の送迎（自家用車運転）に不安がある、療育センターはなかなか予約が取れない。
- ・上山療育センターに転院したかったが療育センターに断られた。

問12 お子さんが現在受けている医療的ケアをお答えください。

(○はいくつでも)

(人)



5 住まいや暮らしについて

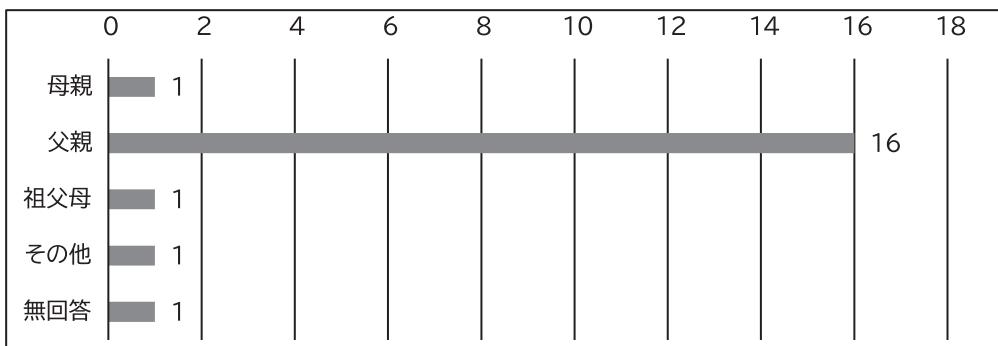
問13 お子さんと一緒に暮らしている方とその方の就労状況をお答えください。

お子さんと一緒に暮らしている方	該当する方の就労状況
(○はいくつでも)	(○は各項目1つずつ)
1 母親	A 13人 B 5人 C 1人
2 父親	A 16人 B 2人 C 0人
3 祖母	A 0人 B 2人 C 8人
4 祖父	A 2人 B 2人 C 3人
5 兄・姉	A 1人 B 0人 C 8人
6 弟・妹	A 0人 B 0人 C 7人
7 その他 ()	A 0人 B 1人 C 0人

※A. 正社員、自営業 B. 非正規雇用（アルバイト、パートなど） C. 就労していない

問14 世帯の主な収入源はどなたですか。(○は1つ)

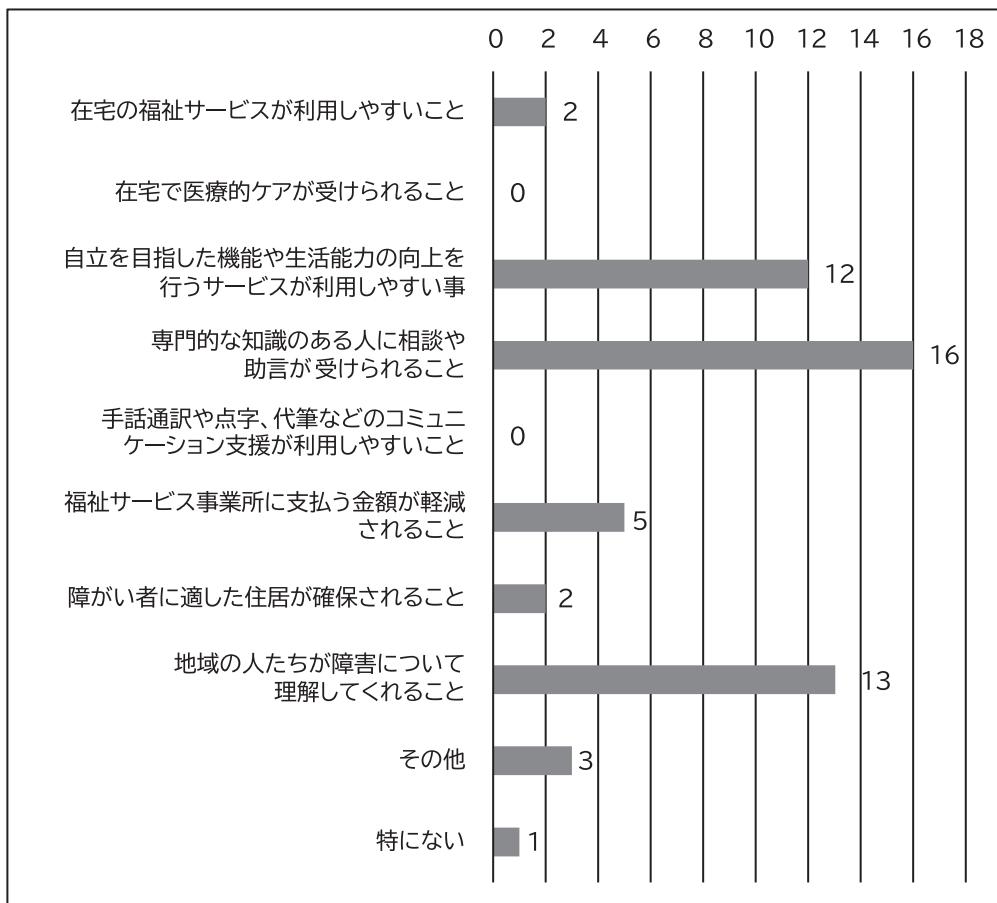
(人)



他の回答

- 両親。

問15 お子さんが地域で生活するためにはどのようなことが必要だと思いますか。
(○はいくつでも) (人)



その他の回答

- ・送迎サービス・福祉施設が増えること（グループホームや入所施設）。
- ・白鷹町に土日祝や早朝～夕方までショートなどの施設ができ利用できるようになること。

問13で「5 兄・姉」・「6 弟・妹」に○をつけた方にお伺いします。

問16 きょうだいへの支援について、あなたが困っていることはありますか。 (人)

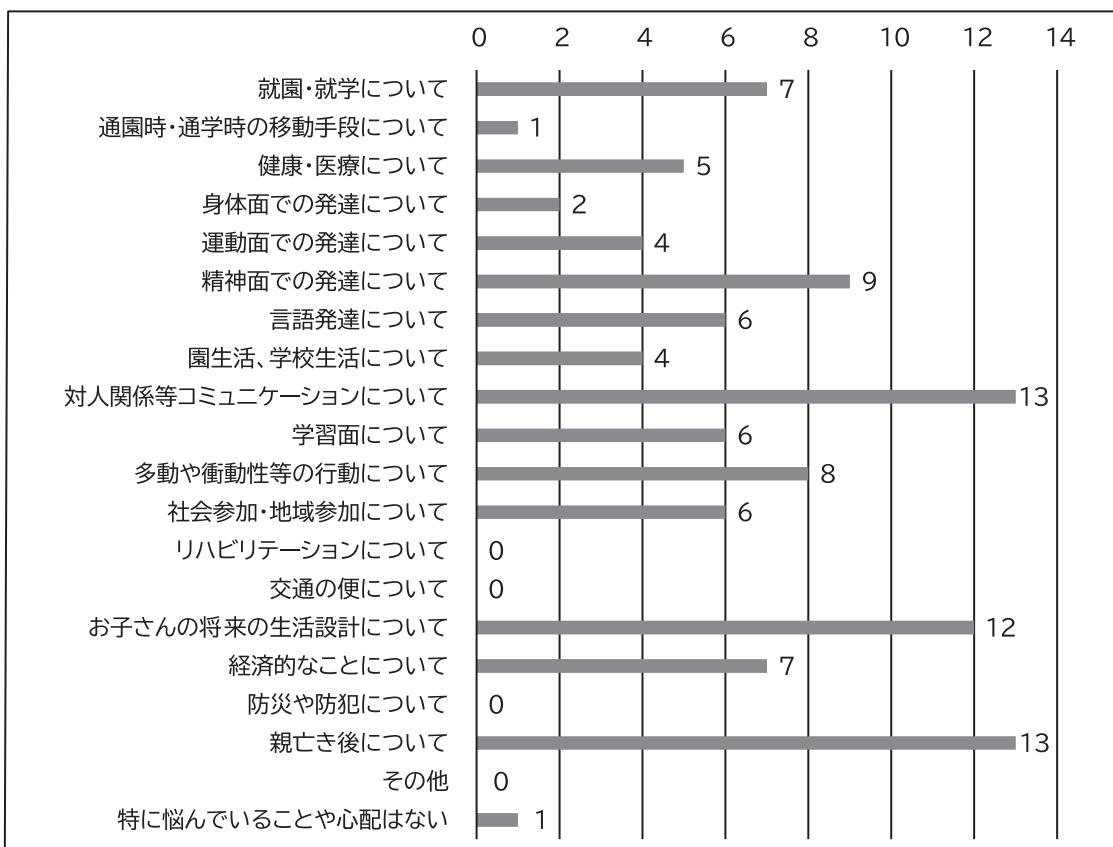


その他の回答

- ・学校生活で面倒を見る場面が多かったり、はずかしい思いをする時がある。
- ・姉のスポ少の大会や県外への宿泊に付き添ってあげることができない。

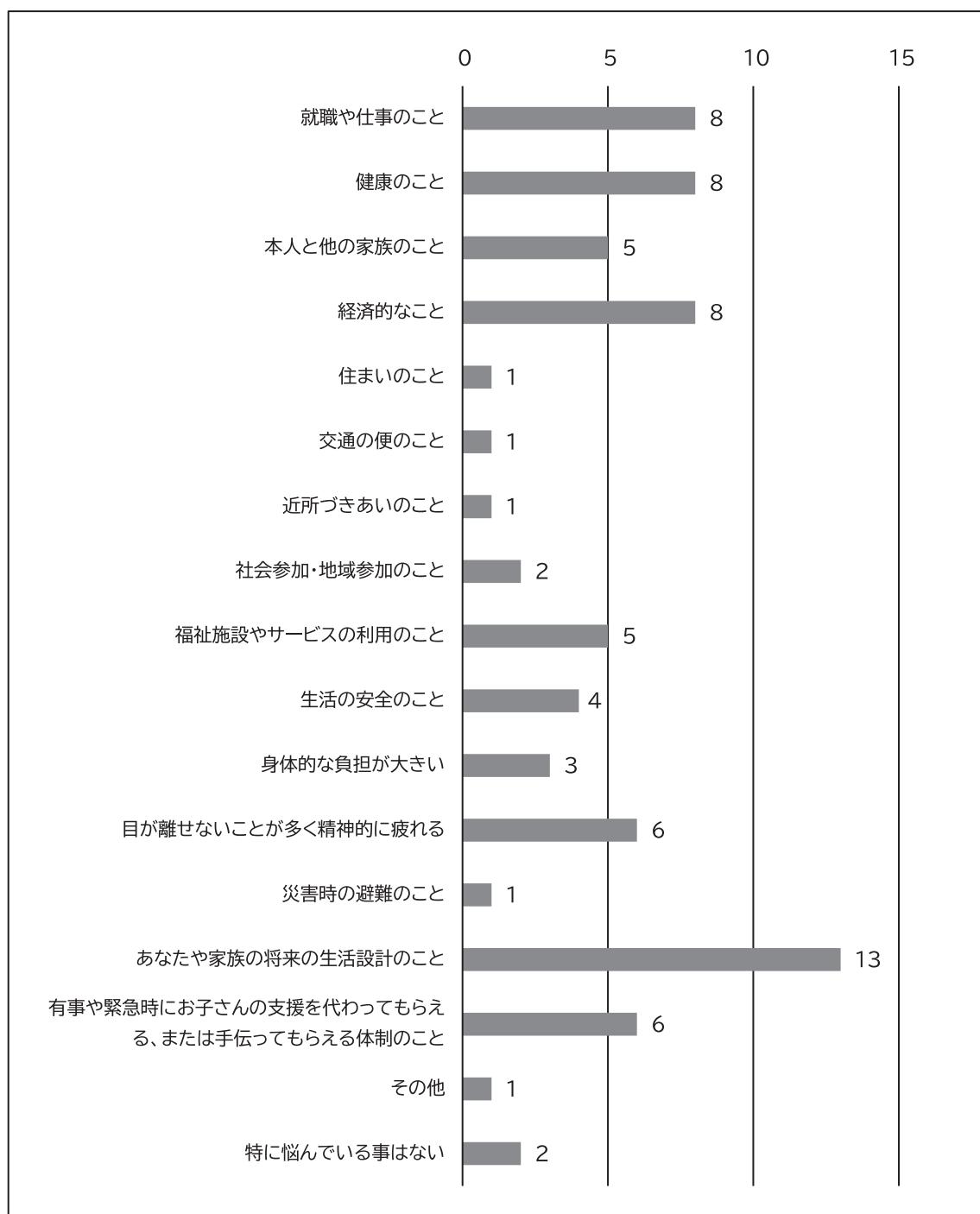
問17 お子さんことで悩んでいること、心配に思うことはありますか。

(○はいくつでも) ※問18以降、「あなた」とは、お答えいただいている方のことを持ちます (人)



問18 あなた自身が悩んでいることはありませんか。(○はいくつでも)

(人)



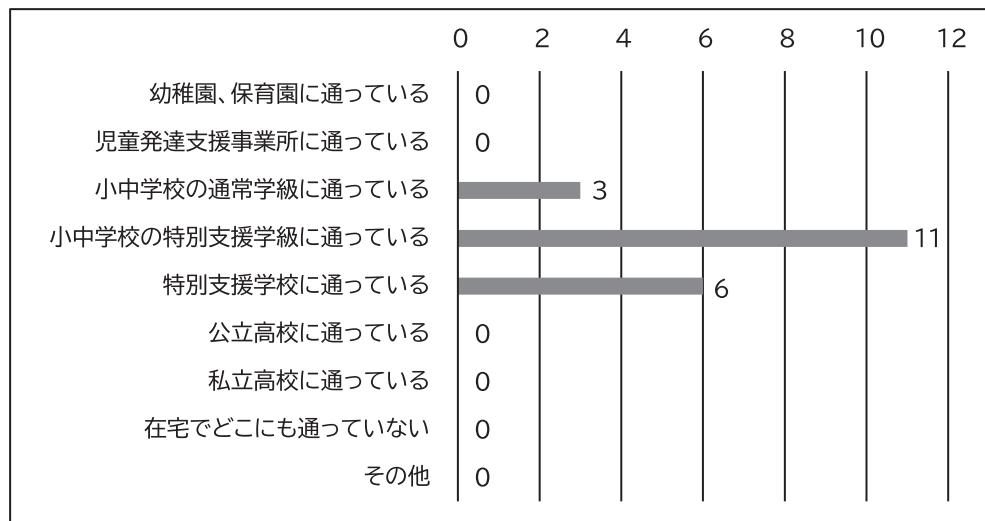
その他の回答

- もう1人障がいがある子がいるけどこの子の方に手がかかるっていること。

6日中活動や学校生活について

問19 お子さんは平日の日中主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

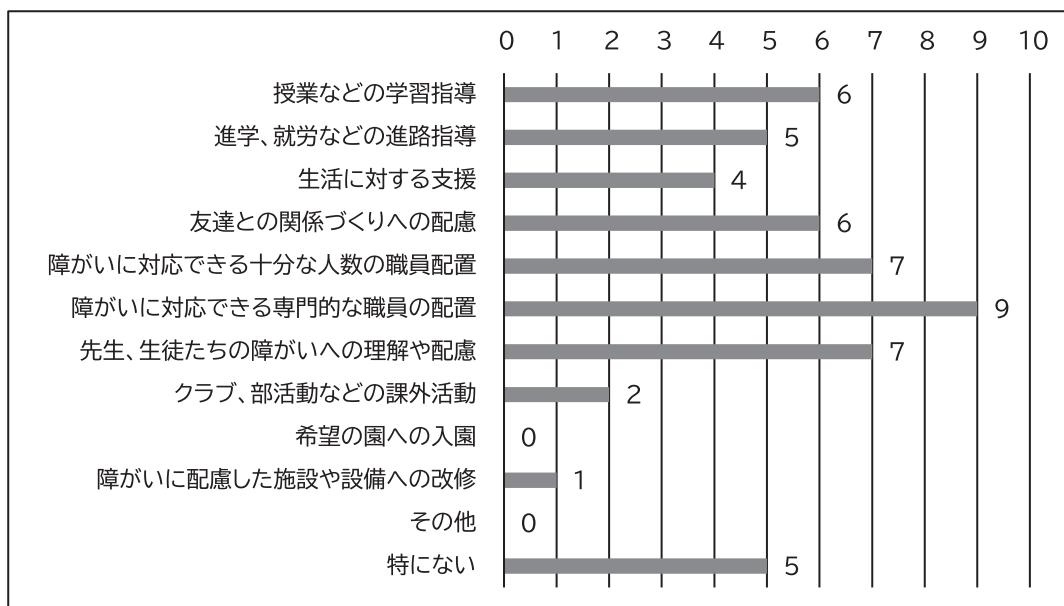
(人)



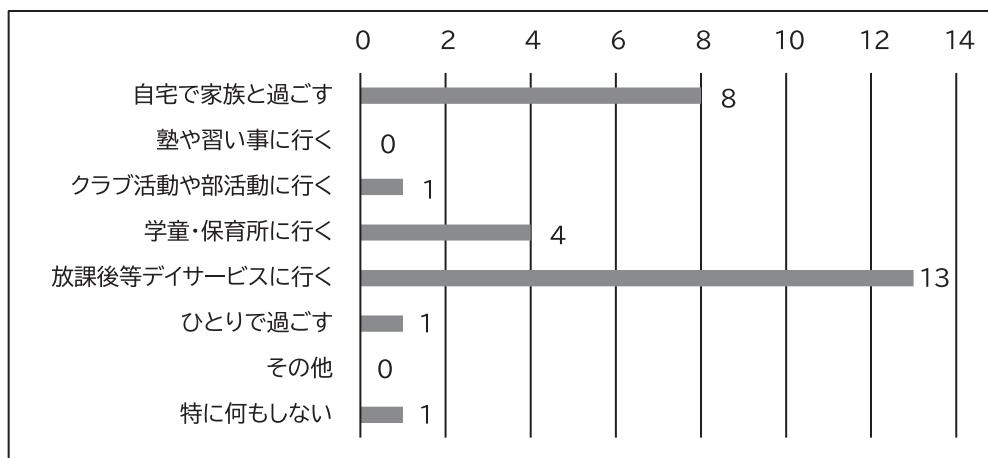
問20 お子さんが現在通っている園や学校でさらに充実させるべき

だと思うことはありますか。(○はいくつでも)

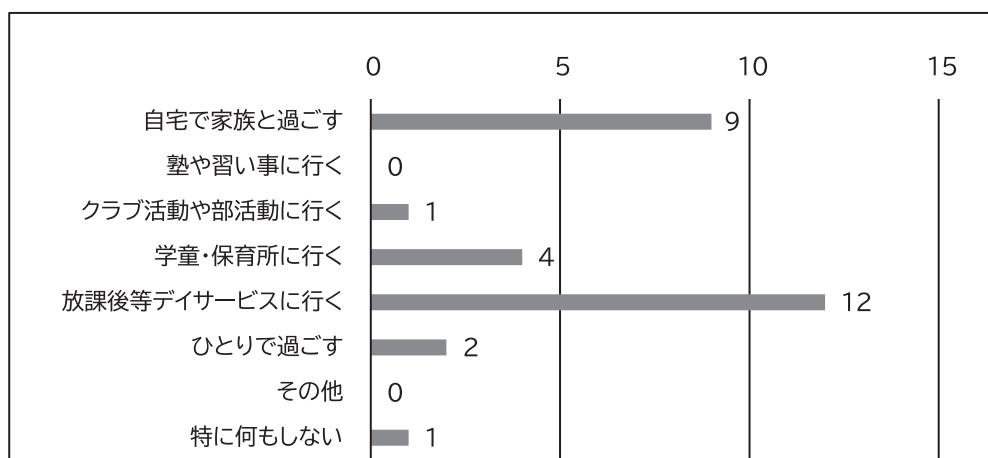
(人)



問21 お子さんは園や学校からの帰宅後、放課後、夏休みなどの長期休暇中はどのように過ごしますか。(○はいくつでも) (人)

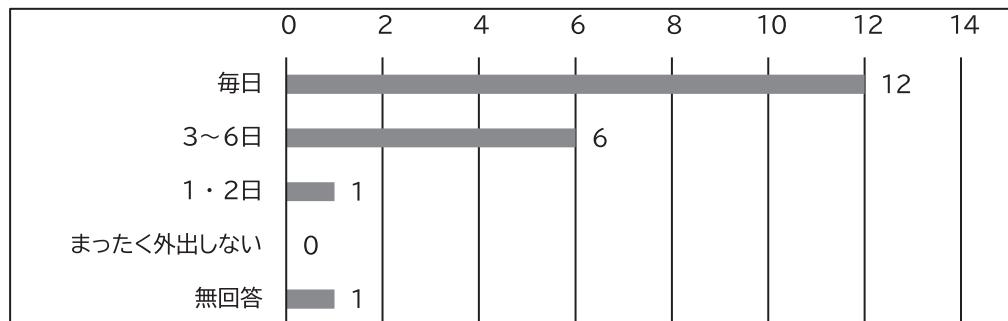


問22 あなたは今後、放課後や長期休暇中など、園や学校以外の時間はどういうに過ごして欲しいと思いますか。(○はいくつでも) (人)



問23 お子さんは1週間にどの程度外出しますか。(○は1つ)

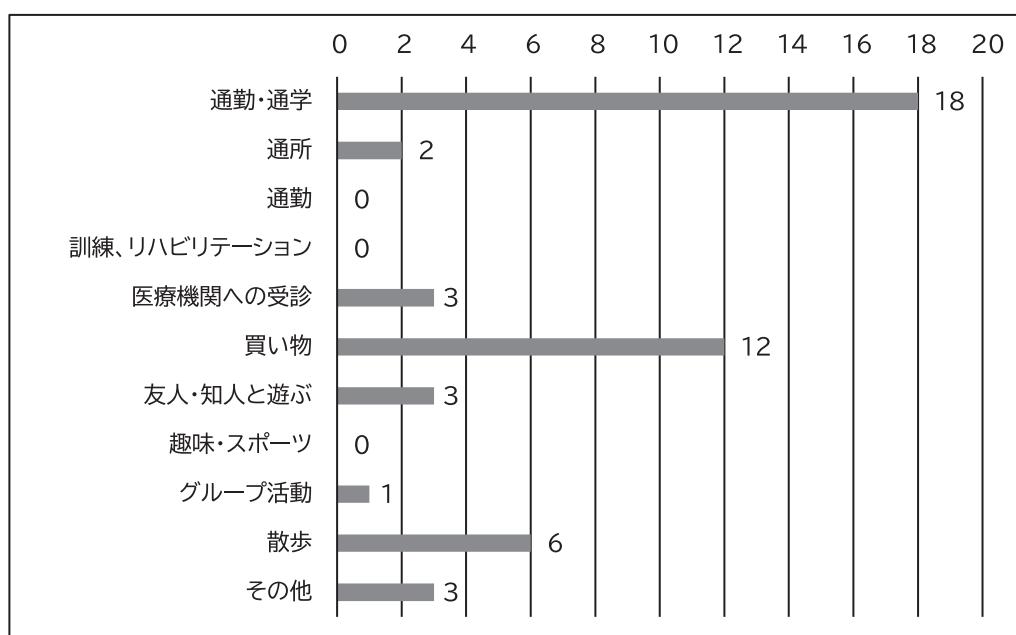
(人)



問23で「1」～「3」に○をつけた方にお伺いします。

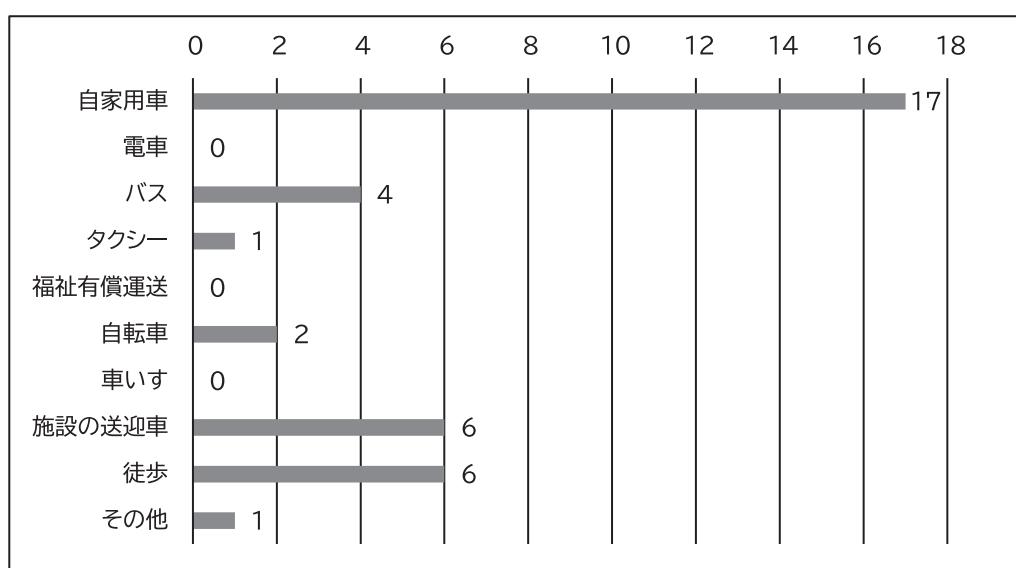
問23-1 どのような目的で外出することが多いですか。(○はいくつでも)

(人)



問23-2 外出する場合の主な移動手段は何ですか。(○はいくつでも)

(人)

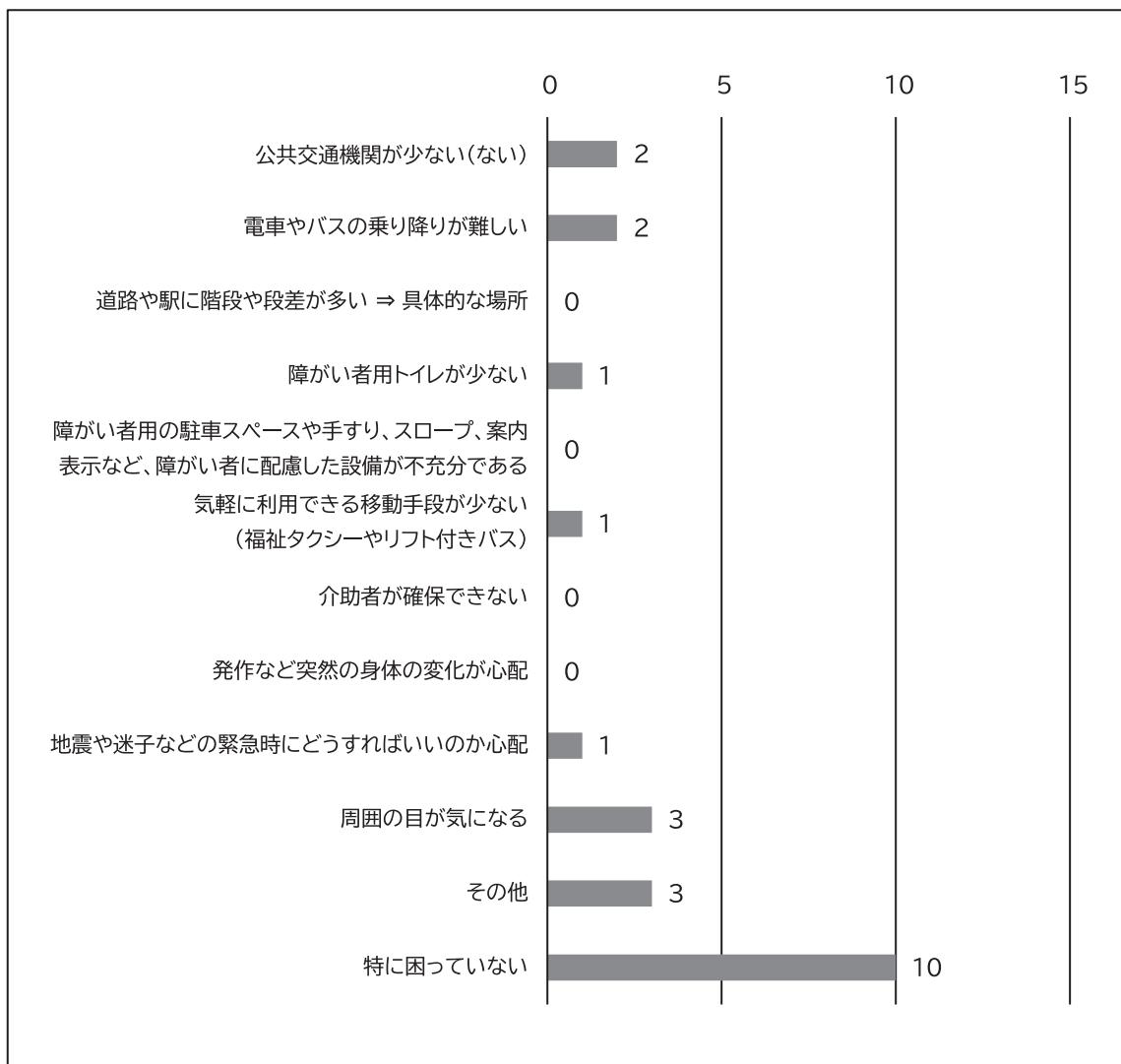


その他 記載事項

- ・送迎支援タクシー、放課後デイ送迎車。

問23-3 外出する時に困ることは何ですか。(○はいくつでも)

(人)

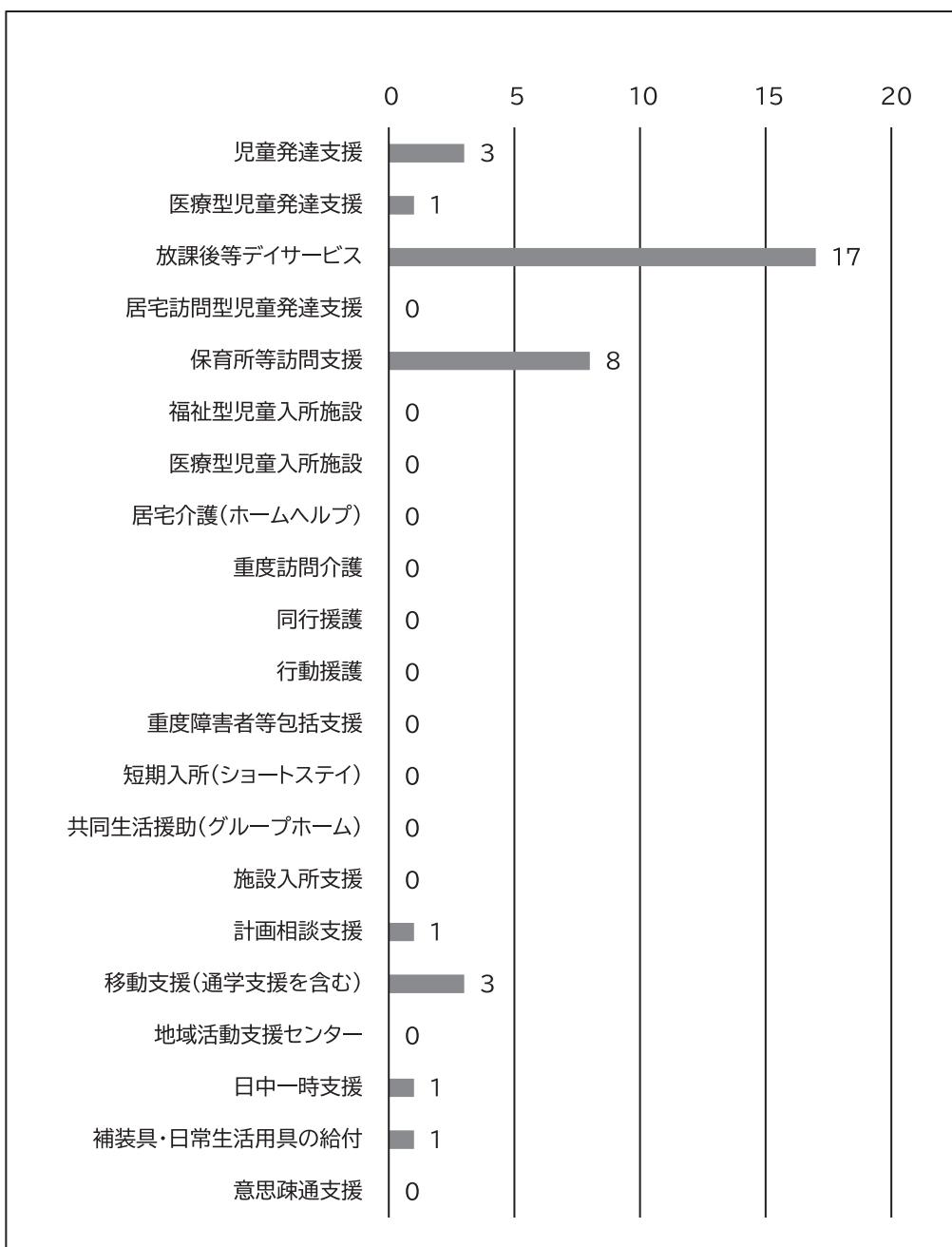


その他の回答

- ・ふらっとどこかへ行ってしまうので目が離せない。
- ・車中での過ごし方、ルールを身につけることが大変。安全面（降車の時）も心配。
- ・1人で連れて行くのが大変。ずっと動きまわっている。用事が済んでいないのにお家に帰ろうと言う。

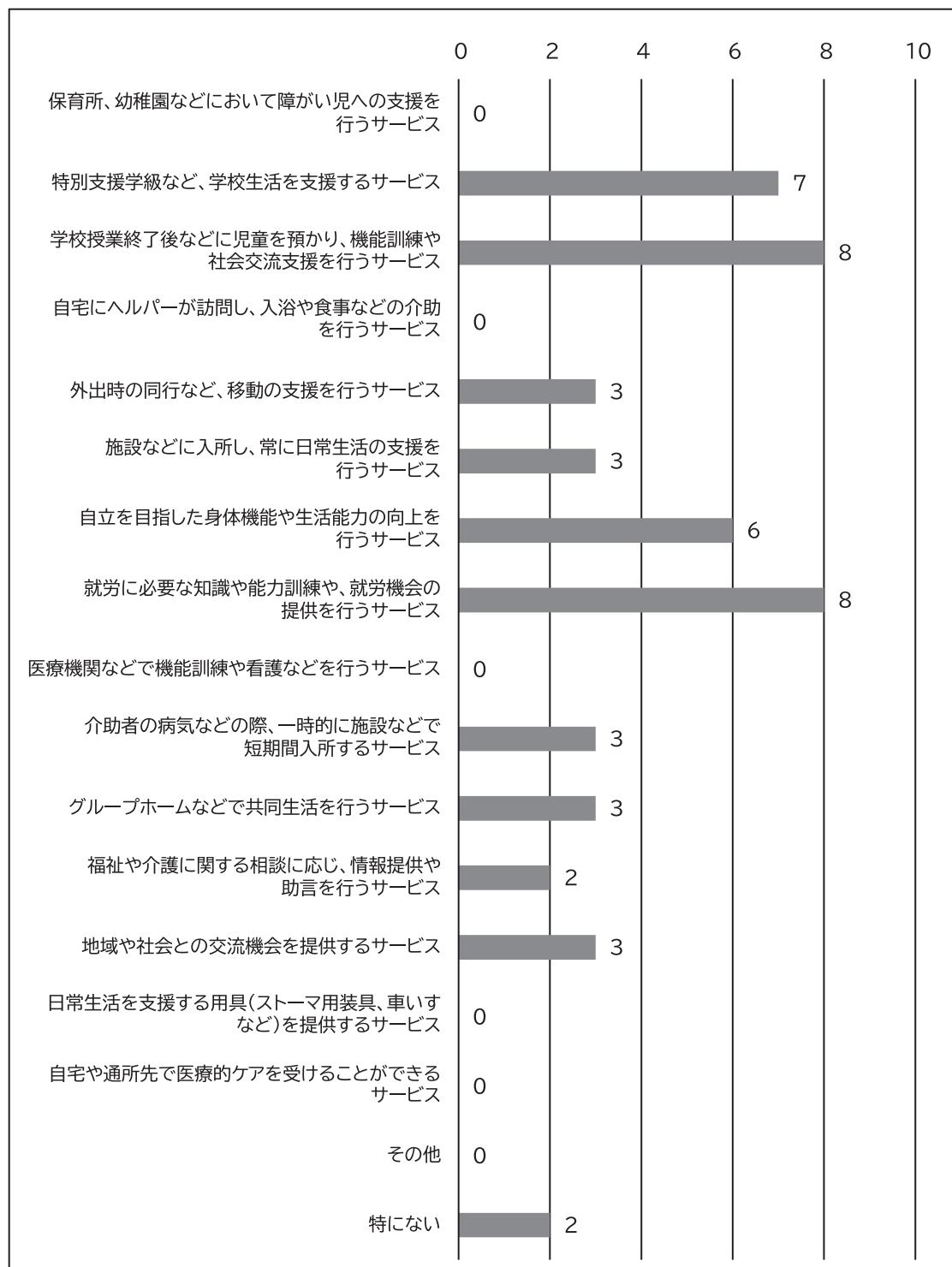
7 障がい福祉サービスなどの利用について
問24 以下のなかで、お子さんが現在利用しているサービスはありますか
利用しているサービスに○をつけてください。(○はいくつでも)
※サービスの説明は、別紙をご覧ください。

(人)

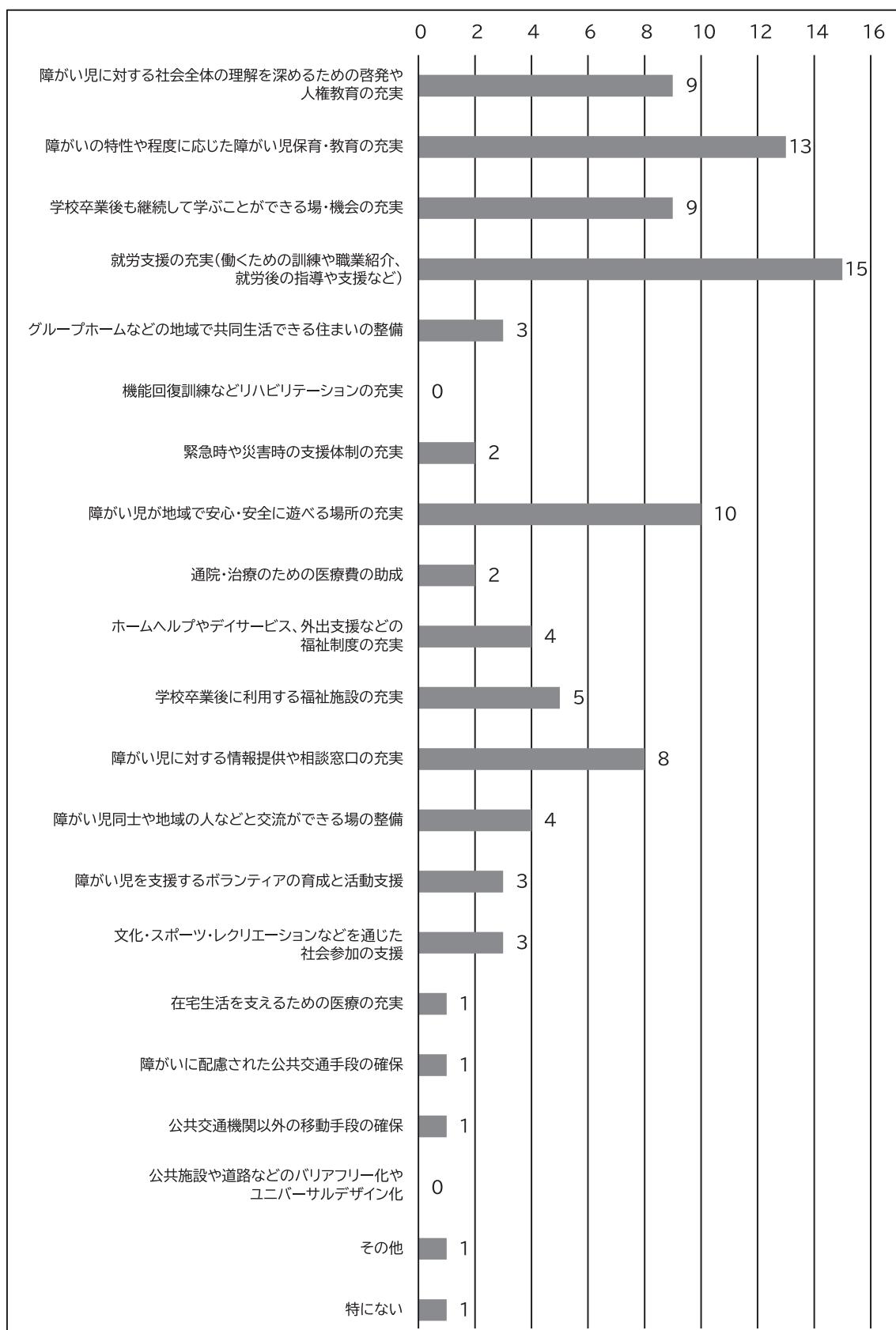


問25 あなたが今後利用したいのはどのようなサービスですか。
(○はいくつでも)

(人)



問26 障がい児支援として充実すべきことは何ですか。
(○はいくつでも)



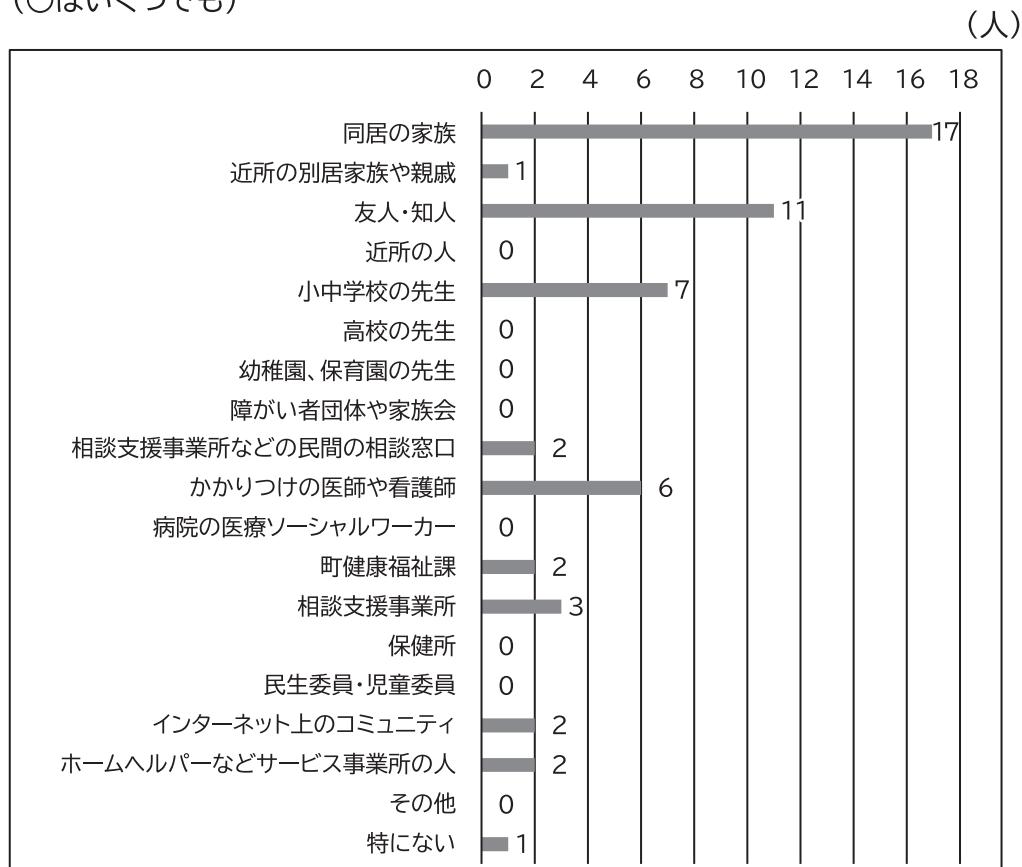
その他 記載事項

- ・土日祝・早朝～夕方のショートなど利用できる施設を白鷹に。紙おむつ代の補助。

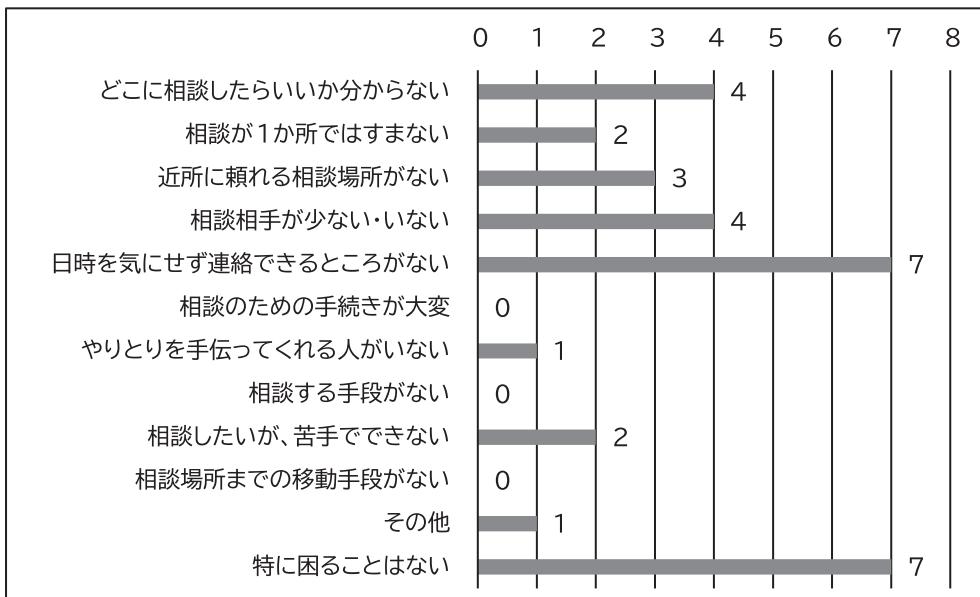
8 相談相手・情報について

問27 あなたは普段悩みや困ったことをどなたかに相談していますか。

(○はいくつでも)



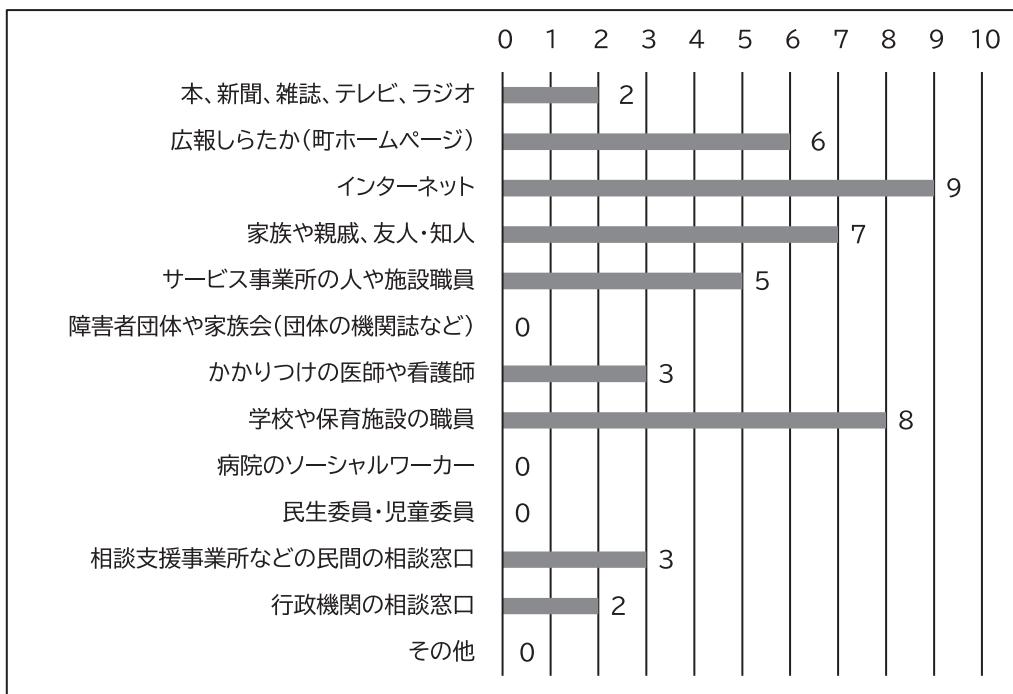
問28 あなたが相談したい時に困ることは何ですか。(○はいくつでも) (人)



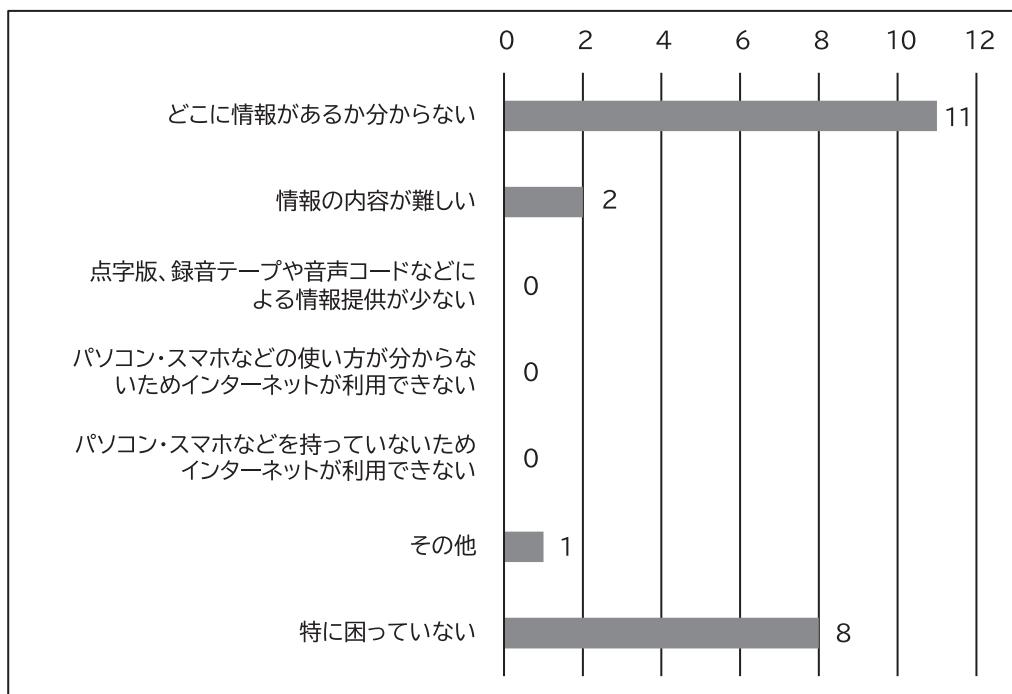
その他の回答

- 友人ならいつでも相談できるが、仕事として業務を行っているところは時間の制限もあったり、すぐ返答を得られないことが多い。

問29 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。(○はいくつでも) (人)



問30 福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。
(○はいくつでも) (人)

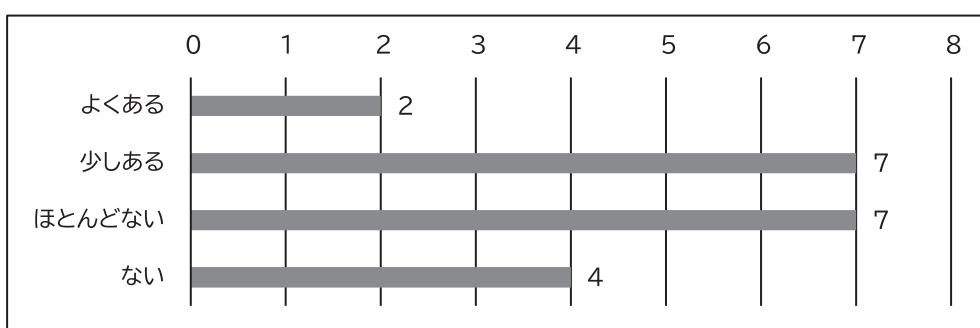


その他の回答

- ・自分の子が利用できる福祉はどれなのかよくわからない。

9 権利擁護について

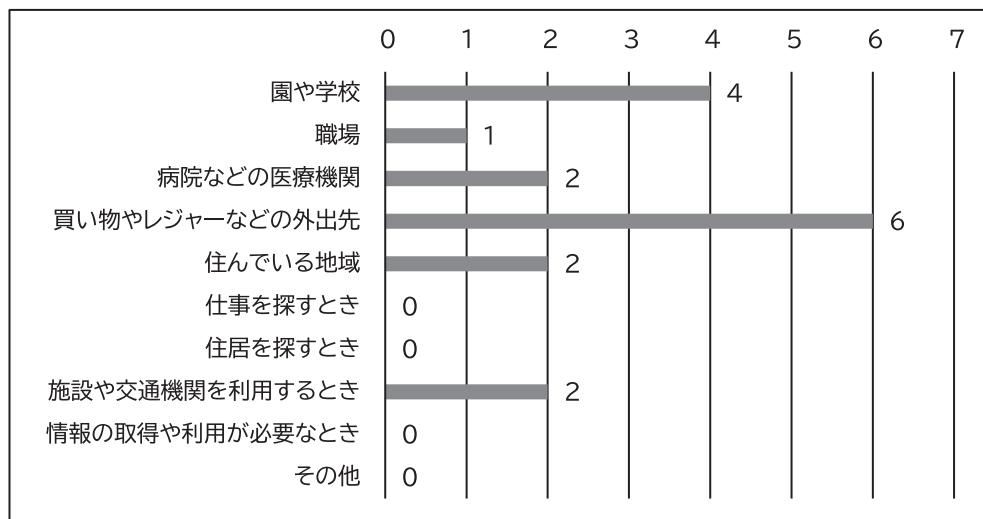
問31 あなたはお子さんに障害があることで、差別を受けたり、嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ) (人)



問31で「1」または「2」に○をつけた方にお伺いします。

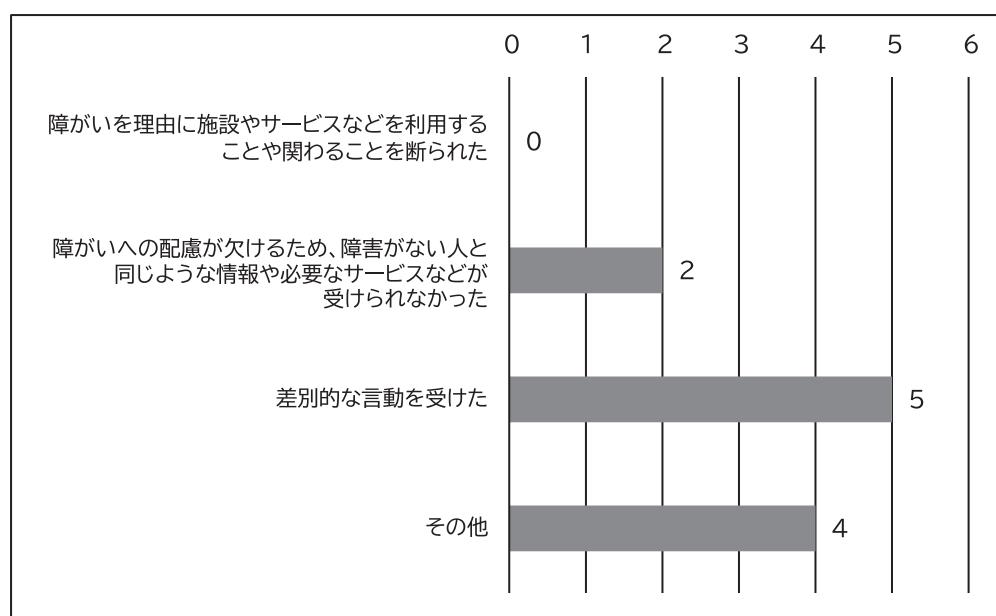
問31-1 どのような場所や場面で差別を受けたり、嫌な思いをしましたか。

(○はいくつでも) (人)



問31-2 どのような差別を受けたり、嫌な思いをしましたか。(○はいくつでも)

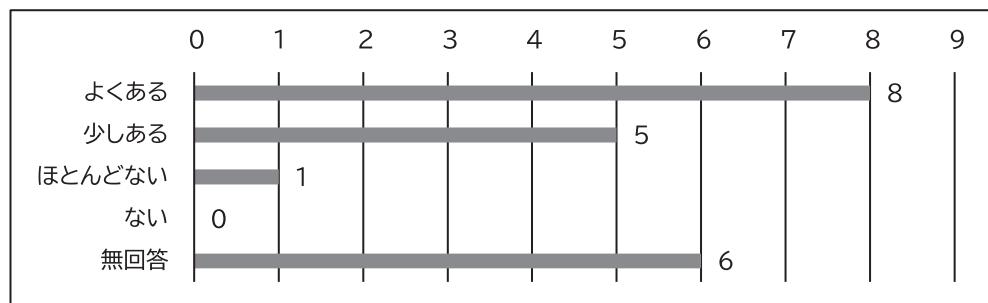
(人)



その他の回答

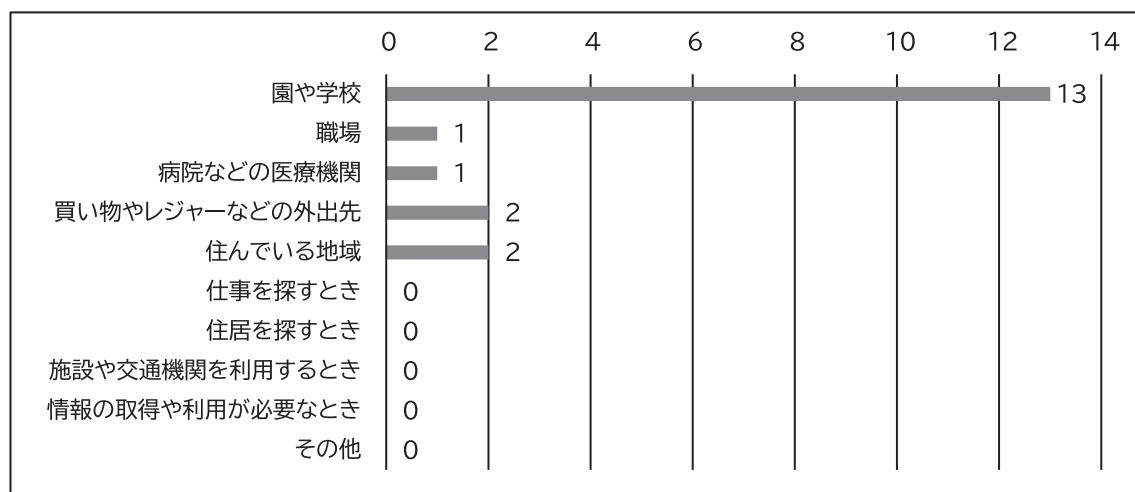
- ・悪気のない日常の会話・いやな顔をされた。
- ・入学する時の健診で健常児と同じスペースで受ける事は難しいのに、後日受診しないといけない旨を言われ、親も子も苦痛な時間でした。就学時の健診は町で行っているから事務的すぎて（決められた通り）配慮が欠けていると思った。
- ・奇声をあげたり大泣きしたりずっとエスカレーターで上り下りしていたりしていて笑われたり、じっと見られたり・・・あの視線がこわかった。

問32 あなたはお子さんに対する配慮で、良かったことや嬉しかったことはありますか。
(○は1つ) (人)



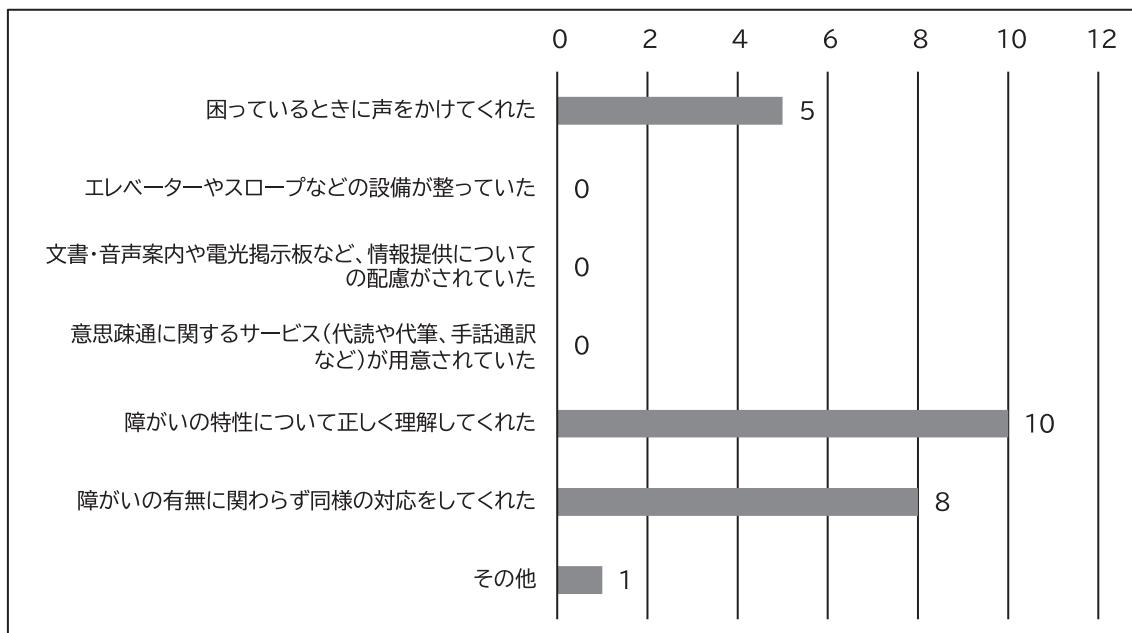
問32で「1」または「2」に○をつけた方にお伺いします。

問32-1 どのような場所や場面で良かった、嬉しかったと感じましたか。
(○はいくつでも) (人)



問32-2 良かった、嬉しかったと感じたことは何ですか。
(○はいくつでも)

(人)

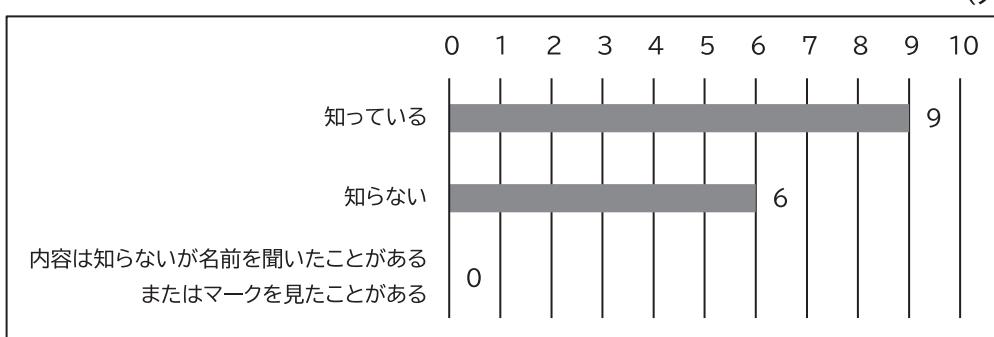


その他の回答

- ・先生自ら赴いて心理士、医師から話を聞いた。

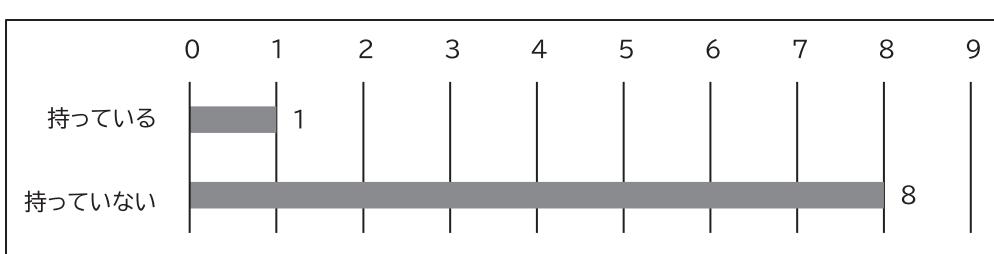
問33 あなたはヘルプマークについて知っていますか。(○は1つ)

(人)

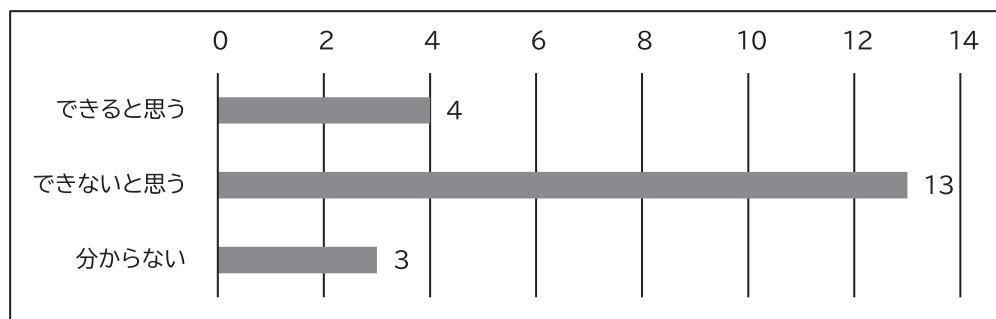


問34 お子さんはヘルプマークを持っていますか。(○は1つ)

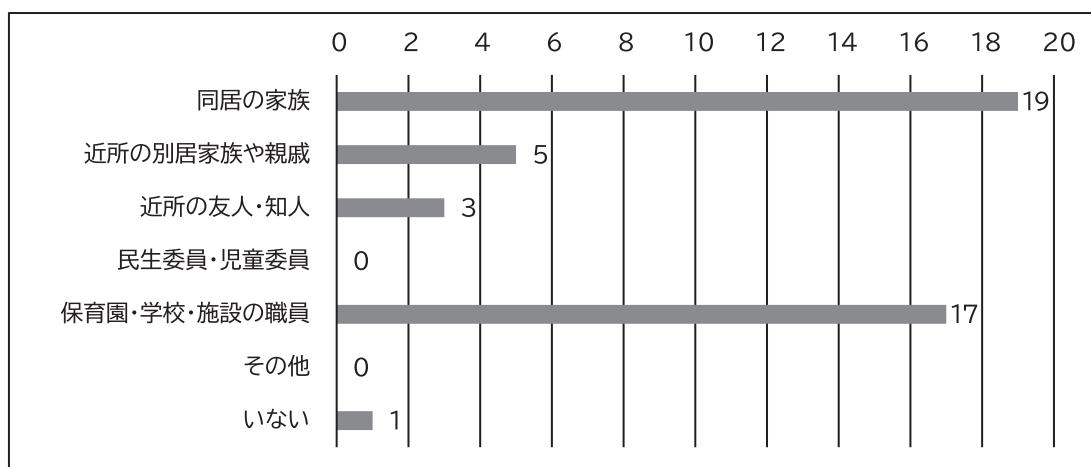
(人)



問35 お子さんは災害時に一人で避難できると思いますか。(○は1つ)
(人)

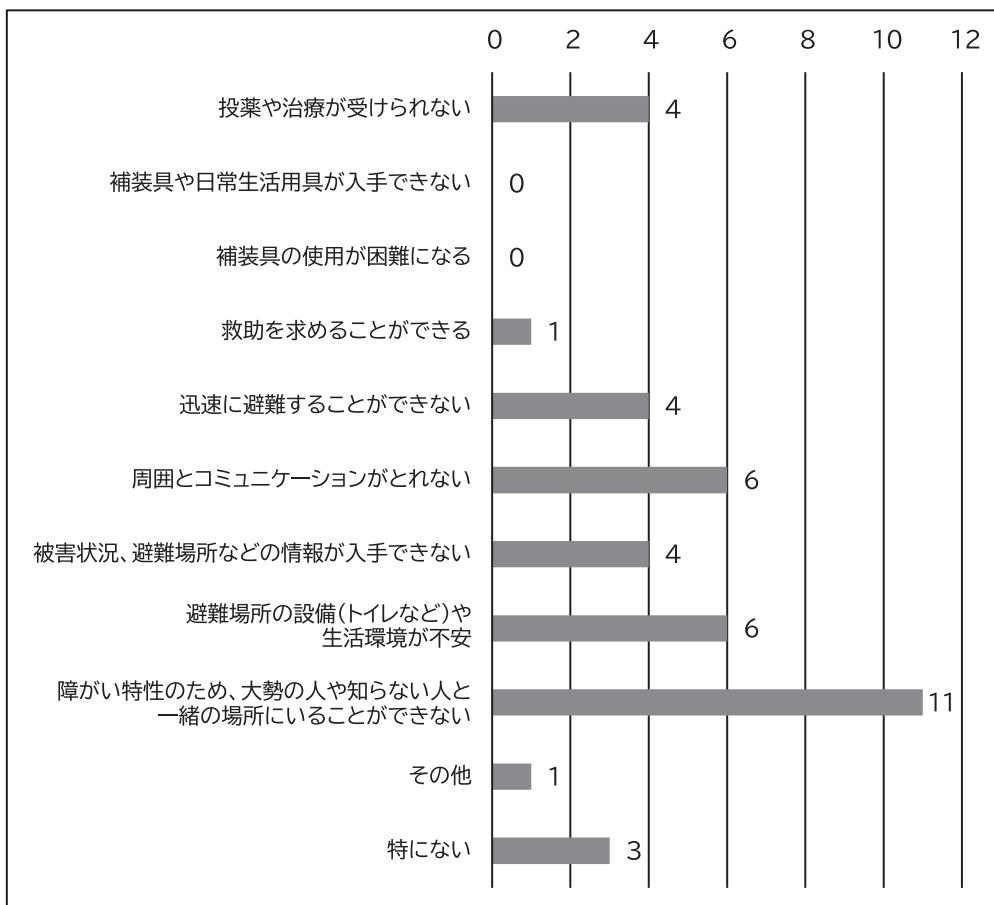


問36 災害時にお子さんを助けてくれる人はいますか。(○はいくつでも)
(人)



問37 あなたは災害時におけるお子さんの援護について、どのようなことに不安を感じますか。(○はいくつでも)

(人)

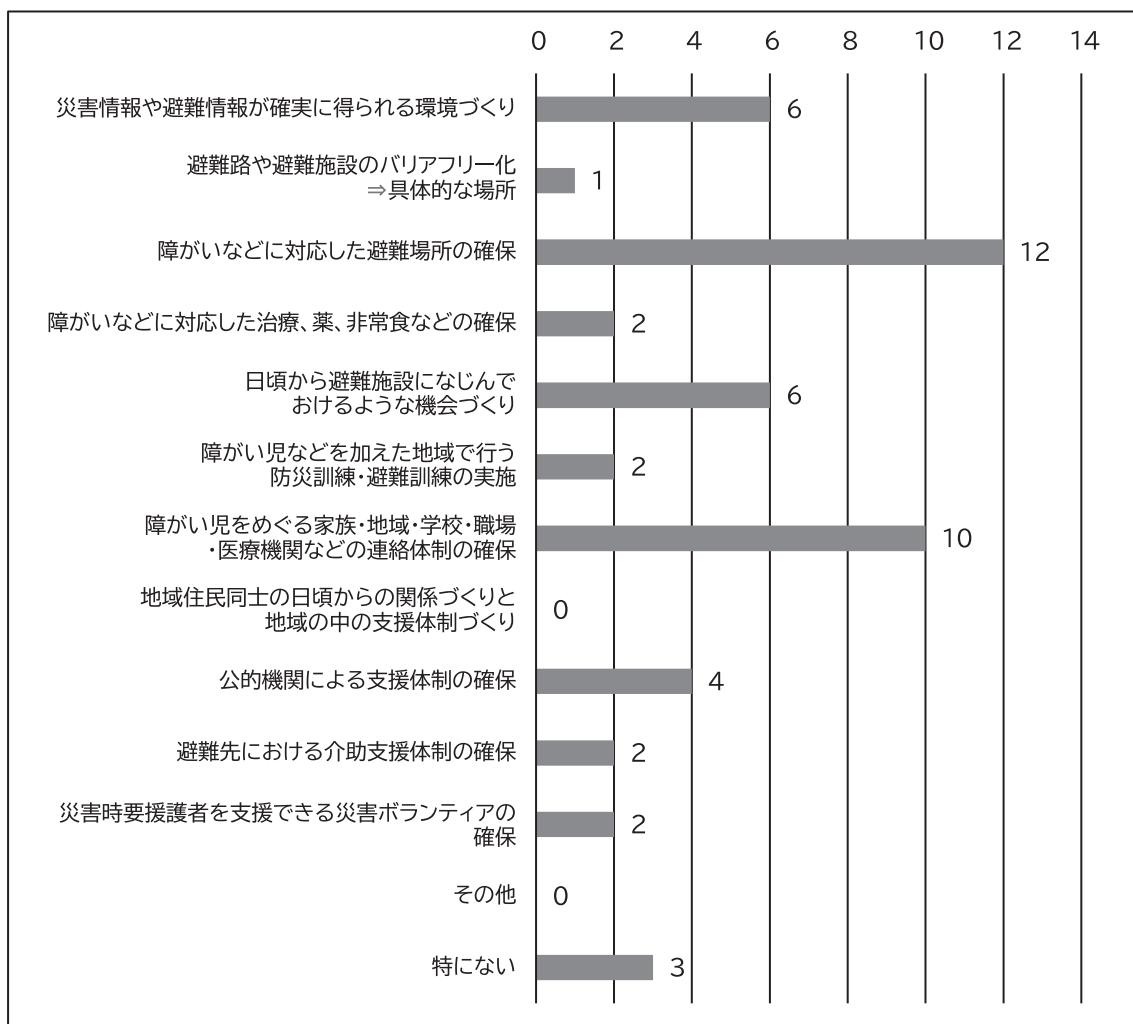


その他 記載事項

- ・不安障害の症状が出てしまうことへの不安パニック状態になった時の対応。

問38 あなたは災害時の避難について、町や地域に、どのような支援や配慮を求めますか。
(○はいくつでも)

(人)



2. 避難路や避難施設のバリアフリー化 ⇒「具体的な場所」の回答

- ・トイレ空間、様式、スペース、段差。

その他の回答

- ・障がい児の預け先確保。世話をもらっている間、親は別のこと。
(復旧作業ができる)

問39 質問は以上です。最後に、障がい福祉サービス等について、ご意見がありましたらご自由にご記入ください。

※個人情報が記載されている文章や、誤字、脱字と思われる文章につきましては、健康福祉課福祉係にて、訂正しております。ご了承ください。

1	福祉サービス利用開始あたり、サービス事業所、相談支援事業所と話を進めて手続きを行えている認識でいるため、役場に申出しなければいけない事を忘れてしまう。←（保健師と面談が必要と知らない人もいるのでは？）「役場に相談」がスタートでなく、直接事業所に問合せして進める場合に、役場での手続きも案内できるような手立てがあるとありがたいです。
2	〈小学校の特別支援学級について〉学校では先生方に特性の事について理解して頂き安心して通っています。支援学級の先生方には毎日子供たちのためにたくさん考えて下さり配慮していただく事もありありがとうございます。先生たちの負担が少しでも軽くなるように人数の確保など考えて頂けたら幸いです。（教育委員会への要望だとは思いますが…的はずれですみません…）
3	・スポーツをさせたいが、健常児向けに参加すると迷惑をかけたり、浮いてしまう。・気軽に親子で参加できる身体を動かすイベントがあれば参加したい。・スポ少はハードルが高く、やらせたいが断念している。・いろんな子供がいて、多様な参加が可能な町になってほしい。・親同士のコミュニティがまだまだ少ないと感じる。・つながるツールがあれば利用したい。・学校ごとに障がい児教育に対する考え方や対策が全然ちがう事にビックリした。・図書館にも特性をもった友達を知るキッカケになる絵本がたくさんある。ぜひ授業などでどんどん活用していただきたい。
4	福祉サービスの説明には様々な項目がありましたが、実際どのくらい充実したサービスが受けられているのでしょうか。皆さんの税金を使わせて頂いて子育てをしていかなければならない申し訳ないという思いもあるのですが、個々にとって必要なところでの支援サービスや、この先の不安についてなど沢山心配なことがあります。でも、福祉を志す若い世代の不安や施設や支援をたちあげてくださる方もいない中、医療が進み障害者であっても長く生きられる=障害のある方も増える現状と将来について町ではどのように考えているのか、というところが大きく感じるところです。よく相談員の方には「その人に合ったところに」と言われますが、この町で生まれ、生活してきた子が、他の市町村の施設で就労し、生活をしなければならないことに親としては心苦しく思います。就労、生活について親亡き後はきちんと整備してもらいたいと強く思います。また我が家は多子世帯であり、働かなければ他の子も育てられず、何をするにも障害があると時間（利用）は短く、正社員でいつまで働けるか…と毎度思います。アンケートのみにせず、障害をもつた方、その家族の思いを聞いて頂ける場を作ってもらいたいです。
5	・どの窓口で、いつ誰がどんな時にどこの場所（施設）でどのようなサービスを受けることができるのか、わかる表を配ってほしい。・白鷹町に土日祝、早朝～夕方、ショートなど利用できる施設があれば助かる。親が大変。兄弟も大変。・親の声を聞いてもらいたい。アンケートの結果など出来るサービス、出来ないサービスなぜ出来ないのかなど報告して欲しい。保護者たちと福祉についてわかっている人と直接話合える場を作ってほしい。白鷹町の子供たち（未就学児～高校生までくらい）の障がいのある子たちの集まれる場所（保護者同士が話合える場。子供たちはボランティアの方々に見てもらつて）※白鷹町の福祉サービスがさらに良くなることを願っています。
6	土日福祉サービスを利用したいのですが白鷹町に利用できる施設がありません。（日中一時、短期入所）今すぐにでも利用したいので早急な対応をお願いしたいです。将来子供が安心して暮らせるようにグループホームや入所施設を増やして頂きたいです。毎日精神的にも肉体的にも疲労しています。平日は働いています。土日サービス利用出来たらとても助かります。よろしくお願い致します。
7	・福祉サービスが少ないため長井市等の隣の市町村や山形市まで行かないと受けられない。特に小児科診察や訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ。・高齢者の介護サービスは色々あることはわかるが障害福祉サービス、医療サービスに取り組んでいる事業所が少ないうえわかりにくい。・サービス以前に親が理解しているかも大きい。私の子供は明確に診断がつかずADHDのグレーゾーンのような感じでサービス利用と服薬で経過をみているが、親が自ら違和感を感じ相談なり受診するか否かで子供の成長が違ってくると常常思う。
8	土日でも障がい児を預かってもらえる施設が町に欲しい。介護者である親が病気や事故などの際、短期入所できる施設が欲しい。

5. 第3次白鷹町障がい者プラン策定委員名簿

1 検討委員

	役 職	氏 名	職 名
1	委 員	佐竹 典明	白鷹町身体障害者福祉協会 会長
2	委 員	小関 新治	白鷹町民生委員児童委員協議会 会長
3	委 員	金田 正子	白鷹町手をつなぐ育成会 会長・知的障害者相談員
4	委 員	金田 茂也	身体障害者相談員
5	委 員	黒澤 武利	テルス株式会社 代表取締役社長
6	委 員	廣居 正人	障がい者支援施設 白鷹陽光学園 園長
7	委 員	竹田 恵美	こぶしの家 施設長
8	委 員	小林 真	特定非営利活動法人ひびき 理事長
9	委 員	色摩 和幸	特定非営利活動法人あゆむ 理事長
10	委 員	松野 芳郎	白鷹町社会福祉協議会 事務局長
11	委 員	鍋倉 広英	サポートセンターおきたま 所長
12	委 員	奥山 薫	白鷹町区長会連合会 理事
13	委 員	高村 和宏	置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課 課長
14	委 員	青木 珠己	保護者代表
15	委 員	高橋 友紀	保護者代表
16	委 員	加藤 和芳	白鷹町企画政策課 課長
17	委 員	黒澤 和幸	白鷹町商工観光課 課長
18	委 員	橋本 秀和	白鷹町教育委員会 教育次長
19	委 員	長岡 聰	白鷹町健康福祉課 課長

2 ワーキング委員

	役 職	氏 名	職 名
1	委 員	大滝 今日子	障がい者支援施設 白鷹陽光学園 支援課長
2	委 員	荒木 芳美	相談支援事業所こぶし 相談支援専門員
3	委 員	橋田 幸恵	放課後等デイサービス P O C C O しらたか 管理者
4	委 員	矢口 敬子	児童発達支援センターにこっと 児童発達支援管理責任者
5	委 員	高橋 ひとみ	サポートセンターおきたま 相談支援専門員
6	委 員	色摩 和幸	特定非営利活動法人あゆむ 理事長・相談支援専門員
7	委 員	井澤 孝介	白鷹町商工観光課 商工振興係長
8	委 員	小口 和香	白鷹町教育委員会 指導主事
9	委 員	小谷部 哲	白鷹町企画政策課 企画調整係長
10	委 員	大木 陽子	白鷹町健康福祉課 健康推進係主査(保健師)
11	委 員	橋本 三千子	白鷹町健康福祉課 子育て支援係主任主査(保育士)
12	委 員	結城 恵	白鷹町健康福祉課 地域包括支援センター係主任保健師

3 事務局

	役 職	氏 名	職 名
1	事務局長	永沢 照美	白鷹町健康福祉課 課長補佐
2	事務局員	村上 久美	白鷹町健康福祉課 福祉係長
3	事務局員	井澤 さち子	白鷹町健康福祉課 福祉係主任主査
4	事務局員	小林 千恵	白鷹町健康福祉課 福祉係主任
5	事務局員	土屋 魁人	白鷹町健康福祉課 福祉係主事

町内の福祉サービス事業所の利用者様より、表紙等へ掲載しているイラストや作品のご協力をいただきました。

みなさま、ご協力ありがとうございました。

<ご協力いただいた事業所> *

こぶしの家、白鷹陽光学園、しらたかFACTORY、

POCCOしらたか、児童発達支援センターにこっと（敬称略）

* *

第3次白鷹町障がい者プラン 令和6年度～10年度

発 行 日 令和6年3月

発 行 白鷹町（事務局 健康福祉課）

〒992-0892

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488

TEL 0238-86-0111

